有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日

(第11期) 至 平成22年3月31日

イー・アクセス株式会社

(E04482)

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同 法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用 し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものでありま す。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された 監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告 書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

イー・アクセス株式会社

第11期 🛚	頁価証券報告書	
【表紙】		
第一部	【企業情報】	2
第1	【企業の概況】	
	1 【主要な経営指標等の推移】	··· 2
	2 【沿革】	
	3 【事業の内容】	
	4 【関係会社の状況】	
	5 【従業員の状況】	
第2		
	1 【業績等の概要】	
	2 【生産、受注及び販売の状況】	
	3 【対処すべき課題】	
	4 【事業等のリスク】	
	5 【経営上の重要な契約等】	
	6 【研究開発活動】	
	7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	
第3		
	1 【設備投資等の概要】	
	2 【主要な設備の状況】	
	3 【設備の新設、除却等の計画】	
第4	【提出会社の状況】	
	1 【株式等の状況】	
	2 【自己株式の取得等の状況】	
	3 【配当政策】	
	4 【株価の推移】	
	5 【役員の状況】	
	6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	
第 5	【経理の状況】	
	1 【連結財務諸表等】	
	(1) 【連結財務諸表】	
	(2) 【その他】	131
	2 【財務諸表等】	
	(1) 【財務諸表】	132
	(2) 【主な資産及び負債の内容】	181
tota o	(3) 【その他】	183
第 6	【提出会社の株式事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 7	【提出会社の参考情報】	187
	1 【提出会社の親会社等の情報】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	187
<i>bb</i> → ±-	2 【その他の参考情報】	187
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	189

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成22年6月25日

【事業年度】 第11期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エリック・ガン

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03-3588-7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03-3588-7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】
 - (1) 連結経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(百万円)	60, 353	56, 250	67, 564	94, 467	83, 067
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	7, 531	△1, 564	△8, 365	△2, 590	10, 828
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	5, 020	909	△6, 351	△9, 849	4, 148
純資産額	(百万円)	34, 543	108, 222	19, 433	12, 702	13, 155
総資産額	(百万円)	194, 174	237, 837	121, 590	129, 052	86, 864
1株当たり純資産額	(円)	24, 281. 66	21, 386. 61	13, 291. 57	4, 976. 80	6, 981. 37
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	3, 661. 19	631. 82	△4, 396. 36	△6, 977. 21	2, 762. 06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	3, 089. 10	306. 25	ı	ı	2, 170. 49
自己資本比率	(%)	17.8	13. 1	15. 5	7. 4	14. 6
自己資本利益率	(%)	15. 9	2. 8			37.3
株価収益率	(倍)	24. 9	123. 9		_	24. 7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17, 186	△1, 404	△4, 872	19, 107	14, 872
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△9, 003	△20, 335	△97, 361	△12, 934	△3, 999
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	45, 401	24, 010	△11,074	14, 732	△53, 303
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	158, 654	160, 926	47, 619	68, 541	26, 110
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	492 (458)	660 (1, 043)	347 (63)	462 (119)	404 (45)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 純資産額の算定にあたり、第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号)を適用しております。
 - 3 第9期及び第10期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」、「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 - 4 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数には第 8期まで業務委託先従業員数を含んでおりましたが、第9期からは除いております。
 - 5 第9期の従業員数及び臨時従業員数が第8期に比して、313名、980名それぞれ減少したのは、注4に記載した内容に加え、平成19年5月31日にイー・モバイル株式会社が連結子会社から持分法適用関連会社へ異動したためであります。
 - 6 第10期の従業員数及び臨時従業員数が第9期に比して、115名、56名それぞれ増加したのは、主に平成20年 9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを連結子会社に含めたためであります。
 - 7 第11期の従業員数及び臨時従業員数が第10期に比して、58名、74名それぞれ減少したのは、主に株式会社アッカ・ネットワークスとの合併による経営効率化及び持分法適用関連会社のイー・モバイル株式会社への出向による人員シフトによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(百万円)	60, 353	55, 984	67, 257	78, 623	77, 029
経常利益	(百万円)	9, 388	11, 378	10, 587	12, 909	15, 027
当期純利益	(百万円)	6, 334	6, 628	8, 454	7, 034	10, 015
資本金	(百万円)	16, 403	17, 034	17, 101	18, 368	18, 392
発行済株式総数	(株)	1, 422, 605	1, 455, 745	1, 461, 310	普通株式 1,417,994 第1種優先株式 25	普通株式 1,447,496 第1種優先株式 25
純資産額	(百万円)	35, 517	38, 229	40, 324	47, 976	56, 895
総資産額	(百万円)	142, 505	139, 572	142, 448	161, 148	130, 584
1株当たり純資産額	(円)	24, 966. 02	26, 259. 87	28, 464. 80	32, 042. 71	37, 549. 22
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	1, 300 (-)	1, 800 (900)	2, 300 (1, 150)	普通株式 2,300 (1,150) 第1種優先株式 1,596,162 (一)	普通株式 2,400 (1,200) 第1種優先株式 6,773,750 (3,386,875)
1株当たり当期純利益	(円)	4, 619. 42	4, 604. 66	5, 852. 03	4, 934. 73	6, 834. 42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	3, 897. 60	3, 987. 15	5, 081. 54	4, 261. 81	6, 330. 97
自己資本比率	(%)	24. 9	27. 4	28. 3	29.8	43. 6
自己資本利益率	(%)	19.8	18.0	21. 5	15. 9	19. 1
株価収益率	(倍)	19. 7	17. 0	10. 5	12.9	10.0
配当性向	(%)	28. 1	39. 1	39. 3	46.6	35. 1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	332 (416)	291 (407)	347 (63)	392 (53)	404 (45)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 平成20年12月26日付で、第1種優先株式25株を発行いたしました。
 - 3 純資産額の算定にあたり、第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号)を適用しております。
 - 4 平成19年3月期第2四半期より、四半期配当を実施しております。
 - 5 第9期及び第10期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額575円の合計2,300円、第11期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額600円の合計2,400円となっております。
 - 6 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数には第 8期まで業務委託先従業員数を含んでおりましたが、第9期からは除いております。
 - 7 関連会社であるイー・モバイル株式会社に対し、第7期に151名、第8期に369名、第9期に460名、第10期 に547名、第11期に693名を専任出向させております。

2 【沿革】

- 平成11年11月 イー・アクセス株式会社(本店所在地:東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル)設立(資本金3,000万円)
- 平成11年12月 一般第二種電気通信事業の届出番号(A-113514)を取得
- 平成12年4月 NTT電話交換局2局にてADSL試験サービスを開始(青山局・三田局)
- 平成12年8月 新事業創出促進法の認定を取得(注)1
- 平成12年9月 第一種電気通信事業の許可番号(第264号)を取得
- 平成12年10月 無料試験サービスを終了し、有料サービスを開始
- 平成13年7月 電気通信基盤充実臨時措置法の認定を取得(注)2
- 平成13年8月 光ファイバー・バックボーン・ネットワークの運用を開始
- 平成13年11月 最大下り通信速度 8 Mbps ADSLサービス 8 Mbps ADSLサービスを開始
- 平成14年2月 マイクロソフト株式会社との提携によるインターネット電話サービスを開始
- 平成14年6月 日本テレコム株式会社より個人向けADSL回線事業譲受を実施
- 平成14年10月 「ADSLプラス」最大下り通信速度12Mbps ADSLサービスを開始
- 平成15年3月 IP電話事業者との提携によるIP電話の商用サービスを開始
- 平成15年7月 最大下り通信速度 1 Mbps ADSLサービスを開始
- 平成15年7月 「ADSLプラスII」最大下り通信速度24Mbps ADSLサービスを開始
- 平成15年10月 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
- 平成15年11月 「ADSLプラスQ」最大下り通信速度40Mbps ADSLサービスを開始
- 平成15年11月 法人向けIP-VPNサービスへADSL回線の提供を開始
- 平成16年7月 AOLジャパン株式会社よりISP事業の営業譲受を実施
- 平成16年8月 最大下り通信速度47MbpsADSLサービスを開始
- 平成16年11月 最大下り通信速度50MbpsADSLサービスを開始
- 平成16年11月 東京証券取引所市場第一部に市場変更
- 平成17年1月 子会社イー・モバイル株式会社(現・持分法適用関連会社)を設立
- 平成17年5月 1.7GHz帯における国内初のW-CDMA実証実験を東京都内で開始
- 平成17年11月 子会社イー・モバイル株式会社(現・持分法適用関連会社)が総務省より1.7GHz帯におけるW-CDMAでの本免許を取得
- 平成18年5月 子会社イー・モバイル株式会社(現・持分法適用関連会社)が3,600億円超の事業資金を確保
- 平成18年8月 プライバシーマークの認証を取得
- 平成19年2月 子会社株式会社カルティブを設立
- 平成19年3月 子会社イー・モバイル株式会社(現・持分法適用関連会社)が東京都23区、名古屋市、京都市、大阪市でHSDPA通信サービス『EMモバイルブロードバンド』を開始
- 平成19年5月 イー・モバイル株式会社が、株式の一部売却により連結子会社から持分法適用関連会社に異動
- 平成20年3月 関連会社イー・モバイル株式会社が全国で音声サービスを開始
- 平成20年8月 第三者割当増資により株式会社アッカ・ネットワークスの株式を取得、9月1日より連結子会社化
- 平成20年11月 関連会社イー・モバイル株式会社がHSUPA規格を導入し、送信最大通信速度1.4Mbpsのサービスを開始
- 平成20年11月 株式会社アッカ・ネットワークスの株式を公開買付けにより追加取得、保有率を88.06%へ増加
- 平成21年6月 関連会社イー・モバイル株式会社が総務省より3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局 開設計画の認定(免許)を取得
- 平成21年6月 株式会社アッカ・ネットワークスを吸収合併
- 平成21年7月 関連会社イー・モバイル株式会社がHSPA+規格を導入し、下り最大通信速度21Mppsのサービスを開始
- 平成22年3月 関連会社イー・モバイル株式会社の株式交換による完全子会社化に合意、株式交換契約書を締結
- (注) 1 新たな事業分野の開拓を図る事業者を支援するために設けられた促進法で、認定事業者はストックオプション制度の特例、債務保証、低利融資制度等の支援を受けることができます。
 - 2 電気通信分野における技術革新を促すために設けられた措置法で、認定事業者は低利融資制度、優遇税制、 債務保証等を受けることができます。

3【事業の内容】

当社グループは、当連結会計年度末現在、当社、連結子会社2社(株式会社カルティブ、CV1投資事業有限責任組合)、持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」といいます。)により構成されております。

当社グループの事業における位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。 ①ネットワーク事業

当社は、主にADSL事業者としてISPなどのビジネスパートナーや関連会社のイー・モバイルへのホールセールを通じ、お客様にADSL回線を提供しております。平成21年6月に同じADSLのホールセール事業者の株式会社アッカ・ネットワークス(以下、「アッカ」といいます。)を合併し固定ブロードバンド市場のシェアを拡大するとともに、FTTHとの料金格差や導入の容易性といったADSLの優位性を生かしたサービスの訴求を行っております。

ネットワーク事業では、前述のADSLサービスのホールセールの他に、米 America Online, Inc.との提携による AOLブランドのISPサービスの展開や、既存の通信ネットワークを活用したイー・モバイルに対する基幹ネットワーク網の提供を行っております。また、イー・モバイルと共同で、MVNO向けにHSPA技術を用いた高速モバイルデータ 通信サービスの提供を行っております。

②デバイス事業

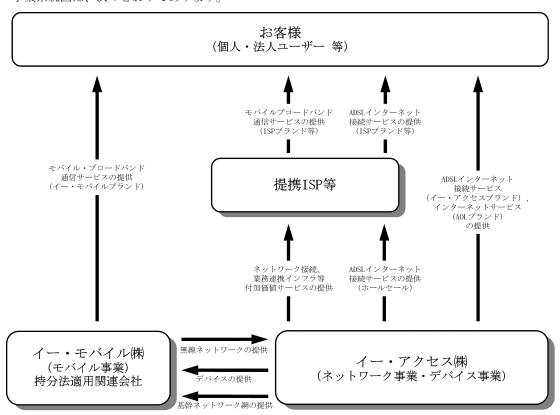
当社は、平成19年6月1日にデバイス事業部門を設置し、同年5月31日付けで持分法適用関連会社に異動したイー・モバイルより商品開発部門の移管を受け事業を開始いたしました。デバイス事業では、国内外のメーカーとの協業によりデータカード端末、3G一体型モバイルWi-Fiルーターやスマートフォンなどの音声機能付き端末を調達し、イー・モバイル及び当社MVN0向けに提供しております。

③モバイル事業

モバイル事業を営む関連会社のイー・モバイルは、平成19年3月31日に、携帯電話市場への13年ぶりの新規参入事業者として、3.5世代・HSDPA通信技術を用いた高速モバイルデータ通信サービスを開始し、平成20年3月28日には音声サービスを開始いたしました。平成20年11月からは他社に先駆けHSUPA通信技術を導入して上り最大速度の高速化を実現し、平成21年7月からは3.5世代では国内初となる下り最大速度21Mbpsのモバイルデータ通信サービスを開始しております。

また、従来のデータカード型端末やスマートフォンなどの音声機能付き端末だけでなく、携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機などWi-Fi対応機器の多様化に合わせ、平成21年11月からは3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi(ポケットワイファイ)」を発売しております。

なお、イー・モバイルは、平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したため、平成19年6月1日以降は連結されておりません。



4 【関係会社の状況】

関係会社の状況は、次のとおりであります。

(平成22年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社カルティブ	東京都港区	57	投資事業組合の運営 及び管理等	54. 6	役員の兼任1名
(連結子会社) CV 1 投資事業有限責任組合 (注) 1、2	東京都港区	936	投資事業組合	32. 4 (0. 4)	将来の協業を見込んだべ ンチャー企業への投資
(持分法適用関連会社) イー・モバイル株式会社 (注) 3、4	東京都港区	71, 754	モバイル事業	38. 3	モバイル・ブロードバン ド通信サービス提供にお ける事業連携及び役員の 兼任2名

- (注) 1 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
 - 2 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。
 - 3 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 4 当社は、平成22年3月31日付で、イー・モバイルとの間で、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しております(平成22年5月12日付で、株式交換契約の変更に関する覚書を締結)。イー・モバイルは、当該株式交換により、平成22年7月1日をもって、当社の完全子会社となる予定です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成22年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ネットワーク事業	223 (41)
デバイス事業	31 (2)
全社 (共通)	150(2)
合計	404 (45)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成22年3月31日現在の人員数を、臨時従業員数は当連結会計年度の平均人員数を())外数で、それぞれ記載しております。 また、当社グループ(持分法適用関連会社を含みません。)からグループ外への出向者(769名)は除いております。
 - 2 従業員数及び臨時従業員数が前連結会計年度末に比べ58名、74名それぞれ減少したのは、主に株式会社アッカ・ネットワークスとの合併による経営効率化及び当社グループ (持分法適用関連会社を含みません。) からグループ外への出向による人員シフトによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
404 (45)	35. 24	4.6	6, 756, 338

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、当社からイー・モバイル、日本エリクソン株式会社、大明株式会社及び株式会社コミューチュアへの専任出向者769名を除いております。臨時従業員数は当事業年度の平均人員数を () 外数で記載しております。
 - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループにおきましては、ADSL市場の成熟化によりADSLの契約数が減少傾向にある中、提携ISP・パートナー企業との連携強化により解約抑止策の強化に努め既存顧客の維持を図るとともに、関連会社のイー・モバイルが提供するモバイルデータサービスとADSLのセットプランの提供やADSLサービスにおいて長期契約割引等新たなサービスプランを導入し、新規の顧客獲得に努めました。また、平成21年6月25日付で完了した連結子会社で同じホールセール(卸売)事業者のアッカとの合併により、固定ブロードバンド市場におけるシェアを拡大するとともに、原価部門の一体運営などスケールメリットによるコスト削減を進め、営業力の強化や経営の効率化を図りました。

モバイル事業を営むイー・モバイルにおいては、量販店との連携強化を図るとともに、中堅・中小企業法人向け販売チャネルやテレビ通販など新たな販売チャネルの開拓に取り組みました。また、従来の量販店におけるノート型パソコンやネットブックとデータカードの組み合わせに加え、3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi(ポケットワイファイ)」と携帯ゲーム機や携帯音楽端末などのWi-Fi対応機器とのセット販売を行い、新たなユーザー層の拡大を図りました。サービス面においては、自網によるサービスエリアの拡大に加え首都圏を中心とした地下鉄や地下街のエリア化を重点的に進め利便性の向上を図るとともに、ショップ展開やコールセンターの増強など契約数の順調な伸張に見合うサポート体制作りに取り組むなど顧客満足度の向上に努めました。また、国内では初となる3.5世代最速の下り最大速度21Mbpsのモバイルデータサービスを導入し、高速化対応を行いました。

なお、当社は、平成22年3月31日、イー・モバイルとの間で、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、イー・モバイルを完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行う旨の株式交換契約を締結いたしました。当社はこれまでイー・モバイルを持分法適用関連会社としてきましたが、契約数の拡大とともに同社のEBITDA(減価償却前営業利益)が黒字化し業績に与える影響がより増大しつつあることから、経営統合により両社を結合してイー・モバイルの業績を連結財務諸表に反映することが当社グループの実態に即していると考えられ、また、投資ステージから成長ステージへと進んでいるイー・モバイルの成長加速のため当社の持つキャッシュ・フロー及び安定した財務基盤を最大限活用することや、当社とイー・モバイルから生み出される利益を源泉とした効率的なグループ投資の実施など、一体となったグループ経営が両社の企業価値を最大化する手段であると判断いたしました。

また、当社及びイー・モバイルを取り巻く事業環境の変化、とりわけ移動体通信事業におけるデータ通信サービスの高速化、サービスの多様化を含む事業者間競争の活発化に対して積極的かつ迅速に対応するためには、当社及びイー・モバイルの意思決定を一本化して経営体制をシンプルにすることで当社グループ経営の効率化及び迅速化を図ることが必須であると考えており、そのためにも早期に両社の経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)を行うことが最善であるとの認識に至りました。

両社を経営統合することで、当社とイー・モバイルが持つ通信ネットワークの統合、販売チャネルの統合、リソースの活用、効率的な設備投資などの戦略的統合をはかり、固定通信とモバイル通信を融合しながら多様で革新的な取り組みを実行することが可能となります。当社とイー・モバイルは、これらの取り組みを通じて両社の株式価値を高めていくために本経営統合に向けた協議を開始し、平成21年12月7日付で本経営統合に関する基本合意書を締結いたしました。その後、平成21年12月22日付で当社は本経営統合の公正な検討プロセスを担保するために社外取締役のみで構成する独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)を設置し、当社の独立委員会及びイー・モバイルがそれぞれ検討・協議・交渉を続けてまいりました。その結果、両社は、イー・モバイルの株主に対しては、本株式交換に伴いその保有する普通株式又は各種の優先株式1株当たり当社の普通株式1.45株を割当て交付すること、また、当社は、本株式交換が実現することを条件として、平成22年6月30日現在の当社普通株主に対し1株当たり1,800円の特別配当を実施するなどの本経営統合の条件につき合意に達し、平成22年3月31日、株式交換契約を締結いたしました。

その後、イー・モバイルは、平成22年5月11日開催の取締役会において、株式交換契約に定められた本経営統合の前提条件の一つであるイー・モバイルの第三者割当増資の払込金額の総額を増額したうえで1株当たりの払込金額を決定しました。イー・モバイルの第三者割当増資の払込金額の総額が株式交換契約で予定していた金額よりも増額されたことに伴い、同取締役会及び平成22年5月12日開催の当社取締役会において、株式交換契約の一部を変更することを決議し、両社は同日付で株式交換契約の変更に関する覚書を締結いたしました。当社は、両社株主総会の決議を受け、平成22年7月1日付でイー・モバイルの発行済株式を全部取得し、イー・モバイルを完全子会社化する予定です。なお、イー・モバイルは、資本充実を目的として、当該株式交換の効力発生日前に、募集株式1株当たりの払込金額を110,000円、払込金額の総額を約450億円(うち約170億円は当社を割当先とします。)とする第三者割当増資を実施することを平成22年6月25日開催の定時株主総会及び臨時種類株主総会で決議しております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、ネットワーク事業においては前年同期において平成20年9月1日以降の7ヶ月分であったアッカの売上高が当連結会計年度においては年間で加わったことなどにより売上高が増

加した一方、デバイス事業においてはイー・モバイルへの端末の販売が単価の低いデータカード中心となったこと、また音声端末の新規導入が少なかったことから、売上高は83,067百万円と前年同期と比べ11,400百万円(12.1%)の減少となりました。一方営業利益は、アッカとの統合による経営の効率化により前年同期比2,439百万円(14.6%)増加し、過去最高の19,151百万円となりました。経常利益は、イー・モバイルにおける契約数の増加に伴う売上高の増加により損失幅が順調に縮小し当社の持分法による投資損失額が改善したため、前年同期2,590百万円の損失から10,828百万円の利益となりました。これにより当期純利益は前年同期9,849百万円の損失から4,148百万円の利益となり、3期ぶりに黒字化を達成いたしました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、モバイル事業を営んでいるイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、モバイル事業の売上高及び営業利益は計上されておりません。

① ネットワーク事業

(単位:百万円)

ネットワーク事業	第10期	第11期	比較増減	%
売上高	66, 989	71,018	+4,029	+6.0%
営業利益	15, 582	18, 320	+2,738	+17.6%

ネットワーク事業におきましては、景気の先行きの不透明さから消費者の節約志向が続く中、FTTHとの料金格差、導入の容易性、サービスエリアの広さなど、ADSLの優位性の訴求を行いました。また、ADSLサービスにも長期契約割引を導入し、提携ISP・パートナー企業と連携し顧客獲得施策の促進と解約抑止に努めました。これらにより、平成22年3月末現在におけるADSL契約数は228万人となっております。なお、ネットワーク事業には、平成20年9月1日より連結子会社とし平成21年6月25日に吸収合併したアッカを含んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、ADSL契約者数の減少及び低価格サービス利用者の割合の増加に伴いARPU (1契約当たり月間平均収入)が低下したものの、前年同期において平成20年9月1日以降の7ヶ月分であったアッカの売上高が当連結会計年度においては年間で加わったことなどにより、71,018百万円と前年同期に比べ4,029百万円 (6.0%)増加いたしました。また、営業利益は、上記売上高の増加に加え、合併による原価部門の一体運営、営業・マーケティング部門の統合による営業力の強化及び経営の効率化によるコスト削減効果などにより18,320百万円となり、前年同期より2,738百万円 (17.6%)増加いたしました。

② デバイス事業

(単位:百万円)

デバイス事業	第10期	第11期	比較増減	%
売上高	28, 272	12, 170	△16, 103	△57.0%
営業利益	1, 130	831	△299	△26.5%

デバイス事業におきましては、端末供給先であるイー・モバイルの契約数は順調に増加いたしましたが、前連結会計年度にあったスマートフォンなどの音声端末の導入が当連結会計年度には少なかったことに加え、イー・モバイルの新規契約がノート型パソコンやネットブックとのセット販売による端末単価の低いデータカード中心に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は12,170百万円となり、前年同期と比べ16,103百万円(57.0%)減少いたしました。営業利益につきましては、イー・モバイルからの通信設備販売手数料増加や新機種導入が少なかったことに伴う端末評価費用の減少などにより利益率は向上したものの、売上高の減少に伴い831百万円となり前年同期と比べ299百万円(26.5%)減少いたしました。

③ モバイル事業

モバイル事業を営むイー・モバイルにおきましては、量販店におけるノート型パソコンやネットブックとデータカードのセット販売を中心に契約数を伸ばすとともに、平成21年11月18日より発売した3G一体型のモバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi(ポケットワイファイ)」と携帯音楽端末や携帯ゲーム機など多様化が進むWi-Fi対応機器とのセット販売を行うことにより、ユーザー層の拡大を図りました。また、今期重点的に取り組んできた首都圏における地下鉄のエリアカバー率は当連結会計年度末時点で97.1%となり、サービス面での利便性の向上に努めました。なお、全国人口カバー率は91.2%となっております。加えて、急速に伸びた契約数に対応するため、ショップ展開やコールセンターの増強などサポート体制作りに取り組み、顧客満足度の向上に努めました。また、3.5世代では国内初となる下り最大速度21Mbpsのモバイルブロードバンドサービスを導入し、技術の高速化対応を進めております。

以上の結果、当連結会計年度における契約純増数は94.2万人、契約純増シェアは約21%を確保し、これにより累計契約数は平成21年3月末の141万人から平成22年3月末は235万人となりました。イー・モバイルの当連結会計年度における経営成績は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて42,430百万円減少し、26,110百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて4,235百万円収入が減少し、14,872百万円の増加となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益10,950百万円(前年同期比15,282百万円増加)、減価償却費7,499百万円(前年同期比69百万円増加)及び持分法による投資損失6,027百万円(前年同期比11,258百万円減少)などのプラス要素に加え、関係会社未収入金の増加額11,881百万円(前年同期比12,058百万円増加)などのマイナス要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて8,935百万円支出が減少し、3,999百万円の支出となりました。主な支出要因は、ネットワーク事業における通信設備の購入に伴う有形固定資産の取得3,408百万円、ネットワーク事業の基幹システム投資に伴う無形固定資産の取得592百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて68,034百万円支出が増加し、53,303百万円の支出となりました。主な収入要因は、短期・長期借入金の借入及び社債発行による収入45,832百万円、主な支出要因は長期・短期借入金の返済及び社債の償還による支出93,286百万円及び配当金の支払3,581百万円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	金額(百万円)	前年同期比(%)
デバイス事業	10, 435	△58. 4
合計	10, 435	△58. 4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記金額に消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における事業の種類別セグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	金額(百万円)	前年同期比(%)
ネットワーク事業	71,018	+6. 0
デバイス事業	12, 049	△56. 1
슴計	83, 067	△12. 1

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(百万円) 割合(%)		金額(百万円)	割合 (%)
KDDI株式会社	25, 064	26. 5	22, 806	27. 5
イー・モバイル株式会社	33, 224	35. 2	17, 804	21. 4
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	8, 917	9. 4	13, 892	16. 7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

当社グループは、今後もブロードバンドインターネットの普及に努め、ブロードバンドサービスにフォーカスした新世代のIP通信サービスを提供し、企業グループを発展させ、企業価値の最大化を図ってまいります。

そのために、具体的には以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 事業拡大と事業間のシナジー効果の最大化

当社グループは、現在の中核事業であるネットワーク事業やデバイス事業、イー・モバイルによるモバイル事業の展開にあたり、積極的に各事業の拡大を図るとともに、事業間のシナジー効果を最大化し、グループ全体として顧客に対し魅力あるトータルなサービスの提供を目指します。

ネットワーク事業においては、イー・モバイルや異業種のビジネスパートナーとのセットサービス、コスト競争力に裏打ちされた低価格サービスなどにより、FTTHや他社ADSLサービスとの差別化を行い、新規顧客の獲得と既存顧客の維持に努めます。また、平成21年6月25日付で実施したアッカの吸収合併の例にあるように、M&Aの活用による事業規模の拡大にも取り組んでまいります。

モバイル事業においては、高速通信技術を活かした新たなサービスや料金体系、デバイス事業との連携による魅力ある端末等を提供していくことで、モバイルブロードバンドの利便性や機能性の訴求を図り、ブロードバンドをどこでもシームレスに利用できる社会を実現するための取り組みを積極的に行ってまいります。

② イー・モバイルとの経営統合の実現

これまで当社はイー・モバイルを持分法適用関連会社としてきましたが、契約数の拡大とともに同社のEBITDA (減価償却前営業利益)が黒字化し業績に与える影響がより増大しつつあることから、経営統合により両社を結合してイー・モバイルの業績を連結財務諸表に反映することが当社グループの実態に即していると考えられ、また、投資ステージから成長ステージへと進んでいるイー・モバイルの成長加速のため当社の持つキャッシュフロー及び安定した財務基盤を最大限活用することや当社とイー・モバイルから生み出される利益を源泉とした効率的なグループ投資の実施など、一体となったグループ経営が両社の企業価値を最大にする手段であると判断いたしました。また、当社及びイー・モバイルを取り巻く事業環境の変化、とりわけ移動体通信事業におけるデータ通信サービスの高速化、サービスの多様化を含む事業者間競争の活発化に対して積極的かつ迅速に対応するためには、当社とイー・モバイルの意思決定を一本化して経営体制をシンプルにすることで、当社グループ経営の効率化及び迅速化を図ることが必須であると考えており、そのためにも早期に両社の経営統合を行うことが最善であるとの認識に至っております。

当社は、イー・モバイルとの経営統合により当社グループの成長を加速させ、当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

③ 提携パートナー及び販売代理店との連携強化

当社グループは、モバイル通信事業者として、またAOLブランドのISP事業者として独自の販促活動を行うとともに、ISPなどのビジネスパートナーに対するホールセール事業者として、これらのパートナーと共同でキャンペーンなどの販促活動を行うことで、新規契約者を獲得しております。また、当社グループ独自の販売チャネルとして、家電量販店に独自のブースを設置し、PC等家電商品とのセット販売を行うことなどで新規契約者を獲得しております。

当社グループは、イー・モバイルのデータカードとネットブックとのセット販売、PCユーザー以外の顧客層へも対象を広げる「Pocket WiFi(ポケットワイファイ)」の提供など、ユーザーが求める付加価値を提供するために様々な業種の企業と連携し、ユーザーニーズの深堀及び新たな顧客の発掘に取り組んでまいります。また、MVNO向け事業展開では、提携ISPやISP以外のビジネスパートナーの拡大、MVNOならではの付加価値の提供に注力してまいります。この様に提携先との連携を強化し効果的な販売活動を行い、契約者当たりの獲得コストを抑制しつつ新規契約者の獲得に努めてまいります。

④ 顧客満足度の向上

当社グループの顧客にはADSLサービスやAOLのISPサービス、モバイル通信サービスの契約者だけでなく、提携 ISPや販売代理店も含まれます。今後も契約者数を維持、拡大するためには、顧客満足度を向上させ、提携ISPや販売代理店を含めた顧客の信頼を得ることが重要であります。当社グループは、ネットワーク監視体制の強化やカスタマーサポートの向上、サービス品質の向上等を通じ、顧客満足度の向上に努めてまいります。

⑤ 社内管理体制と従業員教育の強化

当社グループは、急成長による企業規模拡大の弊害として様々な管理が不十分となることが無いように、組織体

制の整備、各種規程の充実、業務プロセスの洗練化を図るとともに、従業員教育を徹底してまいります。

個人情報管理の観点では、当社グループが取り扱う顧客の個人情報を適切に管理、保護することが社会的責務と考えております。当社グループでは、情報セキュリティを恒常的に推進、管理、監督するための組織である「情報管理センター」が中心となり、顧客データへのアクセス手順の厳格化、高セキュリティエリアへの入室制限、社内ネットワークへのセキュリティソフトウエアの導入等に加え、セキュリティポリシーや関係規程の整備及び運用を行っております。これらの取り組みの結果、当社における個人情報管理体制が確立されていることを第三者機関によって認定され、プライバシーマークの使用が認められております。当社グループは今後も、個人情報管理が社員全員の重要な責務であることを認識し、引き続き情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めてまいります。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の観点では、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の整備、構築等を行ってまいりました。その上で、金融商品取引法に定める内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うべく、専任部署の「内部統制室」を中心に、内部統制の有効性を評価し、必要な整備・改善等を継続的に行ってまいります。

更に、当社グループでは、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設けて社内管理体制を強化するとともに、人材開発専任部署を設けて従業員教育を徹底してまいります。

⑥ コスト競争力の強化

魅力的な料金設定を行い顧客基盤を拡大し、積極的な事業展開を推進するためには、コストを抑え低価格でも利益を出せる体質の構築・強化が必要であります。当社グループでは、ネットワーク事業において提携ISPや販売代理店との連携強化による契約者獲得コスト抑制、需要に応じた効率的な設備投資、独自の光IPバックボーン網の運用効率向上によるネットワークコスト抑制等を推進してまいります。

モバイル事業においては、国際基準に準拠した技術や最新の小型基地局の導入により開発や基地局設置に係るコストを抑制し、ネットワーク事業とのネットワークの共有により設備投資やランニングコストを抑制するなど、様々な面でコスト競争力の強化を図りつつ、事業拡大に向けた取り組みを行ってまいります。

また、グループ全体として、業務プロセス改革による業務効率の向上、社員の機動的な再配置を通じた人員関連コストの削減、一円単位でのコスト意識の徹底等に取り組み、一層筋肉質で強固な経営体質を目指してまいります。

(2)株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与(以下「買収」といいます。)しようとする株主又は潜在的株主が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことではありません。一方で、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が提供されない場合や、構造上強圧的な買収など濫用的な買収が行われたために、少数株主が買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる場合も考えられ、そのような状況では株主は適切な判断を行うことができないと考えております。

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うことが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの内容

当社は、従前より、社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。なお、本項においては将来に関する事項の記載が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 競合状況について

ブロードバンド市場及び携帯電話市場における競合他社の中には、当社グループに比べ大きな資本力、技術力、販売力等の経営資源、幅広い顧客基盤、高い知名度等を有している企業が存在します。また、今後更に競合他社が増加し、競争が激化する可能性もあります。これら競合他社の中には、当社グループにはない付加価値サービスを提供するもの、当社グループよりも広いエリアでサービスを提供するものがあり、将来においても更に様々な面で当社グループに勝るサービスを提供するものが出てくる可能性があります。こうした競合他社との競争が更に激化した場合には、当社グループの収益性や販売力が低下し、経営基盤が大幅に弱まる可能性があります。

② イー・モバイルとの経営統合について

当社は、平成22年3月31日に、イー・モバイルとの間で、両社間の株式交換の方法による経営統合を行うことにつき合意し、株式交換契約を締結しております(平成22年5月12日付で、株式交換契約の変更に関する覚書を締結)。当社は、経営統合により、当社とイー・モバイルが持つ通信ネットワークの統合、販売チャネルの統合、リソースの活用、効率的な設備投資などの戦略的統合をはかり、ブロードバンド市場で固定通信とモバイル通信を融合しながら多様で革新的な取り組みを実行することが可能になると考えております。両社の株主総会での承認を受けて、当社は、平成22年7月1日にイー・モバイルの発行済株式の全部を取得し、イー・モバイルを完全子会社化する予定でありますが、総額50億円以上の株式買取請求が行われる、もしくは株式交換契約に規定された株式交換の条件となっている事項が充足されない、等の理由により経営統合が実現せず、上記の効果を十分に得られない可能性があります。

③ モバイル事業計画の遂行について

イー・モバイルがモバイル事業を営む移動体通信市場は、高速データ通信サービスの拡大や通信料金定額制の導入など大きな変革期を迎えており、これらをはじめ事業者間の競争環境の変化には予想し得ない要素もあり、当社グループの計画どおりの成果が上がらない可能性があります。イー・モバイルの事業において、予想し得ない様々な事業環境の変動要素により計画以上に損失が発生し、事業計画を変更せざるを得なくなった場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、モバイル事業の基地局設置においては、近隣の他の事業者の基地局に対して電波干渉を軽減するための対策を行うことが必要となる場合があります。後発参入事業者であるイー・モバイルがこの電波干渉対策費用の一部を負担することが必要となる可能性があり、その費用負担が当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

④ イー・モバイルの事業資金の確保について

イー・モバイルは、事業資金の確保のため、平成18年3月に総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠 (コミットメントライン)を設定しております。当該借入契約に関し、同社の保有する全ての主要資産及び当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定され、また、当該コミットメントラインに対し財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。今後これらの制限条項に抵触した場合、イー・モバイルは契約上の全ての債務について期限の利益を喪失し、当社グループの経営全体に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、平成22年3月31日現在、イー・モバイルは当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。

また、借入枠設定元の金融機関が経営破綻することにより、当該借入契約に基づく借入の実行が不可能となった場合には、イー・モバイルが十分な事業資金を確保できずに事業計画を変更せざるを得なくなり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

⑤ モバイル端末の在庫について

イー・モバイルは、移動体通信事業の遂行にあたり、販売機会の損失を防ぐためには適切な携帯端末の在庫量を 保有して流通させる必要があります。しかしながら、在庫量が過剰となり販売の見通しが立たない事態が発生した 場合には、過剰在庫に対する評価損の計上が必要となり、当該費用が当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥ ネットワーク事業に関わる設備維持と調達について

当社は、ADSL事業を機器メーカーから設備を購入することにより展開しておりますが、市場の成熟と新規設備投資の縮小に伴いADSLチップを提供するベンダーが製造を打ち切り、新たなADSLモデムの調達が困難となる可能性があります。このため、既存のADSL機器が故障した場合の補修部品の手配が難航し、ADSLサービスの提供に支障が生じる可能性があります。

また、当社の伝送設備については、適宜、新規設備への更改等による予防保全に努めておりますが、設備老朽化により当社のネットワークに障害が発生し、サービスの提供に支障が生じる可能性があります。

⑦ 取引先との関係について

a. 提携パートナーとの関係

ISPなどのビジネスパートナーへのADSL回線等のホールセールという当社グループの事業構造上、提携パートナー企業の販売活動方針の変更、これらの企業の統合や買収、業績の悪化等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 販売代理店との関係

当社グループサービスを販売する家電量販店等の販売代理店の販促施策や方針の変更によっては、当社グループサービスの販売活動が縮小される等の理由から、当社グループの契約者数が順調に増加しない可能性があります。

c. NTT等他の通信事業者との関係

当社グループは、ADSL設備をNTT電話交換局などに設置し、NTTが保有する電話回線を利用するなど、NTTグループ及びその他通信事業者にサービスの一部を依存しており、何らかの理由によりNTTの設備開放義務等に関する規制の変更や他事業者との契約内容で当社グループに不利な変更等があった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 法的規制等の制度的環境について

インターネットに関する主要な法規制は電気通信事業法に基づくものであり、当社グループは総務省へ電気通信 事業の登録を行っております。また、平成17年11月にイー・モバイルが総務省より携帯電話事業免許の認可を受け ております。しかしながら、何らかの理由により、かかる登録の取消や事業免許の取消等、総務省その他の監督官 庁より何らかの行政処分等を受けた場合には、モバイルサービスの事業領域を含めた企業の成長性が制限されるな ど、当社グループ事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 個人情報の取扱について

当社グループは顧客の個人情報を取扱っており、様々な手段を講じて情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めておりますが、外部からの不正アクセスや社内管理の不手際などにより情報の外部流出等が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜等によって、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑩ 今後の事業展開について

当社グループは、既存サービスの売上の増加やコスト削減効果、新サービスの導入により将来的な企業の成長などの可能性があると判断した場合には、事業提携やM&A等についての検討を行っていく方針でありますが、提携先の事業や譲受事業が計画通りに進展せず、当社グループが期待する効果があがらない可能性もあり、かかる場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

5【経営上の重要な契約等】

相互接続協定書

契約の名称	会社名	契約内容	契約期間
相互接続協定書	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	当社、東日本電信電話株式会社及び西 日本電信電話株式会社の設備を接続す ることにより、顧客の通信を行ってお ります。なお、契約は各社と個別に締 結しております。	契約期間は特に定めておらず、当社から協定解除をする場合は、1年以上前に他の事業者に対し書面で通知することとなっています。
相互接続協定書	ISP事業者 (注)	当社、インターネット接続業者間で接続を行うことにより、顧客にインターネットへの接続サービスを提供しております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、ISP事業者から協定を解除する場合は、ISP事業者から当社に対し、1年等、事前に書面で通知することとなっています。

(注) KDDI株式会社、ニフティ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社 他 22社

コミットメントライン契約(イー・モバイル)

関連会社のイー・モバイルは、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイルの保有する主要資産(平成22年3月31日現在の同社帳簿価額233,383百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式(平成22年3月31日現在の連結貸借対照表の帳簿価額5,582百万円)について担保権が設定されております。なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年3月31日現在、イー・モバイルは当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。

当社と持分法適用関連会社であるイー・モバイルの株式交換契約締結について

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当連結会計年度においては、デバイス事業における端末開発に関する費用376百万円及びネットワーク事業における次世代ネットワークに関する費用62百万円の、総額438百万円を研究開発費として計上しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成22年6月25日)現在において、当社グループが 判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

この連結財務諸表の作成に当って採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。 当社グループの連結財務諸表の作成において、収益・費用または資産・負債の状況に影響を与える見積りは、 過去の実績や入手可能な情報に基づいて合理的に判断しておりますが、これらは不確実性を伴うため、実際の結 果とは異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は83,067百万円と前年同期と比べ11,400百万円(12.1%)の減少となりました。事業のセグメント別にみると、ネットワーク事業においては、ADSL契約者数の減少及び低価格サービス利用者の割合の増加に伴いARPU(1契約当たり月間平均収入)が低下したものの、前年同期において平成20年9月1日以降の7ヶ月分であったアッカの売上高が当連結会計年度においては年間で加わったことなどにより、71,018百万円と前年同期に比べ4,029百万円(6.0%)増加いたしました。また、デバイス事業においては、端末供給先であるイー・モバイルの契約数は順調に増加いたしましたが、前連結会計年度にあったスマートフォンなどの音声端末の導入が当連結会計年度には少なかったことに加え、イー・モバイルの新規契約がノート型パソコンやネットブックとのセット販売による端末単価の低いデータカード中心に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は12,170百万円となり、前年同期と比べ16,103百万円(57.0%)減少いたしました。

② 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、アッカとの統合による経営の効率化により前年同期比2,439百万円 (14.6%)増加し、過去最高の19,151百万円となりました。事業のセグメント別にみると、ネットワーク事業においては、売上高の増加に加え、合併による原価部門の一体運営、営業・マーケティング部門の統合による営業力の強化及び経営の効率化によるコスト削減効果などにより18,320百万円となり、前年同期より2,738百万円(17.6%)増加いたしました。また、デバイス事業においては、イー・モバイルからの通信設備販売手数料増加や新機種導入が少なかったことに伴う端末評価費用の減少などにより利益率は向上したものの、売上高の減少に伴い831百万円となり前年同期と比べ299百万円(26.5%)減少いたしました。

③ 経常損益

当連結会計年度の経常利益は、イー・モバイルにおける契約数の増加に伴う売上高の増加により損失幅が順調に縮小し当社の持分法による投資損失額が改善したため、前年同期2,590百万円の損失から10,828百万円の利益となりました。

当連結会計年度の持分法による投資損失は6,027百万円となりました。

④ 特別損益

特別利益として、負ののれん発生益467百万円、社債償還益238百万円を計上しております。また、特別損失として、固定資産除却損682百万円を計上しております。

⑤ 当期純利益

税金等調整前当期純利益は10,950百万円となり、税効果会計適用後の法人税等の負担額は6,729百万円となっております。当期純利益は4,148百万円となり、1株当たり当期純利益は2,762円06銭となっております。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は86,864百万円となり、前連結会計年度末より42,187百万円減少いたしました。これは主に借入金の返済及び社債の償還による現金及び預金の減少によるものであります。負債は73,709百万円となり、このうち社債、長期借入金及びリース債務等による有利子負債は55,053百万円であります。純資産は13,155百万円となり、前連結会計年度末より453百万円増加いたしました。剰余金の配当3,584百万円を実施いたしましたが、当期純利益4,148百万円の寄与により純資産の残高が増加いたしました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて42,430百万円減少し、26,110百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて4,235百万円収入が減少し、14,872百万円の増加となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益10,950百万円(前年同期比15,282百万円増加)、減価償却費7,499百万円(前年同期比69百万円増加)及び持分法による投資損失6,027百万円(前年同期比11,258百万円減少)などのプラス要素に加え、関係会社未収入金の増加額11,881百万円(前年同期比12,058百万円増加)などのマイナス要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて8,935百万円支出が減少し、3,999百万円の支出となりました。主な支出要因は、ネットワーク事業における通信設備の購入に伴う有形固定資産の取得3,408百万円、ネットワーク事業の基幹システム投資に伴う無形固定資産の取得592百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて68,034百万円支出が増加し、53,303百万円の支出となりました。主な収入要因は、短期・長期借入金の借入及び社債発行による収入45,832百万円、主な支出要因は長期・短期借入金の返済及び社債の償還による支出93,286百万円及び配当金の支払3,581百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額の総額は4,017百万円であります。これは主に、ネットワーク事業におけるバックボーンサービスの提供に係る通信設備の増強やMVN0向け事業等に係る通信端末の調達など(3,858百万円)によるものであります。

なお、設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産に対する投資金額が含まれております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成22年3月31日現在)

								,,,,,,	
東業部夕	事業の種 類別セグ	事業の種類が	帳簿価額(百万円)					従業員数	
事業所名 (所在地)	メントの名称	設備の 内容	建物	機械設備	端末設備	ソフト ウエア (注) 2	その他 (注) 2	合計	従業員数 (名) (注) 3
(注) 1	ネット ワーク 事業	通信 設備等	20	10, 234	3, 580	2, 367	1, 329	17, 529	223 (41)
本社 (東京都 港区)	デバイス事 業	デバイス設 備等	3	_	ı	88	38	128	31 (2)
本社 (東京都 港区)	全社 (共通)	本社設備	300	0	_	159	435	894	150(2)
	合計		322	10, 234	3, 580	2, 614	1, 801	18, 550	404 (45)

- (注) 1 機械設備は全国の局舎・自社ネットワークセンター内に設置されております。
 - 2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、土地(面積2,972㎡)、建設仮勘定の合計であります。また、「ソフトウエア」にはソフトウエア仮勘定が含まれております。
 - 3 従業員数の()は臨時雇用者数を外書きしております。
 - 4 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
(所在地)	名称	以開り打台	総額	既支払額	方法	有于千万	元,广泛平方
	ネット ワーク	1,120		平成22年4月	平成23年3月		
本社	事業	伝送設備	1, 200	_		平成22年4月	平成23年3月
(東京都 千代田区)	デバイス 事業	デバイス設備	60	-	自己資金	平成22年4月	平成23年3月
	全社 (共通)	その他	220			平成22年4月	平成23年3月
	合計		3, 200		_	_	_

⁽注) 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	5, 459, 760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5, 489, 760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1, 447, 496	1,449,204 (注) 1	東京証券取引所 (市場第一部)	_
第1種優先株式	25	25	_	(注) 4
計	1, 447, 521	1,449,229 (注) 1	_	_

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商 法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。
 - 2 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを 可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、 議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

- 3 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。
- 4 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。
 - (1) 剰余金の配当
 - (ア) 第1種優先配当金
 - ① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第43条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日(以下「計算日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在において、テレレート3750ページ(又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。)に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行(当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。)の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値(算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド:5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド:6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド:7.0%
- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金(定款第44条第2項に定義する。)を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金(以下に定義する。)を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日(以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額(ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成20年12月31日(同日を含む。)までの日数を分子とし、平成20年10月1日(同日を含む。)から平成20年12月31日(同日を含む。)までの日数を分子とし、平成20年10月1日(同日を含む。)から平成20年12月31日(同日を含む。)までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。)の四半期配当金(以下「第1種優先四半期配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額(以下「第1種未払優先配当金額」という。)は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額(ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額(以下「第1種残余財産分配額」という。)を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日(以下「取得日」という。)の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額(以下「第1種優先株式償還請求価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額 相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.0% (1事業年度毎の複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、か かる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5 位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii) 第1種累積未払優先配当金額、及び(iv) 発行 価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)まで の期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額(か かる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第 5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第 1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除 するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金 額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価 額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未 払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して 60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配 当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものと し、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議 にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日 が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である 場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相 当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものと し、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払 いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うも のとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額(以下「第1種優先株式強制償還価額」という。)の金銭を交付するのと引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.5%(1事業年度ごとの複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」

は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

- (7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等
 - ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 - ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条/19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年9月10日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	_	_		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	590株	580株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_	-		

旧商法第280条/19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年2月25日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	_	_		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	1,285株	785株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結す る「新株引受権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_	_		

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成14年 8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	335個	305個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	1,675株	1,525株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年 1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年1月15日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	78個	77個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	390株	385株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年8月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	928個	728個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	4,640株	3,640株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年 6 月29日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	6,548個	6,543個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	32,740株	32,715株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)		
新株予約権の数	73個	73個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	365株	365株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結す る「新株予約権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)				
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数	38,080個	37,862個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	38,080株	37,862株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円	同左		
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年 6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	625個	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	625株	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結す る「新株予約権付与契約」に 定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

- (注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式 交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社 となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りと する。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない 端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件 株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

2011年満期ユーロ円建転換社債型新	朱予約権付社債	(平成16年6月2	8日発行)	
	事業年 (平成22 ^年	事業年度末現在 (平成22年3月31日)		前月末現在 5月31日)
新株予約権の数	600個		600個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		_	_	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通	通株式	同	左
新株予約権の目的となる株式の数		29,853株		30,122株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	100, 489. 80円 (注) 1	1株当たり	99, 593. 40円 (注) 1
新株予約権の行使期間		成16年7月12日 成23年6月14日 (注)2	同	左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	100, 489. 80円 50, 245. 00円	発行価格 資本組入額	99, 593. 40円 49, 796. 70円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約 できない。	権の一部行使は	同	左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はあ	りません。	同	左
代用払込みに関する事項	7号及び第8 株予約権を行 かかる行使を 該本新株予約 本社債の全額 当該本新株予 して払込がなさ	条/3第1項第 号により、 使した者付還のを を が が が を が を が に た が に た が に た が に た が に た が に た う に た う に た う に た う に た う に た う た う	同	左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		È) 4	同	<u></u> 左
新株予約権付社債の残高		3,000百万円	同	左 左

- (注) 1 平成22年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成22年4月1日に遡って新株 予約権の行使価格は調整されました。
 - 2 但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また④期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

3 繰上償還

① 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場 合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上 で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下 記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限努力しなければならない。

- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産(以下「受領可能資産」という。)を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と 同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社 債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換す ることを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満た す社債とを交換することを提案させること(この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければなら ない)。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と 同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a) および(b) については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b) および(c) に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで 106% 平成17年6月28日から平成18年6月27日まで 105% 平成18年6月28日から平成19年6月27日まで 104% 平成19年6月28日から平成20年6月27日まで 103% 平成20年6月28日から平成21年6月27日まで 102% 平成21年6月28日から平成22年6月27日まで 101% 平成22年6月28日から平成23年6月27日まで 100%

② 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

④ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還 本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21 年6月28日(以下本号において「償還可能期日」と総称する。)に、その額面金額の100%で繰上償還す ることを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書(当該通知は取り消すことができない。)に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

⑤ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還 本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場 合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選 択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利 を有する。 この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書(当該通知は取り消すことができない。)に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記(注)3①の条件に従って、同①(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、同社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない(本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。)。

会社法第238条第2項及び第240条第1項の規定に基づく取締役会決議による新株予約権付社債(平成21年12月7日及び9日取締役会決議)

2016年満期ユーロF	円建転換社債型新株予約権付社債(平 ₅	戊21年12月29日発行)
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	2, 129億	2,129個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	157, 675村	159,094株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 67,512.00P (注) 1	
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月12日 至 平成28年12月1日 (注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額	発行価格 67,512.00P 資本組入額 33,756.00P	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。但し、各本新株予約本の行使に際しては、当該本新株予約本に係る各本社債を出資するものとし、 当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権付社債の残高	10,645百万円	同左

- (注) 1 平成22年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成22年4月1日に遡って新株 予約権の行使価格は調整されました。
 - 2 但し、①本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年12月1日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日(以下、「基準日」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に従って株主を確定するために定められた基準日以外の日(以下、「その他株主確定日」という。)の東京における2営業日前の日(又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該基準日又はその他株主確定日(又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営

業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を 行使することはできない。

3 繰上償還

- (イ) 130%コールオプション条項による繰上償還及びクリーンアップ条項による繰上償還
 - ① 130%コールオプション条項

当社は、当社普通株式の終値が、連続する30取引日(以下に定義する。)のうち20取引日以上において当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当該20取引日の末日から東京における5営業日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2013年12月20日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a)下記(注)4(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本新株予約権付社債の要項に定める償還金額に当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採

択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合(但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。)には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに関する決済の開始日(以下「決済開始日」という。)から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする(但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。)に、当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が決済開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額に当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(ニ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の規 定が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を全て取得する旨の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は当社普通株式の上場廃止日より前で、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする(但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。)に、当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

(へ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013年12月15日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に当該日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上前にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の 要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる 新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の 条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従 う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整と同様の調整に服する。

- (i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする
- (ii)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使 した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効 力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定 める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の 価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(上記(注)2に定める制限を前提として)当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)1	13, 220	1, 378, 160	159	15, 403	159	4, 039
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)2	44, 445	1, 422, 605	1,000	16, 403	1,000	5, 039
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)3	_	1, 422, 605	_	16, 403	10	5, 049
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)4	10, 920	1, 433, 525	131	16, 534	131	5, 180
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)5	22, 220	1, 455, 745	500	17, 034	500	5, 680
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)6	_	1, 455, 745	_	17, 034	5	5, 685
平成19年4月1日~ 平成20年3月31日 (注) 7	5, 565	1, 461, 310	67	17, 101	67	5, 751
平成20年4月30日 (注) 8	△44, 741	1, 416, 569	_	17, 101	_	5, 751
平成20年12月26日 (注) 9	25	1, 416, 594	1, 250	18, 351	1, 250	7, 001
平成20年4月1日~ 平成21年3月31日 (注)10	1, 425	1, 418, 019	17	18, 368	17	7, 019
平成21年6月25日 (注)11	29, 432	1, 447, 451	_	18, 368	_	7, 019
平成21年7月31日 (注) 12	△1, 955	1, 445, 496	_	18, 368	_	7, 019
平成21年4月1日~ 平成22年3月31日 (注)13	2, 025	1, 447, 521	24	18, 392	24	7, 043

- (注) 1 新株予約権 (ストックオプション) の権利行使
 - 2 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使
 - 3 (注)2の新株引受権付社債の新株引受権の権利行使に伴う、新株引受権の資本準備金組み入れ。
 - 4 新株予約権(ストックオプション)の権利行使
 - 5 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使
 - 6 (注)5の新株引受権付社債の新株引受権の権利行使に伴う、新株引受権の資本準備金組み入れ。
 - 7 新株予約権 (ストックオプション) の権利行使
 - 8 平成20年4月17日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
 - 9 有償第三者割当による第1種優先株式の発行
 - 10 新株予約権 (ストックオプション) の権利行使
 - 11 アッカを吸収合併したことに伴い、アッカの株主に対し、その所有するアッカの普通株式に合併比率1.54を乗じて得られる数の当社普通株式を割り当て交付しました。なお、資本金及び資本準備金は増加しておりません。

- 12 平成21年7月3日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
- 13 新株予約権(ストックオプション)の権利行使
- 14 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により、発行済株式数が1,708株、資本金が22百万円及び資本準備金が22百万円増加しております。

(6)【所有者別状況】 普通株式

(平成22年3月31日現在)

		株式の状況					出二十进		
区分 政府及び 地方公共 金		、 土 ハ ユ		その他の	外国法人等		個人その	計	単元未満 株式の状 況(株)
	団体	並慨機	取引業者	法人	個人以外	個人	他	日	1)L (1/K)
株主数(人)	0	31	26	193	207	25	26, 599	27, 081	_
所有株式数 (株)	0	233, 189	8, 013	24, 781	735, 516	96, 285	349, 712	1, 447, 496	
所有株式数の割合 (%)	0.00	16. 11	0. 55	1.71	50.81	6. 65	24. 16	100.00	_

⁽注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、49株含まれております。

第1種優先株式

(平成22年3月31日現在)

		株式の状況						単元未満	
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	その他の	外国沿	去人等	個人その	計	単元未価 株式の状 祝(株)
	団体	亚航级民	取引業者	法人	個人以外	個人	他	PΙ	1)L (1/K)
株主数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	_
所有株式数 (株)	0	0	0	0	0	0	25	25	_
所有株式数の割合 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	_

(7) 【大株主の状況】 所有株式数別

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
モルガンスタンレーアンドカンパ ニーインク (常任代理人) モルガン・スタン レー証券株式会社	1585BROADWAY NEW YORK, 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 2 0 − 3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	125, 503	8. 67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) (注)1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	104, 823	7. 24
千本倖生	東京都港区高輪	103, 726	7. 16
ザ バンク オブ ニユーヨーク トリーテイー ジヤスデツク ア カウント (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	96, 215	6. 64
エリック・ガン	東京都港区西麻布	95, 973	6. 63
モルガンスタンレーアンドカンパ ニーインターナショナルピーエル シー (常任代理人) モルガン・スタン レー証券株式会社	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U. K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	61, 671	4. 26
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京 支店	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	56, 254	3. 88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都中央区晴海1丁目8-11	35, 798	2. 47
ナテイクシス (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	35, 003	2. 41
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテツド (F5-108) (常任代理人) 野村證券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	29, 400	2. 03
計	_	744, 366	51. 42

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 104,823株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 35,798株

2 コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッドから、平成22年2月2日付(報告義務発生日 平成21年5月1日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッド	120, 217	8. 48
コート・ケイマン・ファンド・リミテッド	19, 885	1. 40
コートゥー・マネジメント・エルエルシー	0	0.00
合計	140, 102	9. 88

3 フィデリティ投信株式会社から、平成21年11月19日付(報告義務発生日 平成21年11月12日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	143, 957	9. 95
エフエムアール エルエルシー	6, 597	0. 46
슴計	150, 554	10. 40

4 エーオーエフ・アルファ・ビーヴィから、平成22年1月5日付(報告義務発生日 平成21年12月28日)で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エーオーエフ・アルファ・ビーヴィ	89, 469	6. 18
슴計	89, 469	6. 18

5 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成22年1月20日付(報告義務発生日 平成22年1月15日)で大 量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として は当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	53, 538	3. 70
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	72	0.00
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピー エルシー	18, 166	1. 26
モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド	2, 347	0. 16
合計	74, 123	5. 12

6 野村證券株式会社から、平成22年3月5日付(報告義務発生日 平成22年2月26日)で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
野村證券株式会社	1, 186	0.08
NOMURA INTERNATIONAL PLC	68, 528	4. 54
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	79	0.01
野村アセットマネジメント株式会社	6, 805	0. 47
슴計	76, 598	5. 07

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
モルガンスタンレーアンドカンパ ニーインク (常任代理人) モルガン・スタン レー証券株式会社	1585BROADWAY NEW YORK, 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	125, 503	8. 67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	104, 823	7. 24
千本倖生	東京都港区高輪	103, 726	7. 16
ザ バンク オブ ニユーヨーク トリーテイー ジヤスデツク ア カウント (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	96, 215	6. 64
エリック・ガン	東京都港区西麻布	95, 973	6. 63
モルガンスタンレーアンドカンパ ニーインターナショナルピーエル シー (常任代理人) モルガン・スタン レー証券株式会社	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U. K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	61,671	4. 26
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京 支店	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	56, 254	3. 88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	35, 798	2. 47
ナテイクシス (常任代理人)株式会社三菱東京 UFJ銀行	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	35, 003	2. 41
ノムラインターナショナルホンコンリミテツド (F5-108)(常任代理人) 野村證券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	29, 400	2. 03
計	_	744, 366	51. 42

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	_	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しており ます。
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式 (自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,447,496	1, 447, 496	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	1, 447, 521	-	_
総株主の議決権	_	1, 447, 496	_

⁽注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株(議決権49個)含まれております。

②【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しており、当該制度の内容は次のとおりであります。

① 旧商法第280条/19第1項及び新事業促進法第11条/5第2項の規定に基づく新株引受権方式によるもの

決議年月日	平成13年9月10日
付与対象者の区分及び人数	従業員9名、認定支援者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

② 旧商法第280条/19第1項の規定に基づく新株引受権方式によるもの

決議年月日	平成14年2月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるもの

決議年月日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年1月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年8月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員79名、社外協力者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、従業員234名、社外協力者16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員3名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、従業員307名、社外協力者16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員2名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上

④ 当社とイー・モバイルとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成22年7月1日付で、イー・モバイルの新株予約件に代えて交付する新株予約権

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、イー・モバイルの取締役2名、イー・モバイルの従業員315名、 イー・モバイルの社外協力者12名(予定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	16,965株(予定) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34,482円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年8月10日
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 2

決議年月日	平成22年6月24日		
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、イー・モバイルの取締役2名、イー・モバイルの従業員351名、 イー・モバイルの社外協力者11名(予定)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
株式の数	65,429株(予定) (注) 1		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 51,724円		
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年2月27日		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 2		

決議年月日	平成22年6月24日		
付与対象者の区分及び人数	イー・モバイルの従業員91名、イー・モバイルの社外協力者8名(予定)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
株式の数	4,373株 (予定) (注) 1		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円		
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年4月24日		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 2		

決議年月日	平成22年6月24日			
付与対象者の区分及び人数	イー・モバイルの取締役2名、イー・モバイルの社外協力者1名(予定)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	217株 (予定) (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円			
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年8月30日			
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3			

決議年月日	平成22年6月24日			
付与対象者の区分及び人数	イー・モバイルの取締役 2 名、イー・モバイルの従業員65名、イー・モバイル の社外協力者10名(予定)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	2,818株 (予定) (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円			
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年12月11日			
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3			

決議年月日	平成22年6月24日			
付与対象者の区分及び人数	イー・モバイルの取締役2名、イー・モバイルの監査役1名、イー・モバイル			
	の従業員109名、イー・モバイルの社外協力者3名(予定)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	3,661株 (予定) (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円			
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日			
利化木丁がが低りたり「大利田」	至 平成29年4月19日			
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の	(注) 3			
交付に関する事項				

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、イー・モバイルの取締役7名、イー・モバイルの監査役2名、イー・モバイルの従業員226名、イー・モバイルの社外協力者7名(予定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	27,258株 (予定) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成30年6月26日
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3

決議年月日	平成22年6月24日	
付与対象者の区分及び人数	イー・モバイルの取締役1名、イー・モバイルの監査役1名、イー・モバイルの従業員316名、イー・モバイルの社外協力者1名(予定)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
株式の数	7,917株 (予定) (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年6月30日	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	
代用払込みに関する事項	_	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3	

決議年月日	平成22年6月24日			
付与対象者の区分及び人数	イー・モバイルの社外協力者1名(予定)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	72株 (予定) (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円			
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年8月25日			
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3			

- (注) 1 上記新株予約権の目的である株式は、いずれも当社普通株式1.45株であり、「株式の数」には、割当て交付する予定の各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株数の1株未満を切り捨てた数を記載しております。
- (注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - (1) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務と同等の義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、取得事由及び譲渡制限等についても、原則として、本新株予約権に準じて承継させるよう努力するものとする。
 - (2) 当社が、株式交換(当社が完全子会社になる場合に限る。)又は株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務と同等の義務を、株式交換契約書又は株式移転計画についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する
 - 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。 ③ 権利行使価額
 - 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り 捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、取得事由 株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- (注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 - 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社になる場合に限る。)又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同 一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生 日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することができる期間の満了 日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得本新株予約権に準じて決定する。
- (注) 4 上記新株予約権は、当社とイー・モバイルの株式交換の効力発生時の直前時のイー・モバイルの新株予約権原 簿に記載又は記録されたイー・モバイルの新株予約権者に対し、その保有するイー・モバイルの新株予約権1個 に代えて、上記新株予約権1個の割合をもって、それぞれ割当て交付します。 株式交換の効力が発生しない場合には、これらの新株予約権の割当て交付は行われず、また上記記載は、本書提

出日時点のイー・モバイルの新株予約権原簿の記載又は記録に基づく本書提出日時点での予定の記載です。

⑤ 会社法238条及び239条に基づく新株予約権方式によるもの

決議年月日	平成22年6月24日			
付与対象者の区分及び人数	平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の中から、当社取締役会において決定する。			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	上限 70,000株 (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2			
新株予約権の行使期間	新株予約権発行日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。			
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3			

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる当社普通株式数の数は1株とする。
- (注) 2 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの行使価額です。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。

ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社になる場合に限る。)または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と 同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発 生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権につき定められた本新株予約権を行使することができる期間
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 本新株予約権に準じて決定する。
- ① 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得 本新株予約権に準じて決定する。

の満了日までとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第9号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年7月3日)での決議状況 (取得期間 平成-年-月-日~平成-年-月-日)	1, 955	153, 663, 000
当事業年度前における取得自己株式	_	_
当事業年度における取得自己株式	1, 955	153, 663, 000
残存決議株式の総数及び価額の総額	_	_
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	_	_
当期間における取得自己株式	_	_
提出日現在の未行使割合(%)	_	_

- (注) アッカとの合併により生じた一株に満たない端数の処理に伴い、当社普通株式を自己株式として取得したものであります。
 - (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業年度		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己 株式	_	_	_	_
消却の処分を行った取得自己株式	1, 955	153, 663, 000	_	_
合併、株式交換、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	_	_	_	_
その他 (-)	_	_	_	_
保有自己株式数	_	_	_	_

⁽注) 当社は、平成21年7月3日付取締役会決議に基づき、当社普通株式1,955株を買い取りましたが、平成21年7月31日付で、買い取った自己株式についてはすべて消却しております。

3【配当政策】

当社グループの利益配当に関する基本方針は、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことであります。当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、年4回の四半期配当を基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の配当につきましては、四半期配当として普通株式1株当たり600円ずつの、年間合計で1株当たり2,400円の利益配当を実施しております。なお、第1種優先株式につきましては、所定の計算方式により、四半期配当1株当たり1,693,437円50銭を実施し、年間合計で1株当たり6,773,750円の配当を実施しております。

また、来期につきましては、イー・モバイルとの株式交換を前提に、平成22年6月30日時点の普通株主を対象に特別配当1,800円を予定しております。これに伴い、第1四半期の普通配当は実施しないこととなりますが、第2四半期以降の四半期配当につきましては1株当たり200円とし、通期合計で1株当たり2,400円(うち、特別配当1,800円)の利益配当を予定しております。また、第1種優先株式につきましては、所定の計算方法に基づく利益配当を予定しております。

なお、当社においては、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、並びにこれに加えて一事業年度につき2回まで取締役会の決議によりその他の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
平成21年8月7日	普通株式	868百万円	600円
取締役会決議	第1種優先株式	42百万円	1, 693, 438円
平成21年11月12日	普通株式	868百万円	600円
取締役会決議	第1種優先株式	42百万円	1, 693, 438円
平成22年2月9日	普通株式	868百万円	600円
取締役会決議	第1種優先株式	42百万円	1, 693, 438円
平成22年5月12日	普通株式	868百万円	600円
取締役会決議	第1種優先株式	42百万円	1, 693, 438円

⁽注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	
最高 (円)	96, 200	92, 700	81, 600	71, 300	81,600	
最低(円)	61, 200	58, 100	52, 500	39, 050	49,050	

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高 (円)	66, 900	68, 500	63, 200	66, 200	72, 900	75, 300
最低 (円)	57, 600	56, 500	49, 050	53, 500	57, 700	66, 400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歷		任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	_	千 本 倖 生	昭和17年9月9日生	平成6年6月 平成8年4月 平成11年11月 平成14年6月 平成17年1月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成22年6月	第二電電株式会社(現KDDI株式会社)取締役副社長就任 慶應義塾大学経営大学院教授就任 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長兼CEO就任 当社代表取締役会長兼CEO就任 イー・モバイル株式会社代表取締役就任 同社代表取締役会長兼CEO就任 (現任) 当社取締役会長就任(現任)	(注) 3	普通株式 103,726
代表取締役副会長	_	深田浩仁	昭和36年1月27日生	昭和60年4月 平成12年10月 平成14年8月 平成19年5月 平成19年10月 平成20年6月 平成20年10月	国際電信電話会社(現KDDI株式会社)入社 当社入社 当社入社 当社常務執行役員就任 当社執行役員副社長就任 オープンワイヤレスネットワーク 株式会社代表取締役社長兼C00就任 当社代表取締役社長就任 株式会社アッカ・ネットワークス (当社に吸収合併)取締役就任 当社代表取締役副会長就任(現任)	(注) 3	普通株式 300
代表取締役 社長	_	エリック・ガン	昭和38年9月6日生	平成 5年10月 平成11年11月 平成12年1月 平成15年2月 平成17年1月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年10月 平成22年6月	ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券 株式会社)入社 同社マネージング・ディレクター 就任 当社代表取締役就任 当社代表取締役献任長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役就任 同社代表取締役副社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役就任 同社代表取締役副社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役社長兼CFO就任 (現任) 当社代表取締役副社長就任 当社代表取締役副社長就任 当社代表取締役副社長就任 当社に吸収合併)取締役就任 当社に吸収合併)取締役就任	(注) 3	普通株式 95,973
取締役	I	國領二郎	昭和34年7月19日生	昭和57年4月 平成12年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成21年7月	日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 慶應義塾大学大学院経営管理研究 科教授就任 慶應義塾大学環境情報学部教授 就任 当社取締役就任(現任) 慶應義塾大学総合政策学部教授就 任(現任) 学校法人慶應義塾理事就任(現 任) 慶應義塾大学総合政策学部長就任 (現任)	(注) 3	普通株式 5
取締役	_	井 上 準 二	昭和24年9月18日生	昭和49年4月 平成5年6月 平成12年3月 平成15年4月 平成15年6月 平成19年6月 平成21年4月	三菱商事株式会社入社 米国三菱商事会社Palo Alto事務 所長就任 同社上級副社長就任 三菱商事株式会社執行役員就任 株式会社アイ・ティ・フロンティ ア 代表取締役 執行役員社長就任 当社取締役就任 (現任) 株式会社アイ・ティ・フロンティ ア 代表取締役 執行役員会長兼 CEO就任 (現任)	(注) 3	_

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				平成10年10月 平成12年6月 平成16年1月	Goldman Sachs & Co. 入社 同社プリンシパル・インベストメ ント・エリア ヴァイス・プレジ デント就任 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券 株式会社) プリンシパル・インベ		
取締役		アンクル・サフ	昭和44年10月18日生	平成17年7月	ストメント・エリア ヴァイス・プレジデント就任 株式会社フジタ取締役就任(現 任) 株式会社ユー・エス・ジェイ 取		
	_			平成17年11月	締役就任(現任) ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券 株式会社)プリンシパル・インベ	(注) 3	
				平成18年1月	ストメント・エリア マネージング・ディレクター就任(現任) イー・モバイル株式会社取締役会オブザーバー就任		
				平成18年2月平成18年11月平成19年1月	三洋電機株式会社取締役就任 The Goldman Sachs Group, Inc. パートナー就任(現任) ジーエス・ティーケー・ホールデ		
				平成19年6月	イングス・スリー合同会社職務執 行者就任(現任) イー・モバイル株式会社取締役就 任(現任)		
				平成19年11月 平成22年6月 昭和59年—月	株式会社USEN取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) Racal Telecom Limited(現		
				昭和61年-月	Vodafone Group Plc) 創業メンバー、マーケティング・ エグゼクティブ就任 同社マネージング・ディレクター 就任		
取締役	_	ジュリアン・ ホーン・スミス	昭和23年12月14日生	平成8年6月 平成13年4月 平成17年1月 平成19年4月	Vodafone Group Plc ボードメン バー就任 同社COO就任 同社Deputy CEO就任 UBS Limited シニア・アドバイザ	(注)3	_
				平成21年6月	一就任(現任) イー・モバイル株式会社取締役就 任(現任)		
				平成22年6月 昭和48年—月	当社取締役就任(現任) American Broadcast Company ア	-	
				昭和58年一月	フィリエイト・リレーションズ マネージャー就任 Universal Studios Hollywood リーガル・アンド・ビジネス・ア フェアズ ヴァイス・プレジデン ト献任		
		_ グレン・ガンペ ル	昭和22年8月19日生	昭和62年一月	Directors Guild of America ナショナル・エグゼクティブ・ディレクター就任		
取締役	_			平成7年—月	MCA (現Universal Parks & Resorts) ビジネス・アンド・リーガル・アフェアズ エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント就	(注)3	_
				平成11年3月	任 Universal Studios Recreation Group (現Universal Parks & Resorts) インターナショナ ル・アンド・グローバル・ビジネ ス・アフェアズ プレジデント就		
				平成11年6月	ス・アフェアス フレンテント版 任 株式会社ユー・エス・ジェイ 取 締役就任		
				平成16年6月	同社 代表取締役社長兼CEO就任 (現任)		
				平成22年6月	当社取締役就任(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歷	任期	所有株式数 (株)
听效犯			WF0404E10 F 97 F 4-	平成10年7月 平成12年1月	The Boston Consulting Group ア ソシエイト就任 Intel Corporation, Intel Capital マネージング・ディレク ター就任	(%) o	
取締役		ショーン・タン	昭和49年10月27日生	平成16年8月 平成19年3月	RHJ International Japan Inc. ヴァイス・プレジデント就任 The Blackstone Group (HK) Limited マネージング・ディレク ター就任 (現任)	(注)3	
				平成22年6月	当社取締役就任(現任)		
				昭和41年4月 昭和63年7月	日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 NTTデータ通信株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)		
尚料卧 木狐			177±110/π 0 ₽ 19 Π /b	平成4年5月	入社 M.I.S.I. Co., Ltd. President 就任	(3)) 4	普通株式
常勤監査役	_	田中嘉信	昭和18年9月13日生	平成8年5月 平成11年7月	シーメット株式会社 代表取締役社長就任 日本コムシス株式会社 執行役員就任	(注) 4	10
				平成15年6月 平成19年6月	コムシステクノ株式会社 代表取締役社長就任 同社 相談役就任		
				平成20年6月	当社 常勤監査役就任 (現任)	ĺ	
監査役	_	中 元 紘一郎	昭和14年5月11日生	昭和42年4月 昭和48年1月 平成11年11月 平成22年1月	アンダーソン・毛利・ラビノウイ ッツ法律事務所(現アンダーソ ン・毛利・友常法律事務所)入所 同所パートナー就任 当社監査役就任(現任) アンダーソン・毛利・友常法律事 務所顧問就任(現任)	(注) 5	_
監査役	_	高岡本州	昭和35年7月20日生	昭和60年3月 平成9年5月 平成10年5月 平成20年6月	日本高圧電気株式会社入社 同社取締役副社長就任 同社代表取締役社長就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 5	_
監査役	_	山岡法次	昭和16年9月12日生	平成4年6月 平成6年6月 平成8年6月 平成14年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社 取締役 MDQ(経営品質)担当就任 同社 取締役 テクノロジー・マー ケット開発担当就任 同社 常務取締役就任 同社 顧問就任	(注) 4	_
				平成15年6月 平成20年3月 平成21年3月 平成21年6月	イノテック株式会社 監査役就任 株式会社アッカ・ネットワークス (当社に吸収合併) 取締役就任 同社 監査役就任 当社 監査役就任(現任)		
						_	普通株式
1			н				200, 014

- (注) 1 取締役 國領二郎氏、井上準二氏、アンクル・サフ氏、ジュリアン・ホーン・スミス氏、グレン・ガンペル 氏及びショーン・タン氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役 田中嘉信氏、中元紘一郎氏及び高岡本州氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 各取締役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終 結の時までであります。
 - 4 監査役 田中嘉信氏及び山岡法次氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 監査役 中元紘一郎氏及び高岡本州氏の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 6 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として柴田雄司氏(現当社常務執行役員内部監査室長)を選任しております。

7 当社では、経営監督と業務執行を分離するため、平成14年8月より執行役員制度を導入しております。 執行役員は以下のとおりであります。

執行役員副社長	武 智 健 二
専務執行役員CTO	小 畑 至 弘
専務執行役員	喜 安 拓
専務執行役員 総務本部長兼 ネットワーク事業本部長	須 山 勇
常務執行役員 広報室長	五十嵐 尚
常務執行役員CAO 兼 経理本部長	山 中 初
常務執行役員CFO 兼 財務本部長	飯田さやか
常務執行役員 内部監査室長	柴 田 雄 司
常務執行役員 経営企画本部長 兼 業務本部長	新 岡 勉
常務執行役員 経理本部副本部長	廣 野 公 一
執行役員 企画本部長	大 橋 功

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

ア コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社が目標とする、永続的な利潤の追求と企業価値の最大化を図るためには、経営と業務の全般にわたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスの構築が重要であると認識しております。

イ コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 企業統治の体制の概要

当社では、経営監督と業務執行を分離するため執行役員制度を、また効率的な業務執行のために事業本部制を採用しております。

取締役会においては社外取締役数が過半数を占めており、経営のチェック機能の強化を図ることで経営内容の公正性及び透明性の確保に努めております。社外取締役に関しては、通信、経営に精通した著名人を招聘し、より客観的な立場から経営の監督を行っております。社外取締役の一部は当社株式を保有しておりますが、その他に当社と社外取締役との間で人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

また、常勤の取締役及び各事業本部の幹部による会議を毎週開催し、当面する業務状況の報告と情報共有を行っております。

監査役会は社外監査役3名を含む4名(常勤1名)で構成されており、業務執行の監査における客観性及び独立性を確保しております。監査役はいずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有する企業経営や法律の専門家であり、外観上及び実質において独立性を保ちつつ業務執行を有効的に監査できる人材が選任されております。社外監査役の一部は当社株式を保有しておりますが、その他に当社と社外監査役との間で人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

② 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営と業務の全般にわたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスを 構築するため現状のガバナンス体制を採用しております。なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、全員 下記の要件を満たしており、独立性を確保しております。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等(過去に業務執行者であった者を含む)に該当致しません。
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等に該当致しません。
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家に該当致しません。
- d. 当社の主要株主又は主要株主法人の業務執行者等に該当致しません。
- e. 上記 a~dに掲げる者の近親者に該当致しません。
- f. 当社又はその子会社の重要な業務執行者等の近親者に該当致しません。

③ 監査役監査、内部監査及び監査法人による監査の状況

a. 監査役監査の概要

監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会で定めた監査計画、業務分担に従い監査を実施しております。また、常勤の監査役は社内の重要な会議にオブザーバーとして出席するほか、業務執行に関する重要な決裁文書を閲覧するなどにより、日常業務の執行状況の監査を実施しております。

b. 内部監査の概要

社長直轄の組織として内部監査室(4名)を設置し、定例的な部門監査と臨時の特定案件調査や、内部統制及びリスクマネジメントの有効性評価等を行っております。

c. 監査法人による監査の概要

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査及び内部統制監査について、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人による定期的な会計監査及び内部統制の監査を受け

ております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、利害関係はありません。

・指定社員・業務執行社員 公認会計士 小林茂夫 (継続監査年数2年)・指定社員・業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 (継続監査年数3年)

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名、会計士補等9名、その他8名

d. 監査役、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

監査役は、監査法人から会計監査実施計画、会計監査結果及び内部統制監査結果について詳細な説明を受けております。また、監査役、内部監査室及び監査法人は、定期的に、または必要に応じて情報交換を行う等連携を密にすることによってコーポレート・ガバナンスや内部統制の実効性を高めております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

上記5役員の状況 の表中に記載のとおり、社外取締役及び社外監査役の一部は当社株式を保有しておりますが、その他に当社と社外取締役及び社外監査役との間で人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑤ 責任限定契約の内容

当社の全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する、というものであります。

⑥ 取締役の定数

当社定款において、取締役の員数は9名以下とする旨定めております。但し、当会社を株式交換完全親会社、イー・モバイル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換が平成22年9月30日までに効力が発生しない場合には、同日の経過をもって、当会社株主総会の決議を経ることなく、「当会社の取締役は5名以上15名以下とする。」と改定されます。

(7) 取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、その解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めており、同条項の定める株主総会の特別決議要件を緩和しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場において行う取引又は公開 買付けの方法により、当会社の発行する株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役又は監査役の会社法第423条第1項の責任に

ついて、当該取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に発揮することを可能とすることを目的とするものであります。

⑩ 剰余金の配当等の決定機関について

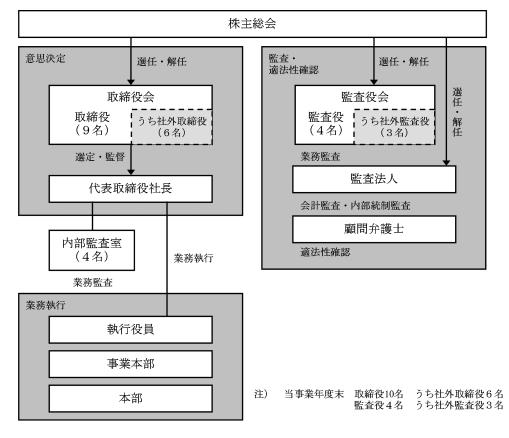
当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、並びにこれに加えて一事業年度につき2回まで取締役会の決議によりその他の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

① 優先株式に関する事項

当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式を発行することができる旨を定款に定めております。当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。また、普通株式、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。なお、この有価証券報告書提出日現在、発行した第2種優先株式及び第3種優先株式はありません。

② その他のコーポレート・ガバナンスの状況

当社は、法律問題全般において、顧問弁護士によるチェック、アドバイスを適宜受けております。



- 68 -

- ウ 内部統制システム整備の基本方針及び整備状況
 - ① 内部統制システム整備の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」といいます。)を整備することを基本方針としております。

- a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i)取締役会は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行する ため、当社グループ横断的なコンプライアンス体制の整備に努める。
 - (ii)当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部門を定め、法令及び定款ならびに 社会規範の遵守に係る、行動規範の制定、研修の実施、コンプライアンスマニュアルの作成・配布等 を通じて、取締役及び従業員への周知・徹底を図る。
 - (iii) 内部監査室は、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じて監査 し、その結果を代表取締役に報告する。
- (iv)法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が職制を介さず、直接通報することのできる通報者保護に配慮した内部通報制度を設ける。
- (v)当社は、当社グループ各社と連携して、反社会勢力には断固たる行動をとり、毅然とした態度で関係を遮断するとともに利益供与は一切行わないことを基本方針とし、これを行動規範に明記して取締役及び従業員への周知・徹底を図る。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i)取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、社内規程に従って適切に保存する。
 - (ii)取締役、監査役、その他必要な関係者は、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i)当社グループ全体におけるリスク管理の状況を把握し、統括する部門を定め、リスク管理について体 系的に定める社内規程を整備する。
- (ii)業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するため、適切な対策を講じる。
- (iii) 内部監査室は、当社及びグループ各社の各部門のリスク管理状況を定期的にまたは必要に応じて監査 し、その結果を代表取締役に報告する。
- (iv)経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した、又は発生するおそれが生じた場合の体制及び対応 策を事前に整備し、有事の場合にはその対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずるものとす る。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を定め、予算・実績管理等を適切に行い、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視するとともに、組織、業務プロセスの再構築及びITの適切な利用を通じて、業務の合理化、迅速化を図り、取締役の職務遂行の効率性を確保する。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、当社にグループ会社全体の内部統制システムに関する担当部門を定めると共に、当社及びグループ各社間での内部統制システムに関する協議、情報の共用等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならび にその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - (i)取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を任命することとする。
 - (ii)補助する従業員の任命及び人事異動、人事評価等については監査役の承諾を得るものとする。

- g. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i)監査の実効性を確保するため、監査役は、取締役及び従業員から当社及び当社グループの経営、業績 に影響を及ぼす重要な事項について報告を受ける。
- (ii)この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制システム に関する事項を含む。
- (iii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査 役に報告する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i)監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - (ii)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する とともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にそ の説明を求めることができる。
- i. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部 統制の基本的方針」を定め、市場に対し透明且つ適正な財務報告を実施する体制を整備する。
- ② 内部統制システムの整備状況

当社では、これらの基本方針に基づき、不祥事発生を防止し企業価値の維持向上を実現するために、当社グループの内部統制システムの充実に努めております。その主な内容は次のとおりであります。

- a. 法令遵守体制
 - (i)当社グループは、コンプライアンスの実践にあたり、法令、社内諸規則、社会的規範を遵守し、企業 倫理にもとることのない行動をとる旨を行動規範に規定し、取締役及び従業員に周知・徹底を行って おります。
- (ii)コンプライアンス体制の確立とその適切な運営を定めたコンプライアンス規程及び関連諸規程を整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンス遵守の体制を明確化しております。
- (iii) 当社グループのコンプライアンスを統括する体制として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動及び特命監査並びに重大なコンプライアンス違反が発生した場合の対応策の策定等を行います。
- (iv) 内部通報制度に基づくコンプライアンス相談窓口を設置し、より風通しの良い企業風土の醸成に努め、重大なコンプライアンス事故を未然に防止する体制を構築しております。
- (v)コンプライアンスを実践する上での行動指針であるコンプライアンスマニュアルを全従業員に配布するとともに係る研修を全従業員に対して行っております。
- (vi)金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制室を設置し、同法に対応した内部統制の実現・強化体制を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の基本的方針を定め、取締役及び従業員に周知・徹底を図っております。
- (vii) 内部監査室のモニタリング機能を強化するとともに、監査役の独立性・実効性を確保するための体制を整備し、グループ全体の事業の適正を確保しております。

b. リスク管理体制

- (i)当社グループのリスクをコントロールすることで会社損失の最小化を図ることを目的にリスク管理規程等の関連諸規程を整備し、取締役及び従業員へリスクの予防、回避に対する体制の周知・徹底を行っております。
- (ii)当社グループのリスク管理を統括する体制として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、当社グループのリスクを評価・管理し、リスク管理に関する教育・啓蒙活動並びに重大な危機が発生または発生しうる場合の対応策の策定等を実施致します。
- (iii) 危機発生時の危機管理体制及び適切な対処方法の確保のために、危機管理規程を整備し、危機の定義 を明確に定めるとともに、危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会では、危機管理に関 する総合的な体制の整備及び危機発生時の集中的な危機管理を行います。

- (iv)事業継続上のリスクが顕在化した場合に当社がとるべき対応を定めた事業継続計画 (BCP) 等を制定し、事業の継続を確保するための体制整備に努めます。
- c. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (i)当社グループは、反社会的勢力からの不法・不当な要求等に対する基本方針を行動規範及びコンプライアンスマニュアルに明記し、取締役及び従業員に周知・徹底を行っております。
- (ii) 反社会的勢力からの不法・不当な要求等に備え、平素より警察、弁護士等の外部専門機関からの情報 収集に努め、事案発生時には外部専門機関と緊密に連絡を取り、組織的に対処できる体制の整備に努 めます。

エ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

なお当社は、取締役会に社外取締役の委員を過半数とする報酬委員会を設置し、報酬妥当性について検証しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる
役員区分	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	122	62	_	60	_	4
監査役 (社外監査役を除く)	2	1	_	1	_	1
社外役員	58	31	_	27	_	11

- (注) 1 上記には、平成21年6月24日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名 (うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
 - 2 平成16年6月29日開催の第5回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額200百万円 であります。
 - 3 平成12年6月28日開催の第1回定時株主総会の決議により、監査役の報酬限度額は年額30百万円であります。
 - 4 役員賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与として第11回定時株主総会において決議した額であります。

オ 株式の保有状況

- ① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当する投資株式は保有しておりません。
- ② 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並 びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額				評価損益 の合計額
非上場株式	3, 941	3, 941	_	_	(注)
上記以外の株式	46	74	2	_	28

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 「評価損益の合計額」は記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会計年度		当連結会計年度	
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	175	6	155	13
連結子会社	42	0	3	-
計	217	6	157	13

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、転換社債型新株予約権付社債発行に係るコンフォートレターの発行業務につき、対価を支払っております。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、当社の事業規模、特性及び監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)附則第3条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。 なお、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)附則第2条第1項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社は、平成21年6月25日に株式会社アッカ・ネットワークスと合併いたしました。このため、株式会社アッカ・ネットワークスの最近事業年度である第9期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の財務諸表を記載しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 株式会社アッカ・ネットワークスは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。
- 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68, 541	26, 110
売掛金	10, 293	10,880
商品	483	100
前渡金	3, 731	2, 833
繰延税金資産	2, 405	1, 85
その他	1, 249	3, 930
貸倒引当金	△36	△1
流動資産合計	86, 666	45, 70
固定資産		
有形固定資産		
機械設備	49, 681	47, 66
減価償却累計額及び減損損失累計額	△36, 283	△37, 43
機械設備(純額)	13, 398	10, 23
端末設備	8, 262	8, 93
減価償却累計額	△4, 621	$\triangle 5,35$
端末設備(純額)	3, 640	3, 58
土地	307	30
建設仮勘定	1,013	1, 17
その他	2, 215	1, 80
減価償却累計額及び減損損失累計額	$\triangle 1,261$	$\triangle 1, 16$
その他(純額)	954	64
有形固定資産合計	19, 313	15, 93
無形固定資産	,	<u> </u>
ソフトウエア	3, 385	2, 41
ソフトウエア仮勘定	31	19
その他	3	-
無形固定資産合計	3, 418	2, 61
投資その他の資産	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
投資有価証券	4, 170	4, 17
関係会社株式	*1, *2 11, 425	*1, *2 5, 58
関係会社長期未収入金		9, 27
繰延税金資産	2, 932	1, 51
その他	1, 127	1, 63
投資その他の資産合計	19, 655	22, 18
固定資産合計	42, 386	40, 73
繰延資産	12, 300	10,10
社債発行費	_	42
操延資產合計	_	42
	100.050	
資産合計	129, 052	86, 86

	V/A-11 * A-1 * 11	(単位:白力円)
	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4, 064	2, 098
短期借入金	*3 8,800	_
1年内返済予定の長期借入金	^{*3} 1,000	^{*3} 2,854
1年内償還予定の社債	44, 800	1,848
リース債務	1, 543	894
割賦未払金	1, 528	1,726
未払金	1, 529	3, 089
未払費用	4, 766	5, 988
未払法人税等	1, 446	2, 899
賞与引当金	141	19
役員賞与引当金	_	88
その他	350	2, 632
流動負債合計	69, 968	24, 134
固定負債		
社債	33,000	26, 126
長期借入金	*3 9,000	*3 19, 075
リース債務	1, 192	889
長期割賦未払金	3, 026	1, 640
退職給付引当金	73	_
その他	91	1,844
固定負債合計	46, 382	49, 575
負債合計	116, 349	73, 709
純資産の部		
株主資本		
資本金	18, 368	18, 392
資本剰余金	7, 019	9, 082
利益剰余金	\triangle 15, 427	△14, 862
株主資本合計	9, 960	12, 612
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7	8
繰延ヘッジ損益	△356	28
評価・換算差額等合計	△363	36
少数株主持分	3, 105	507
純資産合計	12, 702	13, 155
負債純資産合計	129, 052	86, 864
只 [K] [C] [C] [C] [C] [C] [C] [C] [C] [C] [C	129, 002	00,004

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	94, 467	83, 067
売上原価	61, 861	49, 052
売上総利益	32, 606	34, 015
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	71	28
販売促進費	5, 082	5, 261
給料及び手当	2, 135	2, 038
役員賞与引当金繰入額	-	88
賃借料	772	639
業務委託費	4, 479	3, 570
減価償却費	903	1, 042
研究開発費	^{*1} 544	*1 438
その他	1, 907	1,761
販売費及び一般管理費合計	15, 894	14, 864
営業利益	16, 712	19, 151
営業外収益		
受取利息	156	99
受取配当金	65	2
未払配当金除斥益	_	19
その他	59	37
営業外収益合計	280	157
営業外費用		
支払利息	1, 935	2, 217
社債発行費償却	-	41
持分法による投資損失	17, 285	6, 027
その他	363	196
営業外費用合計	19, 583	8, 481
経常利益又は経常損失 (△)	△2, 590	10, 828
特別利益		
負ののれん発生益	_	467
新株予約権戻入益	2	_
社債償還益	232	238
その他	_	151
特別利益合計	234	857

		(平位・日の口)
	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	*2 565	※ 2 682
固定資産臨時償却費	^{*3} 56	_
投資有価証券評価損	95	15
解約損害金	^{*4} 103	_
事業統合関連費用	^{*5} 649	_
減損損失	^{*6} 340	_
その他	168	38
特別損失合計	1, 976	735
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損 失(△)	△4, 333	10, 950
法人税、住民税及び事業税	4, 643	5, 002
法人税等調整額	743	1, 727
法人税等合計	5, 387	6, 729
少数株主損益調整前当期純利益		4, 220
少数株主利益	129	72
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9, 849	4, 148

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17, 101	18, 368
当期変動額		
新株の発行	1, 267	24
当期変動額合計	1, 267	24
当期末残高	18, 368	18, 392
資本剰余金		
前期末残高	5, 751	7, 019
当期変動額		
新株の発行	1, 267	24
合併による増加		2, 193
自己株式の消却	<u> </u>	△154
当期変動額合計	1, 267	2, 063
当期末残高	7, 019	9, 082
利益剰余金		
前期末残高	684	△15, 427
当期変動額		
剰余金の配当	△3, 262	$\triangle 3,584$
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9, 849	4, 149
自己株式の消却	△3,000	
当期変動額合計	△16, 110	564
当期末残高	△15, 427	△14, 862
自己株式		
前期末残高	△3, 000	-
当期変動額		
自己株式の取得	_	△154
自己株式の消却	3, 000	15-
当期変動額合計	3, 000	_
当期末残高		_
株主資本合計		
前期末残高	20, 536	9, 96
当期変動額	,	,
新株の発行	2, 534	4
剰余金の配当	$\triangle 3,262$	$\triangle 3,58$
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9, 849	4, 14
合併による増加	<u>–</u>	2, 19
自己株式の取得	<u> </u>	△15-
自己株式の消却	_	-
当期変動額合計	△10, 576	2, 652
当期末残高	9,960	12, 612

		(単位:日月日)
	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△987	$\triangle 7$
当期変動額		<u> </u>
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	980	15
当期変動額合計	980	15
当期末残高	<u> </u>	8
	<i>△</i> 1	0
繰延ヘッジ損益	A 701	۸۹۶۵
前期末残高	△721	△356
当期変動額	0.05	004
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	365	384
当期変動額合計	365	384
当期末残高	△356	28
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1, 708	△363
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1, 345	399
当期変動額合計	1, 345	399
当期末残高	△363	36
新株予約権		
前期末残高	2	_
当期変動額	2	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	$\triangle 2$	
当期変動額合計	$\triangle 2$	
	<u> </u>	_
当期末残高		_
少数株主持分		
前期末残高	603	3, 105
当期変動額		
剰余金の配当	△72	_
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2, 575	$\triangle 2,598$
当期変動額合計	2, 503	$\triangle 2,598$
当期末残高	3, 105	507
純資産合計	,	
前期末残高	19, 433	12, 702
当期変動額	10, 100	12, 2
新株の発行	2, 534	49
剰余金の配当	$\triangle 3,334$	$\triangle 3,584$
当期純利益又は当期純損失(△)	△9, 849	4, 148
合併による増加		2, 193
自己株式の取得	_	
自己株式の消却	_	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3, 918	△2, 199
当期変動額合計	△6, 731	
		453
当期末残高	12, 702	13, 155

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純 損失(△)	$\triangle 4,333$	10,950
減価償却費	7, 430	7, 499
負ののれん発生益	_	△467
固定資産臨時償却費	56	_
減損損失	340	_
投資有価証券評価損益(△は益)	95	15
社債償還益	△232	$\triangle 238$
固定資産除却損	565	682
その他の損益 (△は益)	74	18
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△13	$\triangle 27$
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12	$\triangle 123$
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△19	88
受取利息及び受取配当金	$\triangle 221$	△102
支払利息	1, 935	2, 217
株式交付費	159	_
持分法による投資損益(△は益)	17, 285	6, 027
持分法適用会社への未実現利益調整額	△314	$\triangle 222$
売上債権の増減額(△は増加)	8, 442	△586
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△186	413
関係会社未収入金の増減額(△は増加)	_	△11,88
前渡金の増減額(△は増加)	2, 025	898
長期前払費用の増減額(△は増加)	△144	105
その他の資産の増減額 (△は増加)	1,019	12
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5, 557	$\triangle 1,967$
未払金の増減額 (△は減少)	319	1, 609
未払費用の増減額(△は減少)	△653	1, 016
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△100	$\triangle 73$
その他の負債の増減額(△は減少)	△290	4, 112
小計	27, 695	19, 975
利息及び配当金の受取額	151	116
利息の支払額	$\triangle 1,412$	$\triangle 1,638$
法人税等の支払額	△7, 326	△3, 581
営業活動によるキャッシュ・フロー	19, 107	14, 872

投資活動によるキャッシュ・フロー 投資有価証券の取得による支出	l l)
子会社株式の取得による支出 △9,028 非連結子会社株式の売却による収入 295 関係会社株式の取得による支出 △1,016 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による ※2 3,186	
非連結子会社株式の売却による収入 295 関係会社株式の取得による支出 △1,016 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による ※2 3.186	_
関係会社株式の取得による支出 △1,016 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による ※2 3,186	$\triangle 2$
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による ※2 3 186	_
	_
v.v. :	_
有形固定資産の取得による支出 \triangle 5,272 \triangle 3,	408
有形固定資産の売却による収入 79	3
無形固定資産の取得による支出 $ riangle 1,196$	592
その他 43	
投資活動によるキャッシュ・フロー \triangle 12,934 \triangle 3,	999
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出 △1,003 △	919
セールス・アンド・割賦バック取引による収入 4,800	350
割賦債務の返済による支出 $\triangle 271$ $\triangle 1$,	538
短期借入れによる収入 19,300 17,	000
短期借入金の返済による支出 \triangle 10,500 \triangle 25,	800
長期借入れによる収入 10,000 12,	387
長期借入金の返済による支出 $ riangle 1,300$ $ riangle 1,$	000
社債の発行による収入 - 16,	445
社債の償還による支出 $\triangle 4,968$ $\triangle 66,$	486
自己株式の取得による支出 - △	154
連結子会社の自己株式の取得による支出 △7	_
株式の発行による収入 2,375	48
連結子会社の自己株式取得指定金外信託への支出 △280	_
連結子会社の自己株式取得指定金外信託の払戻に よる収入 217	_
配当金の支払額 △3,261 △3,	581
少数株主への配当金の支払額 △370	$\triangle 56$
財務活動によるキャッシュ・フロー 14,732 △53,	303
現金及び現金同等物の増減額(\triangle は減少) 20,904 \triangle 42,	430
現金及び現金同等物の期首残高 47,619 68,	541
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減 額(△は減少) 18	_
現金及び現金同等物の期末残高 **1 68,541 **1 26,	110

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の名称 株式会社アッカ・ネットワークス 株式会社カルティブ CV1投資事業有限責任組合 (新規) 株式会社アッカ・ネットワークス 株式会社アッカ・ネットワークスの株 式を追加取得したことから、平成20年9 月1日より連結の範囲に含めております。	①連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社カルティブ CV1投資事業有限責任組合 (除外) 株式会社アッカ・ネットワークス 連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスを平成21年6月25日付で 当社に吸収合併したことにより、連結の 範囲から除外しております。 なお、株式会社アッカ・ネットワーク スについては、平成21年6月24日までの 損益を連結しております。
	②―― 非連結子会社であった有限責任中間法人 ミナト・ライツマネジメントは、当連結会 計年度において解散しております。	②——
2 持分法の適用に関する事項	①持分法適用の関連会社数 1社 持分法適用関連会社の名称 イー・モバイル株式会社 (除外) オープンワイヤレスネットワーク株式 会社 当連結会計年度において、オープンワ イヤレスネットワーク株式会社は清算結 了したため、持分法の範囲から除外して おります。	①持分法適用の関連会社数 1社 持分法適用関連会社の名称 イー・モバイル株式会社
	②—— 持分法を適用していない非連結子会社であった有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントは、当連結会計年度において解散しております。	2—
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社のうち、株式会社アッカ・ネットワークス及びCV1投資事業有限責任組合は決算日が12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。	連結子会社のうち、CV 1 投資事業有限責任組合は決算日が12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	①有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)によっておりま す。	①有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 同左

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

商品、その他(貯蔵品)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(会計方針の変更)

棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を当連結会計年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法

項目

①有形固定資産

ア. リース資産以外の有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)、機械設備 及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び 備品については定率法によっております。 なお、耐用年数は以下のとおりであります。

> 機械設備 6年 端末設備 3年 その他(建物) 8~33年 その他(工具、器具 及び備品) 2~20年

イ. リース資産

資産に計上しているリース物件及び関連 工事費用の「機械設備」、「端末設備」、 「その他(工具、器具及び備品)」(リー ス物件の所有権が借主に移転すると認めら れるもの以外のファイナンス・リース取引 に係るもの)については、リース期間を耐 用年数とし、残存価額を零とする定額法に よっております。 当連結会計年度

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

b. 時価のないもの

同左

②デリバティブ

同左

③たな卸資産

商品、その他(貯蔵品)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①有形固定資産

ア. リース資産以外の有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)、機械設備 及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び 備品については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであり ます。

> 機械設備 6年 端末設備 3年 その他(建物) 8~33年 その他(工具、器具 及び備品) 2~20年

イ.リース資産

資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「端末設備」、「その他(工具、器具及び備品)」(リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの)については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(3) 重要な繰延資産の処理 方法	(追加情報) 当社は、平成20年7月31日に株式会社アッカ・ネットワークスとの間で将来をの事業統合に向けた戦略的業務・資本提携について合意した内容に基づき、平成20年9月1日に同社に対して当社の保有するDSL関連設備を譲渡し、業務の効率化に対した設けた設備の保守・運用業務の統合を開始いたとし等にでは、10年9月より、機械設備の耐用年数をででは、11,168百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に資産 (ソフトウエア) 自社利用のと対しております。 (ツカーの定額法によっております。 (のれん) 5年以内の定額法によっております。 (のれん) 5年以内の定額法によっております。 (小人) 5年以内の定額法によっております。 (小人) 5年以内の定額法によっております。 (小人) 5年以内の定額法によっております。 (小人) 5年以内の定額法によっております。 (小人) 5年以内の定額法によっております。	②無形固定資産 (ソフトウエア) 同左 (のれん) ①株式交付費 同左
	②——	②社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法に より償却しております。
(4) 重要な引当金の計上基 準	①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一 般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上 しております。 ②役員賞与引当金	①貸倒引当金 同左 ②役員賞与引当金
	当社は役員に対する賞与の支給に備える ため、支給見込額を計上しております。 なお、当連結会計年度に係る役員賞与は 支給予定が無いため、役員賞与引当金は計 上しておりません。	②役員員与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、 支給見込額を計上しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	③賞与引当金 連結子会社の株式会社アッカ・ネットワークスは従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 ④退職給付引当金 連結子会社の株式会社アッカ・ネットワークスは従業員の退職給付に備えるため、 当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産残高の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額	③賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 ④———
(5) 重要なヘッジ会計の方 法	を計上しております。 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象	①ヘッジ会計の方法同左②ヘッジ手段とヘッジ対象
	(ヘッジ手段) 為替予約 (ヘッジ対象) 外貨建予定取引 ③ヘッジ方針 為替相場の変動によるリスクを回避する	(ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左 ③ヘッジ方針 同左
	目的で為替予約取引を行っております。 ④ヘッジ用効性の評価方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの 期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の 相場変動の累計を比較し、両者の変動額等 を基礎にして判断しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びユ・フィッジーできるものについては、ヘッジ会計の適用条件を 効性の判定は省略しております。 効性の判定は省略しております。 効性の判定は省略しております。 次ッジ会計の適用条件を 充足しなくなったものについては、ヘッジ	④ヘッジ有効性の評価方法 同左
(6) のれんの償却方法及び 償却期間		5年間で均等償却しております。但し、 重要性のないものについては、一括償却し
(7) 連結キャッシュ・フロ 一計算書における資金の 範囲		ております。 連結キャッシュ・フロー計算書における 資金(現金及び現金同等物)は、手許現 金、随時引き出し可能な預金及び容易に換 金可能であり、かつ、価値の変動について 僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ 月以内に償還期限の到来する短期投資から なっております。

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
(8) その他連結財務諸表作	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理		
成のための基本となる重	消費税等の会計処理は、税抜方式によっ	同左		
要な事項	ております。			
5 連結子会社の資産及び負	連結子会社の資産及び負債の評価方法			
債の評価に関する事項	は、全面時価評価法によっております。			
6 のれん及び負ののれんの	5年間で均等償却しております。但し、			
償却に関する事項	重要性のないものについては、一括償却し			
	ております。			
	(追加情報)			
	平成20年9月1日に株式会社アッカ・ネ			
	ットワークスを連結子会社としたことに伴			
	い、のれんが発生いたしました。当連結会			
	計年度末において、支配獲得時に存在した			
	同社の繰延税金資産の回収見込額が修正さ			
	れたため、当該のれんを減額しておりま			
	す。			
7 連結キャッシュ・フロー	連結キャッシュ・フロー計算書における			
計算書における資金の範囲	資金(現金及び現金同等物)は、手許現			
	金、随時引き出し可能な預金及び容易に換			
	金可能であり、かつ、価値の変動について			
	僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ			
	月以内に償還期限の到来する短期投資から			
	なっております。			

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
	(企業結合に関する会計基準等の適用) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(連結貸借対照表)

- (1) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品」は、232百万円であります。
- (2) 前連結会計年度において有形固定資産の「その他」に含めていた「端末設備」及び同「減価償却累計額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度における有形固定資産の「その他」に含まれている「端末設備」及び同「減価償却累計額」は、それぞれ2、397百万円、2,079百万円であります。
- (3) 「長期前払費用」は、当連結会計年度において金額 的重要性が乏しくなったため投資その他の資産の「そ の他」に含めて表示しております。なお、当連結会計 年度の投資その他の資産の「その他」に含まれている 「長期前払費用」は、176百万円であります。
- (4) 前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めていた「リース債務」及び「割賦債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度における流動負債の「その他」に含まれている「リース債務」及び「割賦債務」は、それぞれ183百万円、24百万円であります。

(連結損益計算書)

「支払手数料」及び「株式交付費」は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の営業外費用の「その他」に含まれている「支払手数料」及び「株式交付費」は、それぞれ78百万円、159百万円であります。

(連結貸借対照表) ——

(連結損益計算書)

- (1) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より、新たに「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
- (2) 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度における営業外収益の「その他」に含まれている「未払配当金除斥益」は、6百万円であります。

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
	(連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」 の「その他の資産の増減額(△は増加)」 に含めて表示しておりました「関係会社未収入金の増減額 (△は増加)」は重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(△は増加)」に含まれている「関係会社未収入金の増減額(△は増加)」は、177百万円であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)

※1 関連会社に対するものは次のとおりです。

関係会社株式

11,425百万円

※2 担保資産

関連会社コミットメントラインに係る担保提供

関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行33行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は189,980百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成21年3月31日現在の同社帳簿価額215,334百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(担保提供期間)

当該コミットメントラインによる借入返済完了ま で

(担保提供資産)

イー・モバイル社株式

11,425百万円

なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は 50,016百万円であります。

なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成21年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。

※3 借入枠等の実行状況

当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額13,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末の借入実行額は13,000百万円であります。

なお、このコミットメントラインに関し、財務制 限条項が付されております。

また、連結子会社株式会社アッカ・ネットワークスは、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行5行と総額6,000百万円のコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の同社の借入実行額は1,000百万円であります。

当連結会計年度 (平成22年3月31日)

※1 関連会社に対するものは次のとおりです。

関係会社株式

5,582百万円

※2 担保資産

関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3 月にモバイル事業で必要となる資金を確保するため に取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最 長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定し ております。当連結会計年度末日の同社の借入実行 額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保 有する主要資産(平成22年3月31日現在の同社帳簿 価額233,383百万円)への担保権設定に加えて、当 社の保有する全てのイー・モバイル社株式について 担保権が設定されております。担保提供期間及び当 連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下の

とおりであります。 (担保提供期間)

当該コミットメントラインによる借入返済完了ま で

(担保提供資産)

イー・モバイル社株式

5,582百万円

なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は 50,016百万円であります。

なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。

※3 借入枠等の実行状況

当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額12,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定いたしました。当連結会計年度末の借入実行額はそれぞれ9,000百万円、12,930百万円であります。

なお、このコミットメントラインに関し、財務制 限条項が付されております。

また、運転資金を確保するため取引銀行1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入実行額はありません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- ※1 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。544百万円
- ります。 544百万円 ※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

有形固定資産 機械設備

機械設備 67百万円 端末設備 40百万円 その他(工具、器具及び備品) 26百万円 その他(建物) 108百万円 無形固定資産 ソフトウエア 288百万円 その他 36百万円 合計 565百万円

- ※3 固定資産臨時償却費は、事務所の一部移転に伴い、 除却資産となる建物附属設備等について、当事業年度 末において臨時償却を行ったことによるものでありま す。
- ※4 解約損害金は設備使用契約に関するものであります。
- ※5 事業統合関連費用の内容は、株式会社アッカ・ネットワークスとの事業統合に関するアドバイザリー業務 契約料などであります。
- ※6 減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
	機械設備	44百万円	
市宁坝	東京都事業用資産	ソフトウエア	199百万円
来 尔		長期前払費用	96百万円
		電話加入権	2百万円
合計			340百万円

連結子会社株式会社アッカ・ネットワークスにおいて、ネットワーク事業に含まれる不採算事業のリストラクチャリングの意思決定を行ったため、同事業で使用していた資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定して おります。

- ※1 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。438百万円※2 固定資産除知損の内容は次のとおりであります。
- ※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 有形固定資産

機械設備 66百万円 端末設備 338百万円 その他(工具、器具及び備品) 63百万円 その他(建物) 59百万円

無形固定資産

ソフトウエア138百万円ソフトウエア仮勘定16百万円その他3百万円

合計 682百万円

4 ——

5 ———

6 ——

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1, 461, 310	1, 425	44, 741	1, 417, 994
第1種優先株式(株)	_	25	_	25

- (注) 1 普通株式の増加1,425株は、ストック・オプションの行使によるものであります。また、普通株式の減少 44,741株は、自己株式の消却によるものであります。
 - 2 第1種優先株式の増加25株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

		新株予約権の		当連結会計			
会社名	内訳	目的となる 株式の種類	前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (百万円)
提出会社(親会社)	(新株予約権) 第1回企業価値向上新 株予約権 (注) 1	普通株式	2, 700, 000	-	2, 700, 000	_	_
(税云江)	(新株予約権) ストック・オプション (注) 2	_	_		_	_	_
	合計		2, 700, 000	_	2, 700, 000	_	_

- (注) 1 平成19年に金融商品取引法が改正されたことにより、本信託型ライツプラン導入の目的が法により一定程度 担保されることとなったため、平成20年8月15日付をもって、本新株予約権を消却しております。
 - 2 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。

3 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	44, 741	_	44, 741	_

⁽注) 自己株式の減少44,741株は、自己株式の消却によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	815百万円	575円	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年8月12日 取締役会	普通株式	815百万円	575円	平成20年6月30日	平成20年9月11日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	815百万円	575円	平成20年9月30日	平成20年12月9日
平成21年2月12日 取締役会	普通株式	815百万円	575円	平成20年12月31日	平成21年3月11日
平成21年2月12日 取締役会	第1種 優先株式	2百万円	97,724円	平成20年12月31日	平成21年3月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年5月14日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	37百万円	1, 498, 438円	平成21年3月31日	平成21年6月25日

5 その他の事項

少数株主持分の当連結会計年度の主な変動事由は、子会社株式の取得に伴う連結範囲の変更による増加12,539百万円及び追加取得に伴う持分変動による減少10,004百万円であります。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1, 417, 994	31, 457	1, 955	1, 447, 496
第1種優先株式(株)	25	_	_	25

(注) 普通株式の増加31,457株は、ストック・オプションの行使による増加2,025株、株式会社アッカ・ネットワークスとの合併の際、同社株主に新株を発行したことによる増加29,432株であります。また、普通株式の減少1,955株は、自己株式の消却によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

		新株予約権の	目的となる株式の数(株)				当連結会計
会社名	内訳	目的となる 株式の種類	前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	(新株予約権) ストック・オプション	_	_		_	_	_
	合計		_	_	_	_	_

(注) 会社法施行目前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。

3 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	_	1, 955	1, 955	_

(注) 自己株式の増加1,955株は株式会社アッカ・ネットワークスとの合併の際、1株に満たない端数の買取りによるものであります。自己株式の減少1,955株は、同1株に満たない端数の消却によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	815百万円	575円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年5月14日 取締役会	第1種 優先株式	37百万円	1, 498, 438円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年8月7日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成21年6月30日	平成21年9月10日
平成21年8月7日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1, 693, 438円	平成21年6月30日	平成21年9月10日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成21年9月30日	平成21年12月10日
平成21年11月12日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1, 693, 438円	平成21年9月30日	平成21年12月10日
平成22年2月9日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成21年12月31日	平成22年3月11日
平成22年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1, 693, 438円	平成21年12月31日	平成22年3月11日

⁽注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	42百万円	1, 693, 438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日

⁽注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

5 その他の事項

少数株主持分の当連結会計年度の主な変動事由は、連結子会社との合併による減少2,664百万円であります。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係

「現金及び現金同等物」の期末残高と連結貸借対照 表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致し ております。

※2 新たに連結子会社となった会社の資産および負債の 主な内訳

株式取得等により新たに株式会社アッカ・ネットワークスを連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による差引収入との関係は次のとおりであります。

流動資産 17,508百万円 固定資産 14,711百万円 流動負債 △5,926百万円 固定負債 △2,352百万円 少数株主持分 △12,539百万円 計 11,401百万円 連結開始前の既取得分 △3,986百万円 新規連結子会社株式の取得価額 7,415百万円 新規連結子会社の現金及び現金同 10,601百万円

3,186百万円

差引:新規連結子会社取得による

収入

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 同左

2 ——

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備 (「機械設備」及び「端末設備」) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料 (解約不能のもの)

1年以内	609百万円
1年超	215百万円
合計	824百万円

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備 (「機械設備」及び「端末設備」) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料 (解約不能のもの)

1年以內	1,090百万円
1年超	1,064百万円
合計	2,154百万円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業目的に沿った設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- ①営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- ②営業債権である関係会社未収入金は、関係会社の信用リスクに晒されております。
- ③投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その一部の株式は市場価格の変動リスクに晒されております。
- ④営業債務である買掛金、未払費用は、そのほとんどが3ケ月以内の支払期日であります。営業債務の一部外貨建 てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。
- ⑤借入金、社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。
- ⑥デリバティブ取引は外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、 前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項(5)重要なヘッジ会計 の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、与信管理細則に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先が信用度の高い金融機関及び商社等であるため信用リスクはほとんどないものと認識しております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、外貨建営業債務について、先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、信用リスクや取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理対象の取引(予定取引を含む)が発生した場合、当該取引がリスク管理の対象であることをデリバティブ取引に関するリスク管理責任者は関係者に徹底し、変動リスクの回避・低減を図るためのヘッジ手段を明示し、必要であればその手続きをとるために、財務部長の承認を経て、稟議決裁を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)

(単位:百万円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	現金及び預金	26, 110	26, 110	-
(2)	売掛金	10, 880		_
	貸倒引当金(※1)	△10		-
		10,870	10,870	_
(3)	関係会社未収入金(※2)	12, 322	10, 898	△1, 424
(4)	投資有価証券			
	その他有価証券	74	74	-
資産計	-	49, 377	47, 953	△1, 424
(1)	買掛金	2, 098	2, 098	-
(2)	未払費用	5, 988	5, 988	_
(3)	社債 (※3)	27, 974	28, 795	820
(4)	長期借入金(※3)	21, 930	22, 020	90
負債計	-	57, 989	58, 900	911
デリハ	ディブ取引(※4)	200	200	_

- (※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 関係会社短期未収入金及び関係会社長期未収入金を含めております。
- (※3) 1年以内に償還、返済予定の社債、長期借入金を含めております。
- (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社未収入金

関係会社未収入金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によるものであります。また、保有目的ごとの有価証券に 関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(3) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定は先物為替予約契約を締結している商社から提示された価格によっております。また、ヘッジ会計を適用し振替処理を行っている先物為替予約(予定取引に対するものを除く)は、買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	投資有価証券 その他有価証券	4, 103
非上場株式	関係会社株式	5, 582

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	26, 110	_	_	-
売掛金	10, 870	_	_	_
関係会社未収入金	3, 051	5, 179	4, 092	_

4. 社債、長期借入金、リース債務及び割賦未払金の連結決算日後の返済予定額連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)			
区分	取得原価	連結 貸借対照表 計上額	差額	
連結貸借対照表計上額が取得原				
価を超えるもの				
株式	_	_	_	
小計	_	_	_	
連結貸借対照表計上額が取得原				
価を超えないもの				
株式	46	46		
小計	46	46	_	
合計	46	46		

(注) 当連結会計年度において、有価証券について95百万円(その他有価証券で時価のある株式95百万円)の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が平均取得価格に比べ50%以上下落した場合に減損処理を行っております。

- 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。
- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	連結貸借対照表計上額		
子会社及び関連会社株式			
関連会社株式	11, 425		
その他有価証券			
非上場株式	4, 124		
小計	4, 124		
合計	15, 549		

4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額 該当事項はありません。

当連結会計年度(平成22年3月31日)

1 その他有価証券

区分	種類	連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	74	46	28
小計		74	46	28
合計		74	46	28

⁽注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 4,103百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

² 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

① 取引の内容及び利用目的等

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的 で、為替予約取引を行っております。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引

(2) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替 予約取引を行っております。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。ヘッジ有効性評価の結果、ヘッジ会計の適用条件を充足しなくなったものについては、ヘッジ会計の適用を中止しております。

② 取引に対する取組方針

通貨関連におけるヘッジを目的としたデリバティブ取引については、外貨建債権債務の範囲内で行うこととしており、投機目的のものは行わない方針であります。

③ 取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場変動によるリスクを有しております。またデリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関及び商社等であるため、相手方の契約不履行から生じる信用リスクはほとんどないものと判断しております。

④ 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引に関するリスク管理責任者は、取引担当部の部長となっております。管理責任者は、リスク管理対象の取引(予定取引を含む)が発生した場合、当該取引がリスク管理の対象であることを関係者に徹底させ、変動リスクの回避・低減を図るためのヘッジ手段を明示し、必要であればその手続きをとるために、財務部長の承認を経て、稟議決裁を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		当連結会計年度 (平成22年3月31日)				
区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価差益 (百万円)	
	為替予約取引					
市場取引 以外の取引	買建					
	米ドル	64	_	3	3	
合計		64	_	3	3	

(注) 時価の算定方法

取引先商社から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

			当連結会計年度 (平成22年3月31日)			
ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主な ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	当該時価の算出方法
	為替予約取引					
為替予約の 振当処理	買建					取引先商社から提示さ れた価格等によってお
	米ドル 米ドル	買掛金 買掛金	5, 410 701	_	197 (注)	ります。
合計			6, 111	_	197	

⁽注) ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時 価に含めて記載しております。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は「確定拠出年金制度」を採用しております。また、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスについてはエヌ・ティ・ティ厚生年金基金に加入しており、従業員の退職に際して臨時の退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	228百万円
年金資産残高	155百万円
未積立退職給付債務	73百万円
退職給付引当金	73百万円

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用22百万円臨時退職金6百万円その他51百万円退職給付費用合計79百万円

(注1) 臨時退職金は、連結損益計算書上、特別損失の その他へ計上しております。

(注2) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額で あります。 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は「確定拠出年金制度」を採用しております。

- (注) 当社は平成21年6月25日に当社を存続会社、連結 子会社であった株式会社アッカ・ネットワークス を消滅会社とする吸収合併を行っております。こ れに伴い同社が加入していたエヌ・ティ・ティ厚 生年金基金を脱退しております。
- 2 退職給付債務に関する事項 該当事項はありません。
 - (注) 株式会社アッカ・ネットワークスを吸収合併した ことに伴い、同社が加入していたエヌ・ティ・ティ厚生年金基金を脱退したため、退職給付債務が 消滅しております。
- 3 退職給付費用に関する事項

勤務費用9百万円その他58百万円退職給付費用合計67百万円

(注) 連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスにおいて当社と合併する平成21年4月1日~平成21年6月24日までの期間に拠出した退職給付費用は9百万円であります。また、「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- 1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日	
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役3人当社従業員197人認定支援者3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人	
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株	
付与日	平成13年9月30日	平成14年3月22日	平成14年8月20日	
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株引受権付与契 約」に定める。	同左	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	
対象勤務期間(注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左	
権利行使期間	平成13年9月30日から 平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から 平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から 平成24年8月5日まで	

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日	
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 4人 当社従業員 224人	当社取締役10人当社監査役2人当社従業員377人	
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 6,815株	普通株式 21,975株	普通株式 39,230株 (注) 2	
付与日	平成15年1月16日	平成15年8月13日	平成16年7月1日	
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	同左	同左	
対象勤務期間(注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左	
権利行使期間	平成15年1月16日から 平成25年1月14日まで	平成15年8月13日から 平成25年8月11日まで	平成16年7月1日から 平成26年6月28日まで	

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人 数	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役10人当社監査役2人当社従業員423人	当社従業員 4人 社外協力者 1人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 495株	普通株式 46,450株	普通株式 1,050株
付与日	平成16年8月18日	平成17年7月1日	平成17年8月25日
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間(注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年8月18日から 平成26年8月9日まで	平成17年7月1日から 平成27年6月21日まで	平成17年8月25日から 平成27年6月22日まで

- (注) 1 ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。
 - 2 平成16年9月21日付の株式分割(1:5)を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。
 - 3 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権(引受権)付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	_	_	_
付与	_	_	_
失効	_	_	_
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	690	1, 580	2, 865
権利確定	_	_	_
権利行使	85	65	520
失効	_	_	_
未行使残	605	1, 515	2, 345

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	_	_	17, 115
付与	_	_	_
失効	_	_	445
権利確定	_	_	16, 670
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	525	6, 370	17,775
権利確定	_	_	16, 670
権利行使	80	675	_
失効	_	_	1, 470
未行使残	445	5, 695	32, 975

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	181	30, 449	468
付与	_	_	_
失効	_	1, 320	_
権利確定	181	9, 988	156
未確定残	_	19, 141	312
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	184	10, 171	157
権利確定	181	9, 988	156
権利行使	_	_	_
失効	_	870	_
未行使残	365	19, 289	313

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利行使価格 (円)	24,000	24, 000	24, 000
行使時平均株価 (円)	46, 489	60, 040	49, 459
付与日における公正な評 価単価(円)	_	_	_

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利行使価格 (円)	24, 000	24, 000	139, 000
行使時平均株価 (円)	54, 809	60, 338	_
付与日における公正な評 価単価(円)	_	_	_

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利行使価格(円)	134, 410	76, 565	80, 168
行使時平均株価 (円)	_	_	_
付与日における公正な評 価単価(円)	_	_	_

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役3人当社従業員197人認定支援者3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株
付与日	平成13年9月30日	平成14年3月22日	平成14年8月20日
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株引受権付与契 約」に定める。	同左	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。
対象勤務期間(注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成13年9月30日から 平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から 平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から 平成24年8月5日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 4人 当社従業員 224人	当社取締役10人当社監査役2人当社従業員377人
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 6,815株	普通株式 21,975株	普通株式 39,230株 (注) 2
付与日	平成15年1月16日	平成15年8月13日	平成16年7月1日
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間(注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成15年1月16日から 平成25年1月14日まで	平成15年8月13日から 平成25年8月11日まで	平成16年7月1日から 平成26年6月28日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人 数	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役10人当社監査役2人当社従業員423人	当社従業員 4人 社外協力者 1人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 495株	普通株式 46,450株	普通株式 1,050株
付与日	平成16年8月18日	平成17年7月1日	平成17年8月25日
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間(注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年8月18日から 平成26年8月9日まで	平成17年7月1日から 平成27年6月21日まで	平成17年8月25日から 平成27年6月22日まで

- (注) 1 ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。
 - 2 平成16年9月21日付の株式分割(1:5)を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。
 - 3 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権(引受権)付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	_	_	_
付与	_	_	_
失効	_	_	_
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	605	1, 515	2, 345
権利確定	_	_	_
権利行使	15	230	670
失効	_	_	_
未行使残	590	1, 285	1,675

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	_	_	_
付与	_	_	_
失効	_	_	_
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	445	5, 695	32, 975
権利確定	_	_	_
権利行使	55	1, 055	_
失効	_	_	235
未行使残	390	4, 640	32, 740

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	_	19, 141	312
付与	_	_	_
失効	_	24	_
権利確定	_	19, 117	312
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	365	19, 289	313
権利確定	_	19, 117	312
権利行使	_	_	_
失効	_	326	_
未行使残	365	38, 080	625

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利行使価格 (円)	24,000	24, 000	24, 000
行使時平均株価 (円)	63, 695	71, 629	71, 542
付与日における公正な評 価単価(円)	_	_	_

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利行使価格 (円)	24,000	24, 000	139, 000
行使時平均株価 (円)	66, 662	68, 281	_
付与目における公正な評 価単価(円)	_	_	_

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利行使価格(円)	134, 410	76, 565	80, 168
行使時平均株価 (円)	_	_	_
付与日における公正な評 価単価(円)	_	_	_

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	Eの主な原因別の	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	シ主な原因別の
内訳		内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
未払事業税	132百万円	未払事業税	231百万円
未払費用	1,098百万円	未払費用	595百万円
未実現利益消去	229百万円	前受収益	665百万円
固定資産除却損	195百万円	未実現利益消去	176百万円
減価償却費	2,300百万円	固定資産除却損	77百万円
減損損失	145百万円	減価償却費	1,392百万円
繰延ヘッジ損益	244百万円	減損損失	50百万円
連結子会社の繰越欠損金	1,715百万円	その他	187百万円
その他	290百万円	繰延税金資産小計	3,372百万円
繰延税金資産小計	6,348百万円	評価性引当額	△3百万円
評価性引当額	△1,010百万円	繰延税金資産合計(純額)	3,369百万円
繰延税金資産合計 (純額)	5,338百万円	_	
_			
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法	ミ人税等の負担率	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法力	税等の負担率
との間に重要な差異があるときの、当該	を差異の原因とな	との間に重要な差異があるときの、当該差	色異の原因とな
った主要な項目別の内訳		った主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
持分法による投資損失	\triangle 162.4%	持分法による投資損失	22.4%
受取配当金の連結消去	△5.4%	負ののれん発生益	△1.7%
その他	2.7%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担	□率 △124.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.5%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、平成21年2月12日に連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスと合併契約を締結し、その後同契約は平成21年3月27日開催のアッカ定時株主総会において承認されました。平成21年6月25日に本合併は完了いたしましたが、連結貸借対照表日までに企業結合が完了していなかったため、重要な後発事象へ記載しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(共通支配下の取引等)

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容 株式会社アッカ・ネットワークス 電気通信事業
 - (2) 企業結合日

平成21年6月25日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

イー・アクセス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

両社の完全な経営統合を早期に実現し、営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、両社の企業価値の最大化を実現することを目的としております。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び 事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共 通支配下の取引等として処理しております。

3 結合当事企業の取得原価及びその内訳

合併直前に保有していた株式会社アッカ・ネットワークスの

企業結合日における連結財務諸表上の帳簿価額

21,354百万円

企業結合日に交付した当社の普通株式の時価

2,193百万円

取得原価 23,547百万円

- 4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額
 - (1) 株式の種類及び交換比率

株式会社アッカ・ネットワークスの普通株式1株

: イー・アクセス株式会社の普通株式1.54株

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は日興コーディアル証券株式会社を、株式会社アッカ・ネットワークスは株式会社ラザードフレールをそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、算定しました。

(3) 交付した株式数及びその評価額

交付した株式数 29,432株

交付した株式の評価額 2,193百万円

- 5 負ののれん発生益の金額及び発生原因
- (1) 負ののれん発生益の金額

467百万円

(2) 発生原因

合併に伴い交付した当社株式の時価と減少する少数株主持分の差額を負ののれん発生益として処理して おります。

(持分法適用関連会社との株式交換契約締結)

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」といいます。)との間で、株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)の方法による経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)を実施することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で株式交換契約(以下、「本株式交換契約といいます。)を締結いたしました。本株式交換により、イー・モバイルは当社の完全子会社となります。

なお、本株式交換契約締結に関する詳細は、平成22年3月31日に公表した「イー・アクセスによるイー・モバイルの株式交換による完全子会社化のお知らせ」及び平成22年5月12日に公表した「株式交換契約の一部変更のお知らせ」に記載のとおりであります。

(1)株式交換の目的

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能ととすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本経営統合を実施することといたしました。

(2)株式交換する会社の概要

- ①株式交換する相手会社の名称
 - イー・モバイル株式会社
- ②株式交換する相手会社の主な事業の内容 モバイル・ブロードバンド通信事業

(3)株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。 株式交換に係る割当ての内容

株式交換比率

当社 イー・モバイル1 1.45

(注1) 株式の割当比率

イー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株当たり、当社の普通株式1.45株を割当て交付します。但し、当社が保有しているイー・モバイルの株式並びに反対株主による買取請求の対象となった株式については、本株式交換による株式の割当てを行いません。平成22年3月31日現在当社はイー・モバイルの普通株式606,300株、A種優先株式214,110株及びA-2種優先株式41,175株を保有しております。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数 (予定)

普通株式: 2,055,949株

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がイー・モバイルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」)のイー・モバイルの株主名簿に記載又は記録されている株主(但し、当社を除きます。)に対し、その有するイー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株当たり、当社の普通株式1.45株を割当て交付します。但し、会社法第785条の規定に基づきその有するイー・モバイルの株式の買取りを請求したイー・モバイルの株主については、当該株主に代えて、イー・モバイルが当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなします。

なお、イー・モバイルは、平成22年3月30日及び平成22年5月11日開催の取締役会において、本株式交換を承認する決議に加えて、①募集株式(普通株式に限ります。)の1株当たりの払込金額を110,000円、払込金額の総額を450億12万円(うち170億6万円は当社を割当先とします。)とする第三者割当増資を本株式交換の効力発生日前の平成22年6月30日を払込日として実施する旨、及び②イー・モバイルが基準時において保有する自己株式(会社法第785条の規定に基づくイー・モバイルの株主による株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全てを基準時において消却する旨の決議をしました。その結果、本第三者割当増資によって発行されるイー・モバイルの普通株式(但し、当社が取得する株式を除きます。)は、本株式交換の対象となり、消却される自己株式は、本株式交換の対象から除外されます。また、当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、本第三者割当増資のうち170億6万円全額を引受けることを決議しております。本第三者割当増資によって発行される予定のイー・モバイルの普通株式数は409,092株(うち、当社が取得予定の株式数は154,546株)であり、当該株式(但し、当社が取得する株式を除きます。)に対して本株式交換の際に交付される株式数は369,089

株です。上記交付予定株式数は、本第三者割当増資の払込みが行われることを前提として算出しております。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換によりイー・モバイルの株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って金額をお支払いたします。

(4)株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本経営統合の公正な検討プロセスを担保するために社外取締役のみで構成する独立委員会を設置し、当社の独立委員会は、本経営統合の株式交換比率の公正性を確保するため、グリーンヒル・ジャパン株式会社(以下「グリーンヒル・ジャパン」)に株式交換比率の算定を依頼し、グリーンヒル・ジャパンより平成22年5月22日付で、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書(以下「グリーンヒル意見書」)を取得しております。

グリーンヒル・ジャパンは、i) 当社とイー・モバイルの現在の資本関係が継続する場合の、当社及びイー・モバイルの各々の理論株式価値を比較する手法と、ii) 両社が完全経営統合した場合にもたらされるであろう利益及び費用削減効果を想定して、本経営統合前の当社の一株当たりの株式価値と、本経営統合後の当社の一株当たりの株式価値とを比較して、一株当たり理論株式価値の増減から、株式交換比率の妥当性を判断する手法の両方を用いて、交換比率の公正性を判断致しました。各々の手法において、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法及び類似企業比較法等による分析を行っています。

なお、市場株価法については、イー・モバイルが非上場会社であることから、市場における当社との相対 評価が困難である事、及び当社が保有するイー・モバイル持分がどの程度当社の株価へ影響を与えているか の算定が不可能である事から、当社の理論株式価値の参考値として使用はしているものの、比率の算出の際 には採用しないことと致しました。

(5)株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イー・モバイルが既に発行している新株予約権(ストックオプション)については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時のイー・モバイルの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者(但し、イー・モバイルを除きます。)に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。交付する新株予約権の目的となる株式の数は128,710株を予定しております。但し、会社法第787条第1項第3号の規定に基づきその有するイー・モバイルの新株予約権の買取りを請求したイー・モバイルの新株予約権者については、当該新株予約権者に代えて、イー・モバイルが当該新株予約権の新株予約権者として記載又は記録されているものとみなします。

なお、イー・モバイルは、新株予約権付社債を発行しておりません。

(6)株式交換の前提条件

平成22年3月31日及び平成22年5月12日開催の当社取締役会にて決議し、締結されましたイー・モバイルとの株式交換契約書及び本変更覚書において、募集株式(普通株式に限る。)の1株当たりの払込金額を110,000円、払込金額の総額を450億12万円として本契約締結後に実施されるイー・モバイルの第三者割当増資に係る払込み全部を完了すること並びにイー・モバイルが上記のうち170億6万円を当社に割り当てることを株式交換の前提条件としております。

(7)株式交換の日程

基本合意書締結日 平成21年12月7日

取締役会決議日(イー・モバイル) 平成22年3月30日

取締役会決議日(当社) 平成22年3月31日

株式交換契約締結日 平成22年3月31日

株式交換承認定時株主総会開催日(当社) 平成22年6月24日

株式交換承認定時株主総会及び

種類株主総会開催日(イー・モバイル) 平成22年6月25日

第三者割当による募集株式の発行(イー・モバイル) 平成22年6月30日(予定)

本株式交換の効力発生日 平成22年7月1日(予定)

(8)株式交換後の親会社となる会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の氏名及び資本金の額(平成22年3月31日時点)

①商号 イー・アクセス株式会社

②事業内容 電気通信事業

③本店所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

④代表者の氏名 代表取締役社長 深田 浩仁

⑤資本金の額 18,392百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位:百万円)

	ネットワー ク事業	デバイス事 業	モバイル事 業	} 	消去又は全 社	連結
I 売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	66, 989	27, 477	_	94, 467	_	94, 467
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	_	795	_	795	(795)	_
13-14-	66, 989	28, 272	_	95, 262	(795)	94, 467
営業費用	51, 407	27, 142	_	78, 550	(795)	77, 755
営業利益	15, 582	1, 130	_	16, 712	_	16, 712
Ⅱ 資産、減価償却費、減損損失及び 資本的支出						
資産	51,621	5, 396	_	57, 017	72, 035	129, 052
減価償却費	7, 042	57	_	7, 099	260	7, 358
減損損失	340	_	_	340	_	340
資本的支出	5, 687	31	-	5, 717	122	5, 840

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

- 3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は72,035百万円であり、その主なものは当社の流動 性資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、関係会社株式及び管理部門に係る資産等であり ます。
- 4 平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを連結の範囲に含めており、平成20年9月1日から 平成21年3月31日までの損益をネットワーク事業に含めております。
- 5 追加情報
 - (有形固定資産の耐用年数の変更)
 - 当社は有形固定資産の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度のネットワーク事業の営業利益は1,168百万円増加しております。
- 6 モバイル事業を営むイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、売上高及び営業損益は計上されておりません。

(単位:百万円)

	ネットワー ク事業	デバイス事 業	モバイル事 業	計	消去又は全 社	連結
I 売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	71, 018	12, 049	_	83, 067	_	83, 067
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	_	121		121	(121)	
計	71,018	12, 170		83, 188	(121)	83, 067
営業費用	52, 698	11, 339	_	64, 037	(121)	63, 916
営業利益	18, 320	831	_	19, 151	_	19, 151
Ⅱ 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	30, 844	16, 195	_	47, 039	39, 825	86, 864
減価償却費	7, 126	43	_	7, 169	194	7, 363
資本的支出	3, 858	60		3, 918	99	4, 017

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

- 3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は39,825百万円であり、その主なものは当社の流動 性資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、関係会社株式及び管理部門に係る資産等であり ます。
- 4 平成21年6月25日に吸収合併を行った連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスの損益については、平成21年4月1日から平成21年6月24日までの期間をネットワーク事業に含めております。
- 5 モバイル事業を営むイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、モバイル事業に関する売上高及び営業損益は計上されておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。なお、これによる開示対象の変更はありません。

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出 資金	事業の内容又	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当	事者との関係
作里为其	又は氏名	別土地	(百万円)	は職業	(%)	役員の 兼任等	事業上の関係
	イー・モバイ	東京都	(資本金)	モバイル・ブ	(所有)		モバイル・ブロー
関連会社	ル株式会社	港区		ロードバンド	直接	有	ドバンド通信事業
	が休れ去れ	伦区	71, 754	通信事業	38. 28		における業務提携

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
モバイル端末の販売、伝送サービス の提供等(注1)	33, 224	売掛金	2, 121
担保提供(注2)	11, 425	_	_

取引条件および取引条件の決定方針

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) イー・モバイル株式会社の金融機関とのコミットメントラインに対して、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産への担保設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。取引金額は当連結会計年度末の帳簿価格であります。なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。

2 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社はイー・モバイル株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(百万円)

流動資産合計	125, 689
固定資産合計	154, 435
流動負債合計	50, 340
固定負債合計	187, 424
純資産合計	42, 360
売上高	61, 448
税引前当期純損失 (△)	△43, 993
当期純損失(△)	△44, 025

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出 資金	事業の内容又	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当	当事者との関係	
生物	又は氏名	別土地	(百万円)	は職業	(%)	役員の 兼任等	事業上の関係	
	イー・モバイ	東京都	(資本金)	モバイル・ブ	(所有)		モバイル・ブロー	
関連会社	ル株式会社	来京部 港区	I	ロードバンド	直接	有	ドバンド通信事業	
	が休式云社	伦区	71, 754	通信事業	38. 28		における業務提携	

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
モバイル端末の販売、伝送サービス の提供等(注1)	17, 620	売掛金	1, 983
モバイルネットワーク関連設備の 販売(注1)	19,611 (注 2)	流動資産その他 及び関係会社 長期未収入金	11, 553
	(任之)	流動負債その他	1, 786
担保提供(注3)	5, 582	_	_

取引条件および取引条件の決定方針

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額は販売総額で表示しておりますが、連結損益計算書には利益部分を純額にて計上しております。
- (注3) イー・モバイル株式会社の金融機関とのコミットメントラインに対して、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産への担保設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。取引金額は当連結会計年度末の帳簿価格であります。なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。

2 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社はイー・モバイル株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(百万円)

流動資産合計	121, 883
固定資産合計	186, 755
流動負債合計	111, 962
固定負債合計	169, 192
純資産合計	27, 484
売上高	113, 605
税引前当期純損失 (△)	△14, 873
当期純損失 (△)	△14, 876

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	4,976円80銭	6, 981円37銭	
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)	△6,977円21銭	2,762円06銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益に ついては、1株当たり当期純損失である ため記載しておりません。	2, 170円49銭	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
連結貸借対照表上の純資産の部の 合計額	12,702百万円	13, 155百万円	
普通株式に係る純資産額	7,057百万円	10,106百万円	
差額の主要な内訳			
少数株主持分	3, 105百万円	507百万円	
優先株式の払込金額	2,500百万円	2,500百万円	
優先株式の配当額	37百万円	42百万円	
普通株式の発行済株式数	1, 417, 994株	1, 447, 496株	
普通株式の自己株式数	-株	-株	
1株当たり純資産額の算定に用い られた普通株式の数	1, 417, 994株	1,447,496株	

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月 至 平成21年3月:	1 目	当連結会計年月 (自 平成21年4月 至 平成22年3月	1 目
連結損益計算書上の当期純利益又 は純損失(△)	Δ!	9,849百万円		4, 148百万円
普通株主に帰属しない金額の主要 な内訳				
優先株式の配当額		40百万円		169百万円
普通株式に係る当期純利益又は純 損失(△)	2	9,889百万円		3,979百万円
普通株式の期中平均株式数	=	1,417,275株		1,440,640株
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に用いられた当期純利 益調整額の主要な内訳			持分法適用関連会社イー・式会社の発行する潜在株式 株式)の普通株式への転換の変動に伴う持分法による投 加 支払利息(税額相当額控除	(A種優先 による持分 資損失の増 △636百万円
当期純利益調整額				△587百万円
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳			当社: 新株予約権 (ストック・オプション) 新株予約権付社債	5, 925株 116, 344株
普通株式増加数				122, 269株
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	当社: 新株予約権 (ストック・オプション) 新株予約権付社債 イー・モバイル株式会社: 新株予約権	83, 000株 220, 781株	当社: 新株予約権 (ストック・オプション) イー・モバイル株式会社: 新株予約権	71,810株
	(ストック・オプション)	121,828株	(ストック・オプション)	127, 038株

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 当社連結子会社との合併

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、当社を存続会社、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークス(以下「アッカ」といいます。)を消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付でアッカとの間で合併契約書を締結いたしました。また、その後同契約は平成21年3月27日開催のアッカ定時株主総会において承認され、平成21年6月25日に合併を完了いたしました。

(1) 合併の目的

当社及びアッカは、両社の完全な経営統合を早期に実現することが営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、両社の企業価値の最大化を実現する上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本合併を実施することといたしました。

- (2) 合併した相手会社の概要
 - ① 合併した相手会社の名称 株式会社アッカ・ネットワークス
 - ② 合併した相手会社の主な事業の内容 電気通信事業
 - ③ 合併した相手会社の最近3年間の業績

決算期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高	38, 810	35, 048	29, 946
営業利益	1, 929	2, 025	2, 979
経常利益	1, 958	1, 945	2, 947
当期純利益	1, 112	1, 426	1,720

- (3) 合併の方法、合併に係る割当ての内容
 - ① 合併の方法

当社を存続会社とし、アッカを消滅会社とする吸収合併

② 合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、効力発生日前日の最終のアッカの株主名簿に記載又は記録された株主(当社及びアッカ並びに会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求したアッカの株主を除きます。)に対し、その所有するアッカの普通株式の数に合併比率1.54を乗じて得られる数の当社の普通株式を割り当て交付いたしました。ただし、一株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理しております。

合併比率は、以下の数式により算出し、以下のとおり確定いたしました。なお、合併比率は、小数点第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入いたしました。

1.54(合併比率)=120,000円/77,925.6385(当社普通株式平均株価)

なお、「当社普通株式平均株価」とは、東京証券取引所における、平成21年5月25日(同日を含みます。)から平成21年6月5日(同日を含みます。)までの各取引日の当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値をいいます。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

③ 合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社及びアッカは、合併比率の算定の公正性を担保するため、それぞれ両者から独立した第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーとして日興コーディアル証券株式会社及び株式会社ラザードフレールを選任し、合併比率の算定を依頼しました。

また、合併比率の算出方法に関し、当社及びアッカは、当社普通株式の価格変動リスクを回避できることなどを考慮し、上記②記載のとおり、アッカ株主が受領できる合併対価(アッカ株式1株につき、120,000円に相当する当社普通株式)を合併契約締結時に確定して合併比率を算出する方法を採用いたしました。

当社及びアッカは、アッカの株式価値については、それぞれの第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーによる算定結果を参考として、本合併と平成20年10月30日から同年11月28日までの期間に行った公開買付け(以下「公開買付け」といいます。)は一連の取引であること、公開買付けにおける買付価格(以下「公開買付価格」といいます。)が 1 株当たり120,000円であったこと、本合併におけるアッカ株式の評価については、特段の事情がない限り、公開買付価格と同一の価格とする予定であったこと、公開買付けが終了してから合併契約締結時までの間にアッカの株式価値に重大な影響を及ぼす特段の事情は生じていないこと、少数株主保護及び株主間の公平性等を総合的に勘案し、協議・交渉を重ねた結果、 1 株120,000円とすることが妥当と判断いたしました。

他方、当社の株式価値については、本合併の効力発生日直前の株価によることが上記②記載の合併比率の算出 方法に適合するものと考えられますが、株式等振替制度上の事務対応のため一定の期間を効力発生日前に設ける 必要があること及び特定の取引日における過度の株価変動による影響を避ける必要があること等を考慮し、上記 ②記載の期間における各取引日の売買高加重平均価格の単純平均値とすることが妥当と判断いたしました。

(4) 合併の日程

合併決議取締役会(両社)平成21年2月12日(木)合併契約締結(両社)平成21年2月12日(木)合併承認株主総会(アッカ)平成21年3月27日(金)合併比率決定日平成21年6月5日(金)最終売買日(アッカ)平成21年6月18日(木)上場廃止日(アッカ)平成21年6月19日(金)合併日(効力発生日)平成21年6月25日(木)

(5) 合併後の合併存続会社となった会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及 び総資産の額

① 商号 イー・アクセス株式会社

② 事業内容 電気通信事業

③ 本店所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

④ 代表者の氏名 代表取締役社長 深田 浩仁

⑤ 資本金の額 18,368百万円

⑥ 純資産の額現時点では確定しておりません。⑦ 総資産の額現時点では確定しておりません。

(6) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

2 新株予約権付社債の繰上償還

当社は、平成16年6月28日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関して、平成21年5月29日において発行要項に基づく社債権者からの繰上償還の請求があり、残高の一部について繰上償還することといたしました。

当該新株予約権付社債の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 平成13年改正旧商法第341条/2の規定に基づく新株予約権付社債(平成16年6月10日取締役会決議)」に記載のとおりであります。

(1) その旨及び目的

本社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

- (2) 繰上償還する社債の銘柄、繰上償還額
 - ① 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
 - ② 繰上償還前残存額面総額 23,000百万円
 - ③ 繰上償還総額 20,000百万円
 - ④ 繰上償還後残存額面総額 3,000百万円
- (3) 繰上償還の方法および償還の時期 平成21年6月28日に額面金額の100%で一括繰上償還
- (4) 繰上償還のための資金調達の方法 手元資金を充当

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 持分法適用関連会社の増資引受

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイルの第三者割当増資の引受を決議いたしました。当該第三者割当増資の内容および当社の引受額は以下のとおりです。なお、本増資引受は平成22年3月31日に締結したイー・モバイルとの株式交換契約書にて合意している引受予定額120億円について、イー・モバイルの第三者割当増資額の払込金額総額が株式交換契約で予定していた金額よりも増額されたことに伴い変更したものであります。

(1) 持分法適用関連会社の概要

①名称 イー・モバイル株式会社

②設立年月日平成17年1月5日③事業内容移動体通信事業④資本金71,754百万円(増資後資本金94,254百万円)

⑤発行済株式数 普通株式 607,000株

(增資後発行済株式数 普通株式数 1,016,092株

A種優先株式 333, 333株 A-1種優先株式 433, 335株 A-2種優先株式 651, 277株)

(2) 引受の概要

①引受価額の総額 17,000百万円

②引受価額 1株につき金110,000円

③引受株式数 154,546株

④引受の目的 グループ財務基盤およびグループシナジーの強化

(3) 引受前後の所有株式の状況

(增資後発行済株式数

増資前の所有株式数 普通株式 606,300株

A種優先株式 214,110株 A-2種優先株式 41,175株 普通株式 760,846株

A種優先株式 214,110株 A-2種優先株式 41,175株)

(4) 日程

平成22年5月12日 取締役会決議 平成22年6月30日 申込・払込期日

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

2 ストック・オプション付与

当社は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、 監査役及び従業員に対してストック・オプション(新株予約権)を発行することについて決議しました。

(1)発行する株式の種類 普通株式

(2) 付与の対象者 平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

上限 70,000株

(4) 新株予約権の割当日 新株予約権発行の株主総会決議の日から1年以内の範囲で、当社取締役会が定め

る。

(5)権利行使価額 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額は、新株予約権

を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の㈱東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当

該終値とする。

(6) 新株予約権の行使期間 新株予約権発行日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において

決定する。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
イー・アクセ	第1回無担保普通社債	平成17年	44, 800	_	1. 95	無担保	平成22年
ス (株)	WITH WELL	3月24日	(44, 800)		1.00	7W177 NK	3月24日
イー・アクセ	第2回無担保普通社債	平成17年	10,000	9,000	0.75	無担保	平成24年
ス (株)	免 2 回無担保育理任俱	3月24日	10,000	9,000	2. 75	無担休	3月26日
イー・アクセ	第 2 同無扣伊並承払 售	平成21年		2, 505	0.01	無担保	平成24年
ス (株)	第3回無担保普通社債	6月30日	_	(990)	0.81		6月29日
イー・アクセ	第4回無担保普通社債	平成21年		2, 571	0.00	4m;+□ /□	平成25年
ス (株)	另 4 回無担保育理任俱	9月30日	_	(858)	0.90	無担保	3月29日
イー・アクセ ス (株)	2011年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債 (注) 2	平成16年 6月28日	23, 000	3, 000	0.00	無担保	平成23年 6月28日
イー・アクセ ス (株)	2016年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債 (注) 3	平成21年 12月29日	_	10, 898	3. 50	無担保	平成28年 12月15日
合計	_	_	77, 800 (44, 800)	27, 974 (1, 848)	_	_	_

- (注) 1 () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。
 - 2 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。本社債の繰上償還については、「第4 提出 会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

Z E 2 V/VIII 22 - 2 V/VIII (2) W/V/V 1 W 3/E (1 2 V/VIII (2	10470		
発行すべき株式の内容	イー・アクセス(株)普通株式		
新株予約権の発行価額	無償		
株式の発行価格	100, 490円		
発行価額の総額	3,000百万円		
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	—百万円		
新株予約権の付与割合	100%		
新株予約権の行使請求期間 (注) 1	平成16年7月12日から 平成23年6月14日まで		
代用払込に関する事項	(注) 2		

- (注1) 本社債の繰上償還による新株予約権の行使請求期間の変更については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
- (注2) 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなします。

3 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。本社債の繰上償還については、「第4 提出 会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

A TO A VIOLE OF A VIOL					
発行すべき株式の内容	イー・アクセス(株)普通株式				
新株予約権の発行価額	無償				
株式の発行価格	67,512円				
発行価額の総額	10,645百万円				
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	—百万円				
新株予約権の付与割合	100%				
新株予約権の行使請求期間 (注)1	平成22年1月12日から 平成28年12月1日まで				
代用払込に関する事項	(注) 2				

- (注1) 本社債の繰上償還による新株予約権の行使請求期間の変更については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
- (注2) 本新株予約権を行使したときは、本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本社債の価額 は、その額面金額と同等とします。
- 4 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
1,848百万円	13,848百万円	1,380百万円	一百万円	一百万円

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8, 800	_	_	_
1年以内に返済予定の長期借入金	1,000	2, 854	2.05	_
1年以内に返済予定のリース債務	1, 543	894	2. 71	_
長期借入金 (1年以内に返済予定のも のを除く)	9,000	19, 075	2. 06	平成23年~平成30年
リース債務(1年以内に返済予定のも のを除く)	1, 192	889	2. 67	平成23年~平成27年
その他有利子負債				
割賦未払金	1, 528	1,726	5. 31	_
割賦未払金(1年以内に返済予定の ものを除く)	3, 026	1, 640	5. 16	平成23年~平成25年
計	26, 088	27, 078	_	_

- (注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金、リース債務及び割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2, 854	2, 854	7, 854	1, 521	1, 521
リース債務	894	695	185	8	0
割賦未払金	1,726	1, 529	110	_	_

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

		第1四半期 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	第2四半期 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	第3四半期 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	第4四半期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	(百万円)	21, 416	21, 368	20, 371	19, 912
税金等調整前 四半期純利益	(百万円)	2, 410	2, 222	4, 319	1, 998
四半期純利益	(百万円)	462	267	2, 480	940
1株当たり 四半期純利益	(円)	295. 26	155. 35	1, 683. 97	620. 17

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57, 927	25, 458
売掛金	*2 6,878	^{*2} 10, 880
商品	369	106
貯蔵品	-	5
前渡金	3, 731	2, 833
前払費用	329	410
未収入金	*2 750	^{*2} 3, 187
繰延税金資産	744	1,714
その他	14	334
貸倒引当金	△3	△10
流動資産合計	70, 738	44, 916
固定資産		
有形固定資産		
建物	565	497
減価償却累計額	△249	△176
建物(純額)	317	322
機械設備	14, 694	47, 666
減価償却累計額	△5, 652	△37, 432
機械設備(純額)	9, 042	10, 234
端末設備	3, 899	8, 936
減価償却累計額	$\triangle 2,385$	△5, 356
端末設備(純額)	1, 514	3, 580
工具、器具及び備品	1, 080	1, 311
減価償却累計額及び減損損失累計額	△749	△988
工具、器具及び備品(純額)	332	323
土地	307	307
建設仮勘定	999	1, 171
有形固定資産合計	12, 510	15, 936
無形固定資産		
ソフトウエア	1, 862	2, 419
ソフトウエア仮勘定	3	196
電話加入権	1	-
無形固定資産合計	1, 866	2, 614
投資その他の資産		
投資有価証券	3, 991	4, 015
関係会社株式	*1 70, 502	^{*1} 50, 078
その他の関係会社有価証券	236	209
関係会社長期未収入金	_	9, 271
長期前払費用	180	546
差入保証金	773	1, 088
繰延税金資産	351	1, 486
投資その他の資産合計	76, 033	66, 692
固定資産合計	90, 410	85, 243

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
繰延資産		
社債発行費	_	425
繰延資産合計	_	425
資産合計	161, 148	130, 584
負債の部		
流動負債		
買掛金	*2 2,149	*2 2,098
短期借入金	*3 7,800	_
1年内返済予定の長期借入金	*3 1,000	^{*3} 2,854
1年内返済予定の関係会社長期借入金	1, 528	_
1年内償還予定の社債	44, 800	1,848
リース債務	*2 1, 211	894
未払金	^{*2} 1,017	^{*2} 2, 416
未払費用	^{*2} 4, 344	^{*2} 5, 987
未払法人税等	1, 424	2, 890
未払消費税等	93	205
前受金	_	1, 786
預り金	211	285
割賦未払金	_	1,726
設備関係未払金	505	664
賞与引当金	_	19
役員賞与引当金	_	88
その他		^{*2} 353
流動負債合計	66, 082	24, 114
固定負債		
社債	33,000	26, 126
長期借入金	*3 9,000	*3 19, 075
関係会社長期借入金	3, 026	_
リース債務	*2 1,973	889
長期預り金	91	563
長期割賦未払金	_	1,640
その他		^{*2} 1, 281
固定負債合計	47, 089	49, 575
負債合計	113, 172	73, 689

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18, 368	18, 392
資本剰余金		
資本準備金	7, 019	7, 043
その他資本剰余金	_	2,039
資本剰余金合計	7, 019	9, 082
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22, 950	29, 381
利益剰余金合計	22, 950	29, 381
株主資本合計	48, 336	56, 855
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	$\triangle 4$	12
繰延ヘッジ損益	△356	28
評価・換算差額等合計	△360	40
純資産合計	47, 976	56, 895
負債純資産合計	161, 148	130, 584

(単位:百万円)

	年度 年4月1日 年3月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)
	*1 78, 623		*1 77,029
売上原価	50, 557		45, 409
売上総利益	28, 066		31, 621
販売費及び一般管理費			
広告宣伝費	59		28
販売促進費	4, 641		5, 034
貸倒引当金繰入額	1		_
貸倒損失	5		17
給料及び手当	1, 565		1, 944
役員賞与引当金繰入額	_		88
支払報酬	304		233
旅費及び交通費	57		48
賃借料	570		603
業務委託費	4,012		3, 388
採用費	14		3
事務用消耗品費	14		12
消耗品費	30		25
通信費	326		512
減価償却費	827		1, 011
研究開発費	^{*2} 544		*2 438
その他	671		844
販売費及び一般管理費合計	13, 643		14, 226
営業利益	14, 423		17, 395
営業外収益	 ,		,
受取利息	126		95
受取配当金	641		2
未払配当金除斥益	_		19
その他	29		38
営業外収益合計	796		154
営業外費用			
支払利息	1, 929		559
社債利息			1, 679
支払手数料	75		116
株式交付費	159		_
社債発行費償却	_		41
その他	147		125
営業外費用合計	 2, 310		2, 521
経常利益	12, 909		15, 027

		(中匹:日7717)
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 (自 至 平成21年3月31日) 至	当事業年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)
特別利益		
貸倒引当金戻入額	_	6
負ののれん発生益	_	467
社債償還益	232	134
新株予約権戻入益	2	_
抱合せ株式消滅差益	_	928
その他		49
特別利益合計	234	1, 584
特別損失		
固定資産除却損	**3 209	**3 595
たな卸資産除却損	36	_
固定資産臨時償却費	^{*4} 56	_
投資有価証券評価損	95	5
事業統合関連費用	^{*5} 649	_
その他	136	38
特別損失合計	1, 180	638
税引前当期純利益	11, 962	15, 973
法人税、住民税及び事業税	4, 634	4, 988
法人税等調整額	294	969
法人税等合計	4, 928	5, 957
当期純利益	7, 034	10, 015

【売上原価明細書】

	前事業 ^在 (自 平成20年 至 平成21年		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
区分	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
I 商品原価・材料・部品費	25, 090	49. 6	10, 614	23. 4	
Ⅱ 労務費	553	1. 1	529	1. 2	
Ⅲ 経費					
1 作業委託費	1, 029	2. 0	1, 807	4. 0	
2 減価償却費及び 無形固定資産償却額	4, 103	8. 1	5, 407	11.9	
3 通信設備使用料	11,651	23. 0	18, 695	41. 2	
4 端末設備使用料	7, 158	14. 2	7, 644	16.8	
5 その他	972	1. 9	713	1. 6	
売上原価	50, 557	100. 0	45, 409	100. 0	

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
		当事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17, 101	18, 368
当期変動額		
新株の発行	1, 267	24
当期変動額合計	1, 267	24
当期末残高	18, 368	18, 392
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5, 751	7,019
当期変動額		
新株の発行	1, 267	24
当期変動額合計	1, 267	24
当期末残高	7, 019	7, 043
その他資本剰余金		
前期末残高	_	_
当期変動額		
合併による増加	_	2, 193
自己株式の消却	<u> </u>	△154
当期変動額合計		2, 039
当期末残高	<u> </u>	2, 039
資本剰余金合計		
前期末残高	5, 751	7, 019
当期変動額		
新株の発行	1, 267	2^{2}
合併による増加	_	2, 19
自己株式の消却	<u> </u>	△154
当期変動額合計	1, 267	2, 06
当期末残高	7, 019	9, 082
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	22, 178	22, 950
当期変動額		
剰余金の配当	$\triangle 3,262$	$\triangle 3,584$
当期純利益	7, 034	10, 01
自己株式の消却	△3, 000	-
当期変動額合計	772	6, 431
当期末残高	22, 950	29, 383
利益剰余金合計		
前期末残高	22, 178	22, 950
当期変動額		
剰余金の配当	$\triangle 3,262$	△3, 584
当期純利益	7, 034	10, 015
自己株式の消却	△3, 000	_
当期変動額合計	772	6, 431
当期末残高	22, 950	29, 381

		(単位:自力円)
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△3, 000	-
当期変動額		
自己株式の取得	_	△154
自己株式の消却	3,000	154
当期変動額合計	3, 000	_
当期末残高	_	_
株主資本合計		
前期末残高	42, 030	48, 336
当期変動額		
新株の発行	2, 534	49
剰余金の配当	△3, 262	△3, 584
当期純利益	7, 034	10, 015
合併による増加	_	2, 193
自己株式の取得	_	△154
自己株式の消却		_
当期変動額合計	6, 306	8, 519
当期末残高	48, 336	56, 855
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△987	$\triangle 4$
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	983	16
当期変動額合計	983	16
当期末残高	$\triangle 4$	12
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△721	△356
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	365	384
当期変動額合計	365	384
当期末残高	△356	28
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1, 708	△360
当期変動額	_1,	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1, 348	400
当期変動額合計	1, 348	400
当期末残高	△360	40
新株予約権		
前期末残高	2	_
当期変動額	_	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	$\triangle 2$	_
当期変動額合計		_
当期末残高		<u> </u>
그까/자시시티		

	(自 至	前事業年度 平成20年4月1日 平成21年3月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)
純資産合計				
前期末残高		40, 324		47,976
当期変動額				
新株の発行		2, 534		49
剰余金の配当		△3, 262		△3, 584
当期純利益		7, 034		10,015
合併による増加		_		2, 193
自己株式の取得		_		△154
自己株式の消却		_		_
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		1, 346		400
当期変動額合計	•	7, 652		8, 918
当期末残高		47, 976		56, 895

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの	(1)子会社株式及び関連会社株式 同左(2)その他有価証券 時価のあるもの
	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)によっております。	同左
	時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	時価のないもの同左
2 デリバティブの評価基準	デリバティブ 時価法によっております。	デリバティブ 同左
及び評価方法 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、その他(貯蔵品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 (会計方針の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準等9号)を当事業年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、損益に与える影響は軽微であります。	商品、貯蔵品 移動平均法による原価法(収益性の低下 による簿価切下げの方法)によっておりま す。
4 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 ア. リース資産以外の有形固定資産 建物(建物附属設備を除く)、機械 設備及び端末設備については定額法に よっております。建物附属設備及び工 具、器具及び備品については定率法に よっております。なお、耐用年数は以 下のとおりであります。 建物 8~33年 機械設備 6年 端末設備 3年 工具、器具及び備品 2~20年	(1) 有形固定資産 ア. リース資産以外の有形固定資産 建物(建物附属設備を除く)、機械 設備及び端末設備については定額法に よっております。建物附属設備及び工 具、器具及び備品については定率法に よっております。なお、主な耐用年数 は以下のとおりであります。 建物 8~33年 機械設備 6年 端末設備 3年 工具、器具及び備品 2~20年

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	イ.リース資産 資産に計上しているリース物件及び 関連工事費用の「機械設備」、「工 具、器具及び備品」(リース物的れるもの以外のファイナンス・リース期間を 耐用年数とし、では、額を零とするに (追加情報) 当社は、平成20年7月31日に株式会社アッカ・では、平成20年7月31日に株式会社アッカ・で向けた戦略は一次の間で将来の (追加情報) 当社は、平成20年7月31日に株式の事では 3、中の力の間で将来のの資本提携に 1日に同社に対し、業務のが会に基社のの場合を開発した。 では、20年9月1日に株式の事業 統合を記した内対した戦略の保守・運用業務の統合を開境の保守・選別期間を で解した。当該設備の保知、環境の計算に は、3~5年のより、当時の対しております。 (2)無形固定産 (ソフトウエア) 自社内における見込のに は、3~5年)に表づく定額法によって は、3~5年)に基づく定額法によって おります。 (のれん)	イ. リース資産 資産に計上しているリース物件及び 関連工事費用の「機械設備」、「端末 設備」、「工具、器具及び備品」(リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引に係るもの)については、 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。
5 妈还次 产 の加珊十汁	5年以内の定額法によっております。 ###なけ事	(1)
5 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 ———	(1)株式交付費 同左(2)社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法 により償却しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

項目 前事業年度 当事業年度 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日)	
(2) 役員賞与引当金 当社の役員に対する賞与の支給に備え るため、支給見込額を計上しております。 なお、当事業年度に係る役員賞与は支 給予定が無いため、役員賞与引当金は計上しておりません。 (3) (3) 賞与引当金	
従業員に対する賞与の支給に め、支給見込額を計上しており	
7 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。	
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) (ヘッジ対象) 外貨建予定取引 同左 (3) ヘッジ方針 同左 為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 同左	
す。 (4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点まで の期間において、ヘッジ対象とヘッジ手 段の相場変動の累計を比較し、両者の変 動額等を基礎にして判断しております。 なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取 引に関する重要な条件が同一であり、か つヘッジ開始時及びその後も継続して相 場変動又はキャッシュ・フロー変動を完 全に相殺するものと想定することができ るものについては、ヘッジの有効性の判 定は省略しております。ヘッジ有効性評 価の結果、ヘッジ会計の適用条件を充足 しなくなったものについては、ヘッジ会 計の適用を中止しております。	
8 その他財務諸表作成のた 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理 めの基本となる重要な事 消費税等の会計処理は、税抜方式によっ 同左	
項 ております。	

【会計処理方法の変更】

前事業年度	当事業年度	
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)	
	(企業結合に関する会計基準等の適用) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準 直開指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計 基準等を適用しております。	

【表示方法の変更】

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において流動負債の「その他」に含めていた 「リース債務」(前事業年度183百万円)は、金額的重要 性が増したため、当事業年度においては区分掲記しており ます。	(損益計算書) (1) 前事業年度において営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。なお、前事業年度における営業外収益の「その他」に含まれている「未払配当金除斥益」は、6百万円であります。 (2) 前事業年度において営業外費用の「支払利息」に「支払利息」と「社債利息」を含めておりましたが、「支払利息」の金額的重要性が増したため、当事業年度においてそれらを区分掲記しております。なお、前事業年度における営業外費用の「支払利息」は150百万円、「社債利息」は1,779百万円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)

※1 関連会社コミットメントラインに係る担保提供

関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行33行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当事業年度末日の同社の借入実行額は189,980百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成21年3月31日現在の同社帳簿価額215,334百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(担保提供期間)

当該コミットメントラインによる

借入返済完了まで

(担保提供資産)

関係会社株式

イー・モバイル社株式

50,016百万円

なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限 条項及びオペレーティング制限条項が付されておりま す。平成21年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。

※2 関係会社に対する債権・債務

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか、次のものがあります。

売掛金		2,182百万円
未収入金		681百万円
買掛金		223百万円
リース債務	(流動負債)	1,211百万円
未払金		303百万円
未払費用		168百万円
リース債務	(固定負債)	1,973百万円

※3 借入枠等の実行状況

当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額13,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当事業年度末の借入実行額は13,000百万円であります。

なお、このコミットメントラインに関し、財務制限 条項が付されております。

当事業年度 (平成22年3月31日)

※1 関連会社コミットメントラインに係る担保提供

関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当事業年度末日の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成22年3月31日現在の同社帳簿価額233,383百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(担保提供期間)

当該コミットメントラインによる

借入返済完了まで

(担保提供資産)

関係会社株式

イー・モバイル社株式

50,016百万円

なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限 条項及びオペレーティング制限条項が付されておりま す。平成22年3月31日現在、当該財務制限条項及びオ ペレーティング制限条項には抵触しておりません。

※2 関係会社に対する債権・債務

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか、次のものがあります。

売掛金 2,062百万円 未収入金 3,065百万円 買掛金 92百万円 未払金 265百万円 未払費用 138百万円 前受金 1,786百万円 流動負債その他(前受収益) 353百万円 固定負債その他(長期前受収益) 1,281百万円

※3 借入枠等の実行状況

当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額12,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定いたしました。当事業年度末の借入実行額はそれぞれ9,000百万円、12,930百万円であります。

なお、このコミットメントラインに関し、財務制限 条項が付されております。

また、運転資金を確保するため取引銀行1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額はありません。

前事業年度	当事業年度
(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
4 偶発債務 債務保証 連結子会社の株式会社アッカ・ネットワークスに ついて、リース会社6社からの割賦債務に対し債務 保証を行っております。 保証先 株式会社アッカ・ネットワークス 金額 4,553百万円 内容 割賦債務	

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※ 1	関係会社に対する事項		※ 1	関係会社に対する事項	
	売上高	32,968百万円		売上高	17,799百万円
	受取配当金	575百万円			
※ 2	研究開発費の総額		※ 2	研究開発費の総額	
	一般管理費に含まれる研究開発費	544百万円		一般管理費に含まれる研究開発費	438百万円
₩3	固定資産除却損		₩3	固定資産除却損	
	機械設備	5百万円		機械設備	65百万円
	工具、器具及び備品	24百万円		端末設備	324百万円
	建物	12百万円		工具、器具及び備品	40百万円
	その他	1百万円		建物	9百万円
	有形固定資産除却損合計	41百万円		有形固定資産除却損合計	439百万円
	ソフトウエア	167百万円		ソフトウエア	138百万円
	無形固定資産除却損合計	167百万円		ソフトウエア仮勘定	16百万円
				無形固定資産除却損合計	154百万円
				その他	3百万円
					3百万円
※4 固定資産臨時償却費は、事務所の一部移転に伴い、 除却資産となる建物附属設備等について、当事業年 度末において臨時償却を行ったことによるものであ ります。		4			
※5 事業統合関連費用の内容は、株式会社アッカ・ネットワークスとの事業統合に関するアドバイザリー業務契約料などであります。		5			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	44, 741	_	44, 741	_

(注) 普通株式の自己株式の減少44,741株は、自己株式の消却によるものであります。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	_	1, 955	1, 955	_

(注) 自己株式の増加1,955株は株式会社アッカ・ネットワークスとの合併の際、1株に満たない端数の買取りによるものであります。自己株式の減少1,955株は、同1株に満たない端数の消却によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備(機械設備)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4 固定資産の減価償却の方法、(1) 有形固定資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料 (解約不能のもの)

1 年以内609百万円1 年超215百万円合計824百万円

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備 (「機械設備」及び「端末設備」) であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4 固定資産の減価償却の方法、(1) 有形固定資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料 (解約不能のもの)

1 年以内1,090百万円1 年超1,064百万円合計2,154百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	20, 426	17, 261	△3, 166
計	20, 426	17, 261	△3, 166

当事業年度(平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

関係会社株式(貸借対照表計上額 50,078百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 209百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)		
1	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別の
	内訳		内訳	
	(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
	未払事業税	124百万円	未払事業税	230百万円
	未払費用	503百万円	未払費用	595百万円
	減価償却費	59百万円	前受収益	665百万円
	その他有価証券評価差額金	3百万円	固定資産除却損	77百万円
	繰延ヘッジ損益	244百万円	減価償却費	1,392百万円
	その他	165百万円	減損損失	50百万円
	繰延税金資産小計	1,098百万円	その他	195百万円
	評価性引当額	△3百万円	繰延税金資産小計	3,203百万円
	繰延税金資産合計 (純額)	1,095百万円	評価性引当額	△3百万円
			繰延税金資産合計 (純額)	3,200百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率		2 法定実効税率と税効果会計適用後	後の法人税等の負担率	
	との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因と	との間に重要な差異があるときの)、当該差異の原因と
	なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳	
	法定実効税率と税効果会計適用で	後の法人税等の負担	法定実効税率	40.7%
	率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である		(調整)	
	ため注記を省略しております。		抱合株式消滅差益	$\triangle 2.4\%$
			負ののれん発生益	$\triangle 1.2\%$
			その他	0.2%
			税効果会計適用後の法人税等の負	担率 37.3%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、平成21年2月12日に連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスと合併契約を締結し、その後同契約は平成21年3月27日開催のアッカ定時株主総会において承認されました。平成21年6月25日に本合併は完了いたしましたが、貸借対照表日までに企業結合が完了していなかったため、重要な後発事象へ記載しております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社を存続会社とし株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併の件については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

また、関連会社イー・モバイル株式会社に対する株式交換契約締結の件については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	32,042円71銭	37, 549円22銭
1株当たり当期純利益	4,934円73銭	6,834円42銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	4, 261円81銭	6, 330円97銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額	47,976百万円	56,895百万円
普通株式に係る純資産額	45, 436百万円	54, 352百万円
差額の主要な内訳		
優先株式の払込金額	2,500百万円	2,500百万円
優先株式の配当額	37百万円	42百万円
普通株式の発行済株式数	1, 417, 994株	1, 447, 496株
1株当たり純資産額の算定に用いられ た普通株式の数	1, 417, 994株	1, 447, 496株

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益	7,034百万円	10,015百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内 訳		
優先株式の配当額	40百万円	169百万円
普通株式に係る当期純利益	6,994百万円	9,846百万円
普通株式の期中平均株式数	1,417,275株	1,440,640株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に用いられた当期純利益調整額 の主要な内訳		支払利息(税額相当額控除後) 49百万円
当期純利益調整額		49百万円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に用いられた普通株式増加数の	新株予約権(ストック・ オプション) 6,612株	新株予約権(ストック・ オプション) 5,925株
主要な内訳	新株予約権付社債 217,168株	新株予約権付社債 116,344株
普通株式増加数	223, 780株	122, 269株
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に	新株予約権 (ストック・オプション)	新株予約権 (ストック・オプション)
含めなかった潜在株式の概要	72, 395株	71,810株

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 当社連結子会社との合併

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、当社を存続会社、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークス(以下「アッカ」といいます。)を消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付でアッカとの間で合併契約書を締結いたしました。また、その後同契約は平成21年3月27日開催のアッカ定時株主総会において承認され、平成21年6月25日に合併を完了いたしました。

(1) 合併の目的

当社及びアッカは、両社の完全な経営統合を早期に実現することが営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、両社の企業価値の最大化を実現する上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本合併を実施することといたしました。

- (2) 合併した相手会社の概要
 - ① 合併した相手会社の名称株式会社アッカ・ネットワークス
 - ② 合併した相手会社の主な事業の内容 電気通信事業
 - ③ 合併した相手会社の最近3年間の業績

決算期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高	38, 810	35, 048	29, 946
営業利益	1, 929	2, 025	2, 979
経常利益	1, 958	1, 945	2, 947
当期純利益	1, 112	1, 426	1, 720

- (3) 合併の方法、合併に係る割当ての内容
 - ① 合併の方法

当社を存続会社とし、アッカを消滅会社とする吸収合併

② 合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、効力発生日前日の最終のアッカの株主名簿に記載又は記録された株主(当社及びアッカ並びに会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求したアッカの株主を除きます。)に対し、その所有するアッカの普通株式の数に合併比率1.54を乗じて得られる数の当社の普通株式を割り当て交付いたしました。ただし、一株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理しております。

合併比率は、以下の数式により算出し、以下のとおり確定いたしました。なお、合併比率は、小数点第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入いたしました。

1.54(合併比率)=120,000円/77,925.6385(当社普通株式平均株価)

なお、「当社普通株式平均株価」とは、東京証券取引所における、平成21年5月25日(同日を含みます。)から平成21年6月5日(同日を含みます。)までの各取引日の当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値をいいます。

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

③ 合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社及びアッカは、合併比率の算定の公正性を担保するため、それぞれ両者から独立した第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーとして日興コーディアル証券株式会社及び株式会社ラザードフレールを選任し、合併比率の算定を依頼しました。

また、合併比率の算出方法に関し、当社及びアッカは、当社普通株式の価格変動リスクを回避できることなどを考慮し、上記②記載のとおり、アッカ株主が受領できる合併対価(アッカ株式1株につき、120,000円に相当する当社普通株式)を合併契約締結時に確定して合併比率を算出する方法を採用いたしました。

当社及びアッカは、アッカの株式価値については、それぞれの第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーによる算定結果を参考として、本合併と平成20年10月30日から同年11月28日までの期間に行った公開買付け(以下「公開買付け」といいます。)は一連の取引であること、公開買付けにおける買付価格(以下「公開買付価格」といいます。)が1株当たり120,000円であったこと、本合併におけるアッカ株式の評価については、特段の事情がない限り、公開買付価格と同一の価格とする予定であったこと、公開買付けが終了してから合併契約締結時までの間にアッカの株式価値に重大な影響を及ぼす特段の事情は生じていないこと、少数株主保護及び株主間の公平性等を総合的に勘案し、協議・交渉を重ねた結果、1株120,000円とすることが妥当と判断いたしました。

他方、当社の株式価値については、本合併の効力発生日直前の株価によることが上記②記載の合併比率の算出 方法に適合するものと考えられますが、株式等振替制度上の事務対応のため一定の期間を効力発生日前に設ける 必要があること及び特定の取引日における過度の株価変動による影響を避ける必要があること等を考慮し、上記 ②記載の期間における各取引日の売買高加重平均価格の単純平均値とすることが妥当と判断いたしました。

(4) 合併の日程

合併決議取締役会(両社)平成21年2月12日(木)合併契約締結(両社)平成21年2月12日(木)合併承認株主総会(アッカ)平成21年3月27日(金)合併比率決定日平成21年6月5日(金)最終売買日(アッカ)平成21年6月18日(木)上場廃止日(アッカ)平成21年6月19日(金)合併日(効力発生日)平成21年6月25日(木)

(5) 合併後の合併存続会社となった会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及 び総資産の額

① 商号 イー・アクセス株式会社

② 事業内容 電気通信事業

③ 本店所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

④ 代表者の氏名 代表取締役社長 深田 浩仁

⑤ 資本金の額 18,368百万円

⑥ 純資産の額現時点では確定しておりません。⑦ 総資産の額現時点では確定しておりません。

(6) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業 分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通 支配下の取引として会計処理しております。

2 新株予約権付社債の繰上償還

当社は、平成16年6月28日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関して、平成21年5月29日において発行要領に基づく社債権者からの繰上償還の請求があり、残高の一部について繰上償還することといたしました。

当該新株予約権付社債の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 平成13年改正旧商法第341条/2の規定に基づく新株予約権付社債(平成16年6月10日取締役会決議)」に記載のとおりであります。

(1) その旨及び目的

本社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- (2) 繰上償還する社債の銘柄、繰上償還額
 - ① 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
 - ② 繰上償還前残存額面総額 23,000百万円
 - ③ 繰上償還総額 20,000百万円
 - ④ 繰上償還後残存額面総額 3,000百万円
- (3) 繰上償還の方法および償還の時期 平成21年6月28日に額面金額の100%で一括繰上償還
- (4) 繰上償還のための資金調達の方法 手元資金を充当

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連会社の増資引受

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、関連会社であるイー・モバイルの第三者割当増資の引受を決議いたしました。当該第三者割当増資の内容および当社の引受額は以下のとおりです。なお、本増資引受は平成22年3月31日に締結したイー・モバイルとの株式交換契約書にて合意している引受予定額120億円について、イー・モバイルの第三者割当増資額の払込金額総額が株式交換契約で予定していた金額よりも増額されたことに伴い変更したものであります。

(1) 関連会社の概要

①名称 イー・モバイル株式会社

②設立年月日平成17年1月5日③事業内容移動体通信事業④資本金71,754百万円(増資後資本金94,254百万円)

⑤発行済株式数 普通株式 607,000株

A種優先株式333, 333株A-1種優先株式433, 335株A-2種優先株式651, 277株

(增資後発行済株式数 普通株式数 1,016,092株

A種優先株式 333, 333株 A-1種優先株式 433, 335株 A-2種優先株式 651, 277株)

(2) 引受の概要

①引受価額の総額 17,000百万円

②引受価額 1株につき金110,000円

③引受株式数 154,546株

④引受の目的 グループ財務基盤およびグループシナジーの強化

(3) 引受前後の所有株式の状況

増資前の所有株式数 普通株式 606,300株

A種優先株式 214, 110株 A-2種優先株式 41, 175株 普通株式 760, 846株

(増資後発行済株式数普通株式760,846株A種優先株式214,110株A-2種優先株式41,175株)

(4) 日程

平成22年5月12日 取締役会決議 平成22年6月30日 申込・払込期日

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

2 ストック・オプション付与

当社は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、 監査役及び従業員に対してストック・オプション(新株予約権)を発行することについて決議しました。

(1) 発行する株式の種類 普通株式

(2) 付与の対象者 平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

上限 70,000株

(4) 新株予約権の割当日 新株予約権発行の株主総会決議の日から1年以内の範囲で、当社取締役会が定め

る。

(5)権利行使価額 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額は、新株予約権

を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の㈱東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当

該終値とする。

(6) 新株予約権の行使期間 新株予約権発行日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において

決定する。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

	銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
		(株) UCOM	49, 260	3, 941
投資有価証券	その他有価証券	その他(1銘柄)	2, 300	74
		小計	51, 560	4, 015
	į		51, 560	4, 015

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	565	61	129	497	176	47	322
機械設備	14, 694	34, 527	1, 555	47, 666	37, 432	3, 604	10, 234
端末設備	3, 899	6, 479	1, 442	8, 936	5, 356	1, 553	3, 580
工具、器具及び備 品	1, 080	526	296	1, 311	988	200	323
土地	307	_	_	307	_	_	307
建設仮勘定	999	1, 344	1, 172	1, 171	_	_	1, 171
有形固定資産計	21, 545	42, 938	4, 594	59, 888	43, 952	5, 404	15, 936
無形固定資産							
ソフトウェア	3, 807	5, 885	491	9, 200	6, 782	1, 182	2, 419
ソフトウェア仮勘 定	3	420	227	196	_	_	196
電話加入権	1	3	4	_	_	_	_
無形固定資産計	3, 811	6, 308	722	9, 396	6, 782	1, 182	2, 614
長期前払費用	220	485	9	696	150	110	546
繰延資産							
社債発行費	_	466	_	466	41	41	425
繰延資産計	_	466	_	466	41	41	425

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

機械設備 株式会社アッカ・ネットワークスと合併による受入資産 33,087百万円 その他通信設備の増加 1,439百万円 端末設備 株式会社アッカ・ネットワークスと合併による受入資産 4,955百万円 その他宅内機器の増加 1,524百万円 ソフトウエア 株式会社アッカ・ネットワークスと合併による受入資産 5,428百万円 基幹システム等の構築及び増強 456百万円 2 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

機械設備通信設備の除却1,555百万円端末設備宅内機器の除却1,379百万円

3 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3	15	3	6	10
役員賞与引当金	_	88	_	_	88
賞与引当金	_	160	136	5	19

⁽注) 当期減少額のその他は戻入額であります。

⑤【被合併会社である株式会社アッカ・ネットワークスの財務諸表】 被合併会社である株式会社アッカ・ネットワークスの財務諸表

① 貸借対照表

① 貸借対照表		T			
		前事業年度 (平成20年12月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金			11, 358, 846		
2. 売掛金			4, 165, 615		
3. 商品			118, 639		
4. 貯蔵品			9, 676		
5. 前払費用			142, 960		
6. 繰延税金資産			2, 210, 006		
7. 未収入金			79, 407		
8. リース債権	※ 3		3, 222, 614		
9. その他			55, 009		
貸倒引当金			△40, 662		
流動資産合計			21, 322, 112	66.6	
Ⅱ 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		264, 707			
減価償却累計額		130, 379	134, 328		
(2) 工具器具備品		13, 800, 100			
減価償却累計額	※ 2	6, 992, 929	6, 807, 170		
(3) 賃貸用資産		323, 267			
減価償却累計額		195, 419	127, 847		
(4) 建設仮勘定			23, 283		
有形固定資産合計			7, 092, 631	22. 2	
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア			1, 697, 669		
(2) ノウハウ利用権	※ 1		100, 124		
(3) 屋内配線利用権			446, 058		
(4) 電話加入権			1, 689		
無形固定資産合計			2, 245, 542	7. 0	

		前 (平成2	事業年度 20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(日	千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産				
(1) 関係会社株式			206, 382	
(2) 長期前払費用			8, 490	
(3) 敷金及び差入保証金			220, 894	
(4) 繰延税金資産			912, 963	
(5) その他			4, 470	
投資その他の資産合計		_	1, 353, 201	4. 2
固定資産合計		_	10, 691, 374	33. 4
資産合計		_	32, 013, 487	100. 0
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 買掛金			3, 435, 591	
2. 短期借入金			3, 000, 000	
3. 設備未払金			324, 219	
4. 未払費用			558, 264	
5. 未払法人税等			48, 159	
6. 預り金			46, 618	
7. 賞与引当金			43, 787	
8. その他			15, 593	
流動負債合計			7, 472, 236	23. 3
Ⅱ 固定負債				
1. 退職給付引当金			70, 883	
固定負債合計		_	70, 883	0. 2
負債合計		_	7, 543, 119	23.6

		前事業年度 (平成20年12月31日)			
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)	
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			16, 693, 636	52. 1	
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		3, 714, 322			
(2) その他資本剰余金		1, 660, 501			
資本剰余金合計			5, 374, 823	16.8	
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		104, 040			
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		2, 491, 756			
利益剰余金合計			2, 595, 797	8. 1	
4. 自己株式			△193, 889	△0.6	
株主資本合計			24, 470, 368	76. 4	
純資産合計			24, 470, 368	76.4	
負債純資産合計			32, 013, 487	100.0	

② 損益計算書

② 損益計算書		r		
		(自 平	前事業年度 成20年1月1日 成20年12月31日	1
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高			29, 946, 068	100.0
Ⅱ 売上原価			22, 240, 250	74. 3
売上総利益			7, 705, 818	25. 7
Ⅲ 販売費及び一般管理費				
1. 広告宣伝費		21, 405		
2. 販売促進費		1, 137, 710		
3. 役員報酬		67, 240		
4. 給与手当		960, 907		
5. 賞与引当金繰入額		23, 457		
6. 人材派遣費		147, 487		
7. 採用費		14, 625		
8. 退職給付費用		37, 448		
9. 地代家賃		221, 166		
10. リース料		109, 671		
11. 外部顧問料		18, 228		
12. 業務委託費		849, 587		
13. 貸倒引当金繰入額		7, 048		
14. 減価償却費		104, 516		
15. 支払手数料		255, 903		
16. 研究開発費	※ 1	7		
17. その他		750, 893	4, 727, 306	15.8
営業利益			2, 978, 511	9. 9
IV 営業外収益				
1. 有価証券利息		34, 054		
2. 受取利息		1, 340		
3. 為替差益		191		
4. 雑収入	※ 2	23, 565	59, 152	0.2

		前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)			
区分	注記 番号	金額(金額(千円)		
V 営業外費用					
1. 支払利息		50, 928			
2. 株式交付費		1			
3. 支払手数料		39, 199			
4. 雑損失		725	90, 856	0.3	
経常利益			2, 946, 807	9.8	
VI 特別利益					
1. 固定資産売却益	※ 3	6, 192	6, 192	0.0	
VII 特別損失					
1. 固定資産除却損	※ 4	75, 999			
2. 減損損失	※ 5	394, 740			
3. 親子会社間の会計処理統一 に伴う修正額	※ 6	2, 864, 810			
4. 関係会社株式評価損		300, 000			
5. 特別退職支援損失		127, 125			
6. その他		120, 825	3, 883, 500	13. 0	
税引前当期純損失(△)			△930, 499	△3. 1	
法人税、住民税及び事業税		5, 810			
法人税等調整額		△2, 656, 548	△2, 650, 738	△8.8	
当期純利益			1, 720, 238	5. 7	

売上原価明細書

元上尔仙叻和青			
		前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
事業費			
1. 給与手当		649, 466	
2. 賞与引当金繰入額		16, 463	
3. 退職給付費用		24, 966	
4. 人材派遣費		509, 201	
5. 通信設備使用料		10, 624, 892	
6. 設備リース料		2, 222, 740	
7. 機器レンタル料		1, 469, 676	
8. 業務委託費		2, 354, 498	
9. 減価償却費		1, 996, 185	
10. ADSLモデムに係る規定損害金		147, 356	
11. その他		2, 058, 453	
小計		22, 073, 901	99. 3
商品原価			
期首商品棚卸高		511, 458	
当期商品仕入高		403, 975	
計		915, 434	
他勘定振替	※ 1	614, 384	
事業費その他への振替		241	
特別損失その他への振替		15, 819	
期末商品棚卸高		118, 639	
小計		166, 348	0.7
売上原価		22, 240, 250	100. 0

(注)

	前事業年度	
※ 1.	他勘定振替の内訳は次のとおりです。	
	リース会社への販売額	614,059千円
	販売促進費への振替額	325千円
	計	614,384千円

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		その他	利益準備金	その他 利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
			資本剰余金		繰越 利益剰余金			
平成19年12月31日残高 (千円)	12, 986, 236	6, 922	3, 460, 273	31, 083	1, 574, 043	_	18, 058, 560	18, 058, 560
事業年度中の変動額								
新株の発行	3, 707, 400	3, 707, 400					7, 414, 800	7, 414, 800
剰余金の配当					△729, 568		△729, 568	△729, 568
剰余金の配当に伴う利 益準備金の積立				72, 956	△72, 956		_	-
自己株式の取得						△1, 993, 661	△1, 993, 661	△1, 993, 661
自己株式の消却			△1, 799, 772			1, 799, 772	_	_
当期純利益					1, 720, 238		1,720,238	1, 720, 238
事業年度中の変動額合計 (千円)	3, 707, 400	3, 707, 400	△1, 799, 772	72, 956	917, 713	△193, 889	6, 411, 808	6, 411, 808
平成20年12月31日残高 (千円)	16, 693, 636	3, 714, 322	1, 660, 501	104, 040	2, 491, 756	△193, 889	24, 470, 368	24, 470, 368

重要な会計方針	
項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法によっています。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっています。 (2) たな卸資産 商品 総平均法による原価法によっています。 貯蔵品
	財廠品 最終仕入原価法によっています。
2. 固定資産の減価償却の方	(1) 有形固定資産
法	定額法によっています。 なお、主な耐用年数は下記のとおりで す。
	建物 3~15年
	工具器具備品 3~10年
	賃貸用資産 6年
	(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微です。 (2)無形固定資産ソフトウェア社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。ノウハウ利用権見積利用可能期間に基づく均等償却によっています。

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	電気通信施設利用権
	定額法によっています。なお、償却
	年数は20年です。
	(会計方針の変更)
	従来、NTT収容局または中継局の設備
	と当社のネットワーク設備を接続するた
	めに要する支出は、無形固定資産の電気
	通信施設利用権として計上し、耐用年数
	20年で減価償却を実施していましたが、
	当事業年度中に当社がイー・アクセス株
	式会社の連結子会社となったことを契機
	に、「親子会社間の会計処理の統一に関
	する当面の監査上の取扱い」(日本公認
	会計士協会 監査・保証実務委員会報告
	第56号)の趣旨を踏まえ、親子会社間の
	会計処理を統一することがより合理的で
	あると判断し、当事業年度末において、
	当該会計処理の統一のための修正を行
	い、当該資産を有形固定資産の工具器具
	備品として計上し、今後、耐用年数3年
	から10年で減価償却を実施することとし
	ています。当該変更の結果発生した従来
	の帳簿価額との差額(2,864,810千円)
	は、「親子会社間の会計処理統一に伴う
	修正額」として特別損失に計上していま
	す。なお、当事業年度中の減価償却につ
	いては、電気通信施設利用権として、上
	記のように行っています。
	のれん
	20年以内のその効果の及ぶ期間にわ
	たり、定額法により償却しています。
	屋内配線利用権
	収益の発生見込期間内の一定の年数
	にわたり、定額法により償却していま
	す 。
	(3) 長期前払費用
	均等償却によっています。
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費
	全額発生時の費用として処理していま
	す。
<u> </u>	

項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金
	債権の貸倒れによる損失に備えるた
	め、一般債権については貸倒実績率によ
	り、貸倒懸念債権等特定の債権について
	は個別に回収可能性を勘案し、回収不能
	見込額を計上しています。
	(2) 賞与引当金
	従業員に対する賞与の支給に備えるた
	め、支給見込額のうち当事業年度が負担
	すべき額を計上しています。
	(3) 退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当期
	末における退職給付債務及び年金資産残
	高の見込額に基づき、当期末に発生して
	いると認められる額を計上しています。
	過去勤務債務は、その発生時の従業員
	の平均残存勤務期間以内の年数(11.2
	年)による定額法により費用処理してい
	ます。
5. 外貨建の資産及び負債の	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為
本邦通貨への換算基準	替相場により円貨に換算し、換算差額は損
	益として処理しています。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると
	認められるもの以外のファイナンス・リー
	ス取引については、借手側の場合は、通常
	の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理
	によっており、貸手側の場合は、通常の売
	買取引に係る方法に準じた会計処理によっ
	ています。
7. その他財務諸表作成のた	消費税及び地方消費税の処理方法
めの基本となる重要な事	税抜方式によっています。
項	

表示方法の変更

前事業年度

(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「受取利息」に含めて 計上していました「有価証券利息」(前事業年度4,575千 円)は、金額的に重要となったため、当事業年度より区分 掲記しています。

前事業年度 (平成20年12月31日)

※1. ノウハウ利用権

ノウハウ利用権は、Covad Communications

Group, Inc.が独自に開発したOSSソフトウェアの日本における独占使用権の供与を受けるための対価及び当該ソフトウェアのカスタマイズに要した支出であります。

※2. 減価償却累計額に含まれる減損損失累計額

減価償却累計額に含まれる減損損失累計額は48,122 千円です。

※3. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

リース債権

3,222,614千円

4. 借入枠の実行状況

当社は、運転資金並びに手元流動性を補完するため、取引金融機関5行とのコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しています。

コミットメントライン及び当座貸

6,000,000千円

越限度額の総額

3,000,000千円

借入実行残高 差引額

3,000,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

- ※1. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額 は、7千円です。
- ※2. 雑収入のうち主要なものは次のとおりです。

受取違約金

6,654千円

※3. 固定資産売却益の内容

賃貸用資産

415千円

その他

5,777千円

計

6,192千円

※4. 固定資産除却損の内容

建物 工具器具備品 賃貸用資産 ソフトウェア 屋内配線利用権 20,021千円 1,438千円 3,984千円

644千円 27, 161千円

その他 計

22,750千円

※5. 減損損失の内容

75,999千円

K a . MANAGO TA TA					
場所	用途	種類	減損損失		
	事業用資産	工具器具備品	57,328千円		
		賃貸用資産	496千円		
		リース資産	20,779千円		
東京都		ソフトウェア	207, 302千円		
		のれん	9,741千円		
		電話加入権	1,551千円		
		長期前払費用	96,200千円		
		その他	1,338千円		
合計			394,740千円		

当社は、事業用資産については原則としてブロード バンドアクセスサービス事業としてグルーピングを実施しています。

上記資産については、ブロードバンドアクセスサービス事業の映像コミュニケーションサービス等の不採 算事業のリストラクチャリングの意思決定を行ったため、同事業等で使用していた資産の帳簿価額を回収可 能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上して います。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しています。

※6. 親子会社間の会計処理統一に伴う修正額の内容

「重要な会計方針 2. 固定資産の減価償却の方法 (2) 無形固定資産 電気通信施設利用権 (会計方針 の変更)」に記載のとおりです。 (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式(注1、2)	_	13, 648	12,000	1, 648
合計	_	13, 648	12,000	1, 648

- (注) 1. 自己株式の増加数は、自己株式の取得による増加13,648株です。
 - 2. 自己株式の減少数は、自己株式の消却による減少12,000株です。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

工具器具備品

取得価額相当額 減価償却累計額相当額 減損損失累計額相当額 5,645,004千円 3,103,090千円

3, 103, 090千円 783千円

期末残高相当額

2,541,130千円

② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

経過リース料期末残高相当額 1年内

896, 165千円

1年超合計

1,703,616千円 2,599,782千円

リース資産減損勘定の残高

783千円

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料

2,026,824千円

リース資産減損勘定の取崩額

23,635千円

減価償却費相当額

1,903,300千円

支払利息相当額

97,233千円

減損損失

20,779千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額 を利息相当額とし、各期への配分については、利息法 によっています。

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年12月31日)

(単位:千円)

3, 122, 969

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の 内訳

繰延税金資産

賞与引当金 16, 248 貸倒引当金 9,811 親子会社間の会計処理統一に伴う修 1, 165, 977 正額 減損損失 145, 370 関係会社株式評価損 278, 232 商品評価損 77, 286 リース解約損 318 概算計上費用 675,000 退職給付引当金 28, 497 欠損金 1,854,216 その他 36, 250 繰延税金資産小計 4, 287, 210 評価性引当額 $\triangle 1$, 164, 241

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 40.7%

(調整)

評価性引当額の減少 245.7% その他

 $\triangle 1.5\%$

税効果会計適用後の法人税等の負担率 284.9%

(企業結合等)

繰延税金資産合計

前事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

1株当たり純資産額

141,796円38銭

1株当たり当期純利益

12,541円84銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記 載していません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	24, 470, 368
純資産の部の合計から控除する金額 (千円)	
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	24, 470, 368
期末の普通株式の発行済株式数(株)	174, 222
期末の普通株式の自己株式数(株)	1, 648
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	172, 574

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	1
	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	1, 720, 238
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1, 720, 238
期中平均株式数(株)	137, 160
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額(千円)	_
普通株式増加数 (株)	_
(うち新株引受権(株))	(-)
(うち新株予約権(株))	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21並びに旧商法第280条ノ19及び旧新事業創出促進法第11条の5の規定に基づく新株予約権等7種類(新株予約権の数2,347個)

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

1. 親会社であるイー・アクセス株式会社との合併契約締結の件

当社は平成21年2月12日開催の取締役会において、株主総会の承認を前提に、平成21年6月25日を効力発生日として、当社とイー・アクセス株式会社(以下、イー・アクセスという。)が、イー・アクセスを存続会社として合併をすることを決議し、同日付で合併契約書を締結しました。また、その後同契約は平成21年3月27日開催の定時株主総会において承認されました。

(1) 合併の目的

イー・アクセス及び当社は、両社の経営統合によるシナジーの最大化を図るために、合併による両社の完全な経営統合を実現することが営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、ひいては両社の企業価値の最大化を実現する上で最善の選択であるとの判断により、本合併を実施することとしました。

- (2) 合併する相手会社の概要
 - ①合併する相手会社の名称 イー・アクセス株式会社
 - ②合併する相手会社の主な事業の内容 電気通信事業
 - ③合併する相手会社の最近3年間の業績等

0.12. / 1. / 1. / 1. / 1. / 2. / 2. / 3. / 3. / 3. / 3. / 3. / 3					
	イー・アクセス株式会社(連結)				
決算期		平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	
売上高	(百万円)	60, 353	56, 250	67, 564	
営業利益	(百万円)	9, 375	1, 049	7, 092	
経常利益(△損失)	(百万円)	7, 531	△1,564	△8, 365	
当期純利益 (△損失)	(百万円)	5, 020	909	△6, 351	
純資産額	(百万円)	34, 543	108, 222	19, 433	
総資産額	(百万円)	194, 174	237, 837	121, 590	
従業員数	(名)	492	660	347	

- (3) 合併の方法、合併に係る割当の内容
 - ①合併方式
 - イー・アクセスを存続会社とする吸収合併方式で、 当社は解散します。

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

②合併に係る割当の内容

イー・アクセスは、本合併に際して、効力発生日前 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主 (イー・アクセス及び当社を除きます。)に対し、そ の所有する当社の普通株式の数に合併比率を乗じて得 られる数のイー・アクセスの普通株式を割り当て交付 します。

上記の合併比率とは、以下の数式により算出される 比率をいいます。ただし、合併比率は、小数点第3位 まで算出し、その小数点第3位を四捨五入します。 合併比率=120,000円/イー・アクセス普通株式平均株価

なお、「イー・アクセス普通株式平均株価」とは、 東京証券取引所における、平成21年5月25日(同日を 含みます。)から平成21年6月5日(同日を含みま す。)までの各取引日のイー・アクセス普通株式の売 買高加重平均価格の単純平均値をいいます。

③合併に係る割当の内容の算定根拠

イー・アクセス及び当社は、合併比率の算定の公正 性を担保するため、それぞれ両者から独立した第三者 算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーを選任 し、合併対価の算定を依頼しました。

また、合併比率の算出方法に関し、イー・アクセス 及び当社は、イー・アクセス株式の市場価格変動リス クを当社株主が負担することを回避できることなどを 考慮し、上記(3) ②記載のとおり、当社株主が受領で きる合併対価(当社株式1株につき、120,000円に相当 するイー・アクセス株式)を合併契約締結時に確定し て合併比率を算出する方法を採用しました。

イー・アクセス及び当社は、当社の株式価値については、それぞれの第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーによる算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)が1株当たり120,000円であったこと、本合併は本公開買付けからはじまる一連の取引であること、イー・アクセス及び当社は、本合併における当社株式の評価については、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格とする予定である旨を公表していること、本公開買付け終了日である平成20年11月28日から本日までの期間に、当社の株式価値に重大な影響を及ぼす特段の事情が存在しないこと、少数株主保護及び株主間の公平性等を総合的に勘案し、協議・交渉を重ねた結果、1株120,000円とすることが妥当と判断しました。

他方、イー・アクセスの株式価値については、本合併の効力発生日直前の株価によることが上記(3) ②記載の合併比率の算出方法に適合するものと考えられますが、株式等振替制度上の事務対応のため一定の期間を効力発生日前に設ける必要があること及び特定の取引日における過度の株価変動による影響を避ける必要があること等を考慮し、上記(3) ②記載の期間を設ける各取引日の売買高加重平均価格の単純平均値とすることが妥当と判断しました。

前事業年度

- (自 平成20年1月1日
- 至 平成20年12月31日)
- (4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イー・アクセスは、本合併に際して、当社の新株予 約権者に対し、イー・アクセスの新株予約権及び金銭 を交付しません。なお、当社は、新株予約権付社債を 発行していません。

(5) 合併の日程

合併決議取締役会(両社) 平成21年2月12日(木) 合併契約締結(両社) 平成21年2月12日(木) 合併承認定時株主総会(当社) 平成21年3月27日(金)

 合併比率決定日
 平成21年6月5日(金)(予定)

 最終売買日(当社)
 平成21年6月18日(木)(予定)

 上場廃止日(当社)
 平成21年6月19日(金)(予定)

 合併予定日(効力発生日)
 平成21年6月25日(木)(予定)

(6) 合併後の会社の商号、事業内容、本店所在地、代表 者の氏名

(1)	商号	イー・アクセス株式会社
(2)	事業内容	電気通信事業
(3)	本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
(4)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 深田 浩仁

2. 資金の調達

当社は親会社イー・アクセス株式会社への貸付を目的 とし、リース会社6社への資産の売渡し及び同一資産の 割賦買受けの方法による資金調達を平成21年2月20日の 取締役会において決議し、これを実行しました。

①売渡し物件 ネットワーク機器②売渡し先 リース会社6社③売渡し代金 5.213,601千円

④賦払金支払期間 平成21年2月28日~平成24年2月

27日

⑤利率 5.446%

⑥契約日 平成21年2月28日

⑦資金使途 親会社イー・アクセス株式会社へ

の貸付(注)

(注)貸付の内容は以下のとおりです。

1)貸付金額 4,799,952千円

2)貸付期間 平成21年2月28日~平成24年2月

27日

3) 契約日 平成21年2月28日

4) 貸付条件 調達条件を踏まえ、一般取引条件

と同様に決定しています。

④ 附属明細表

有価証券明細表

該当事項はありません。

有形固定資産等明細表

17/2 四元 天 五 寸							
資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	305, 403	2, 856	43, 551	264, 707	130, 379	22, 484	134, 328
工具器具備品	5, 982, 575	7, 871, 322	53, 796	13, 800, 100	6, 992, 929	793, 359 (57, 328)	6, 807, 170
賃貸用資産	264, 463	90, 501	31, 696	323, 267	195, 419	26, 652 (496)	127, 847
建設仮勘定	71, 484	775, 508	823, 709	23, 283	_	_	23, 283
有形固定資産計	6, 623, 926	8, 740, 187	952, 755	14, 411, 358	7, 318, 727	842, 497 (57, 825)	7, 092, 631
無形固定資産							
ソフトウェア	4, 175, 262	539, 390	861, 353 (207, 302)	3, 853, 300	2, 155, 630	781, 297	1, 697, 669
ノウハウ利用権	264, 476	_	-	264, 476	164, 351	53, 218	100, 124
電気通信施設利用権	7, 078, 789	68, 227	7, 147, 016	_	_	355, 635	-
屋内配線利用権	253, 664	318, 259	33, 620	538, 303	92, 245	76, 822	446, 058
のれん	13, 916	_	9, 741 (9, 741)	4, 175	4, 175	1, 855	-
電話加入権	3, 241	_	1, 551 (1, 551)	1, 689	_	_	1, 689
無形固定資産計	11, 789, 351	925, 877	8, 053, 283 (218, 596)	4, 661, 945	2, 416, 402	1, 268, 830	2, 245, 542
長期前払費用	238, 790	467	98, 700 (96, 200)	140, 557	132, 066	47, 199	8, 490

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

(有形固定資産)

工具器具備品 建設仮勘定の振替による増加 683,211千円

会計方針の変更による増加(注6) 7,147,016千円

建設仮勘定 ネットワーク設備購入による増加 685,567千円

(無形固定資産)

ソフトウェア 社内業務用システムの購入による増加 539,390千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

(無形固定資産)

ソフトウェア 社内業務用システムの償却終了による減少

636, 156千円

電気通信施設利用権 会計方針の変更による減少(注6)

7, 147, 016千円

- 3. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。
- 4. 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて記載しています。
- 5. 減損損失の注記については、注記事項(損益計算書関係)に記載しています。
- 6. 会計方針の変更による増加及び減少については、重要な会計方針2. 固定資産の減価償却の方法(2) 無形固 定資産 電気通信施設利用権(会計方針の変更)に記載しています。

引当金明細表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	202, 310	40, 662	168, 696	33, 613	40, 662
賞与引当金	63, 687	43, 787	63, 687	_	43, 787

⁽注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、債権回収による減少18,296千円、洗替による戻入額15,317千円です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ 現金及び預金

	区分	金額(百万円)	
現金		0	
	当座預金	40	
	普通預金	16, 519	
預金	郵便貯金	47	
頂金	別段預金	52	
	定期預金	8,800	
	計	25, 458	
	슴計	25, 458	

口 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
KDDI株式会社	3, 519
イー・モバイル株式会社	1, 983
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1, 693
株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーショ ンズ	634
ニフティ株式会社	524
その他	2, 526
合計	10,880

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)+(B)}} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
6, 878	80, 878	76, 858	10, 880	87. 6	40. 1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ商品

区分	金額(百万円)
DSLモデム	76
モバイル端末	30
合計	106

二 貯蔵品

区分	金額(百万円)
モバイル端末	5
合計	5

ホ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
(子会社株式)	
株式会社カルティブ	62
計	62
(関連会社株式)	
イー・モバイル株式会社	50, 016
計	50,016
슴콹	50, 078

へ 関係会社長期未収入金

相手先	金額(百万円)
イー・モバイル株式会社	9, 271
슴計	9, 271

② 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
NECアクセステクニカ株式会社	598
Huawei Technologies Japan K.K	665
イー・モバイル株式会社	417
三信電気株式会社	60
日商エレクトロニクス株式会社	44
その他	314
슴計	2,098

ロ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	1, 200
株式会社三井住友銀行	133
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	1, 521
合計	2, 854

ハ 1年内償還予定の社債

区分	金額 (百万円)
第3回無担保社債(銀行保証付私募債)	990
第4回無担保社債(銀行保証付私募債)	858
슴計	1, 848

二 社債

区分	金額 (百万円)
第2回無担保普通社債	9,000
第3回無担保社債(銀行保証付私募債)	1,515
第4回無担保社債(銀行保証付私募債)	1,713
2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	3,000
2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	10, 898
슴計	26, 126

ホ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社みずほ銀行	6, 900
株式会社三井住友銀行	767
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	11, 409
合計	19, 075

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	_
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日 (注)
1 単元の株式数	
株式の名義書換え	普通株式については該当事項はありません。以下の記述は第1種優先株式に関するものです。
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。http://www.eaccess.net/
株主に対する特典	平成22年3月31日現在の株主に対し、グループ会社イー・モバイルのモバイルブロードバンド音声端末の「H31IA」、並びに、データ通信端末の「Pocket WiFi(D25HW)」、「D31HW」を別表に記載する株主優待キャンペーン特別価格にて提供

⁽注) 当社では、会社法第459条第1項、定款第43条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、一事業年度に つき2回まで、9月30日及び3月31日以外の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができます。

別表:

株主優待キャンペーン内容:

平成22年6月25日(金)~平成22年7月28日(水)のお申し込み期間中に、新規ご契約、機種変更(買い増し)を「株主優待専用サイト」よりお申し込みいただくと下記のイー・モバイル通信端末を特別価格にてご提供させていただきます (株主様ご本人名義にて新規ご契約、機種変更(買い増し)、各1回線のお申し込みに限らせていただきます)。

新規ご契約の場合の株主様特典

初期費用	契約事務手数料	月額料金
0円	2,835円が無料	最大2ヶ月分が無料 *1 (音声の場合、24ヶ月分)

機種変更(買い増し)の場合の株主様特典

初期費用	月額料金
0円	2ヶ月分が無料 *1 (音声の場合、24ヶ月分)

機種変更(買い増し)とは:

現在イー・モバイルをご契約中の方が、新たにデータ通信端末または音声端末のみを購入することを「機種変更(買い増し)」といいます。現在ご利用の端末に差し込まれているEM chip (USIMカード)を差し替えることでご利用いただけます。

※現在のご契約において長期契約割引を適用している場合、機種変更(買い増し)お申し込みに際し契約解除料が発生します。

※ご契約者本人以外のお申し込みは受け付けられません。

※「データ通信サービス」をご契約の方が、携帯電話に機種変更(買い増し)することはできません。また、「電話サービス」をご契約の方が、データ通信端末に機種変更(買い増し)することもできません。

	機種及び適用プラン		初期費用	月額料金	お申込期間
データ 通信	Pocket WiFi (D25HW)	データプラン にねんM *2	0円	無料期間終了後10ヶ月間 3,980円/月 (13ヶ月目以降は、4,980円/月)	
端末	D31HW	データプラン21 にねんM *2 *3	0円	無料期間終了後10ヶ月間 4,980円/月 (13ヶ月目以降は、5,980円/月)	平成22年 6月25日
音声端末	声	ケータイ定額プラン プラン*4 にねん +アシスト900 *2	0円	基本使用料 (780円/月) 24ヶ月間無料 + 900円/月 + 通話・通信料	~ 平成22年 7月28日

(価格はすべて消費税込み)

- *1 有料オプションサービス使用料、及び「電話サービス」におけるアシスト月額料、通話・通信料は、無料対象となりません。
- *2 「にねんM」「にねん+アシスト900」は、契約期間(24ヶ月)中に他プランへ契約変更/解約をされた場合、その経過期間に応じて契約解除料がかかります。
- *3 下り最大21Mbpsサービスをご利用いただくには対応の料金プランへのご加入が必要になります。下り最大21Mbpsのサービスエリアをお確かめの上、お申し込みください。
- *4 データ定額オプションに加入されずにデータ通信を行った場合、パケット通信料が高額になる恐れがあります。 データ量の多い通信のご利用には十分ご注意ください。
- ※ 最大通信速度はベストエフォート(規格上の最大速度)であり、実効速度として保証するものではございませ

ん。なお、通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

※ ユニバーサルサービス料として別途8.4円/月をご負担いただきます。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	臨時報告書の訂正報告書	平成21年2月12日提出の臨時 あります。	服告書	書に係る訂正報告書で	平成21年6月5日 関東財務局長に提出。
(2)	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を書であります。	登録書	書に係る訂正発行登録 (のできる) かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	平成21年6月5日 関東財務局長に提出。
	有価証券報告書 及びその添付書類 内部統制報告書 及びその添付書類	(第10期)	自至	平成20年4月1日 平成21年3月31日	平成21年6月25日 関東財務局長に提出。 平成21年6月25日 関東財務局長に提出。
(5)	確認書	(3) の有価証券報告書に係る	確認	書であります。	平成21年6月25日 関東財務局長に提出。
(6)	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を 書であります。	登録書	書に係る訂正発行登録	平成21年6月25日 関東財務局長に提出。
	有価証券報告書の訂正報 告書	(3) の有価証券報告書に係る	訂正	報告書であります。	平成21年7月1日 関東財務局長に提出。
(8)	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を 書であります。			平成21年7月1日 関東財務局長に提出。
(9)	四半期報告書	(第11期第1四半期)	至	平成21年4月1日 平成21年6月30日	平成21年8月13日 関東財務局長に提出。
	確認書	(9) の四半期報告書に係る確			平成21年8月13日 関東財務局長に提出。
	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を書であります。			平成21年8月13日 関東財務局長に提出。
	確認書	(7) の有価証券報告書の訂正ます。			平成21年9月9日 関東財務局長に提出。
(13)		(第11期第2四半期)	至	平成21年7月1日 平成21年9月30日	平成21年11月12日 関東財務局長に提出。
	確認書	(13) の四半期報告書に係る			平成21年11月12日 関東財務局長に提出。
	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を書であります。			平成21年11月12日 関東財務局長に提出。
(16)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内 条第2項第1号(有価証券の発 告書であります。			平成21年12月8日 関東財務局長に提出。
(17)	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を 書であります。	登録書	書に係る訂正発行登録 (のできる)	平成21年12月8日 関東財務局長に提出。
(18)	臨時報告書の訂正報告書	(16) の臨時報告書に係る訂	E報告	告書であります。	平成21年12月10日 関東財務局長に提出。
(19)	訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行を 書であります。	登録書	書に係る訂正発行登録 (のできる)	平成21年12月10日 関東財務局長に提出。
(20)	臨時報告書の訂正報告書	(16) の臨時報告書に係る訂	E報台	告書であります。	平成21年12月22日 関東財務局長に提出。

(21) 訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行登録書に係る訂正発行登録 書であります。	平成21年12月22日 関東財務局長に提出。
(22) 四半期報告書	(第11期第3四半期) 自 平成21年10月1日	平成22年2月10日
	至 平成21年12月31日	関東財務局長に提出。
(23) 確認書	(22) の四半期報告書に係る確認書であります。	平成22年2月10日
		関東財務局長に提出。
(24) 訂正発行登録書	平成20年2月21日提出の発行登録書に係る訂正発行登録	平成22年2月10日
	書であります。	関東財務局長に提出。
(25) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号	平成22年4月1日
	の2(株式交換)の規定に基づく臨時報告書でありま	関東財務局長に提出。
	す。	
(26) 臨時報告書の訂正報告書	(25) の臨時報告書に係る訂正発行報告書であります。	平成22年5月14日
		関東財務局長に提出。
(27) 臨時報告書の訂正報告書	(25) の臨時報告書に係る訂正発行報告書であります。	平成22年6月17日
		関東財務局長に提出。
(28) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号	平成22年6月24日
	の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ	関東財務局長に提出。

く臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林茂 夫 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、会社を存続会社、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付で株式会社アッカ・ネットワークスとの間で合併契約書を締結している。また、その後同契約は平成21年3月27日開催の株式会社アッカ・ネットワークス定時株主総会において承認され、平成21年6月25日に合併を完了している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年6月28日に発行した2011年満期ユーロ 円建転換社債型新株予約権付社債に関して、平成21年5月29日において発行要項に基づく社債権者 からの繰上償還の請求があり、残高の一部について繰上償還する。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・アクセス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・アクセス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部 統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林茂 夫 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

企業結合等関係の注記に記載されているとおり、会社は、平成22年3月31日に、会社を株式交換完全親会社、持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結している。また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、イー・モバイル株式会社が予定する第三者割当増資のうち170億円の引受を決議している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・アクセス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者

が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、 内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・アクセス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小 林 茂 夫 ⑩ 業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、会社を存続会社、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付で株式会社アッカ・ネットワークスとの間で合併契約書を締結している。また、その後同契約は平成21年3月27日開催の株式会社アッカ・ネットワークス定時株主総会において承認され、平成21年6月25日に合併を完了している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年6月28日に発行した2011年満期ユーロ 円建転換社債型新株予約権付社債に関して、平成21年5月29日において発行要項に基づく社債権者 からの繰上償還の請求があり、残高の一部について繰上償還する。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小 林 茂 夫 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

企業結合等関係の注記に記載されているとおり、会社は、平成22年3月31日に、会社を株式交換完全 親会社、関連会社であるイー・モバイル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結して いる。また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月12日開催の取締役会にお いて、イー・モバイル株式会社が予定する第三者割当増資のうち170億円の引受を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年3月27日

印

株式会社 アッカ・ネットワークス

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 青木 良夫 業務執行社員

指定社員 公認会計士 板垣雄士 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アッカ・ネットワークスの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 アッカ・ネットワークスの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべ ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- ①「重要な会計方針」に記載されているとおり、会社は従来NTT収容局又は中継局の設備と会社のネットワーク設備を接続するために要する支出を無形固定資産の電気通信施設利用権として計上し、減価償却を実施していたが、今後当該資産を有形固定資産の工具器具備品として計上し、減価償却を実施することとしている。
- ②重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年2月12日開催の取締役会において、株主総会の承認を前提に、平成21年6月25日を効力発生日として、会社とイー・アクセス株式会社が、イー・アクセス株式会社を存続会社として合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結した。また、その後同契約は平成21年3月27日開催の定時株主総会において承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管しています。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出日】 平成22年6月25日

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エリック・ガン

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項なし

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長エリック・ガンは、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計 審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に 関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部 統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理 的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に は防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及びイー・モバイル株式会社(持分法適用関連会社)を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高の3分の2以上を占める当社及び金額的及び質的影響の大きいイー・モバイル株式会社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価範囲とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、評価及び見積を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスをリスクが大きい取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし

5【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出日】 平成22年6月25日

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エリック・ガン

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 エリック・ガンは、当社の第11期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。